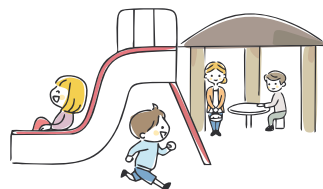
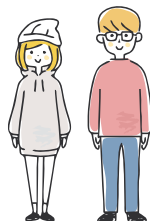


鹿屋市こども計画

令和7年度(2025)▶令和11年度(2029)



令和7年3月

鹿児島県鹿屋市





すべてのこども・若者がたくましく育ち

未来を拓くまち かのや を目指して

鹿屋市では、こどもや子育て家庭の様々なニーズに対応するため、次世代育成支援対策推進法や、こども・子育て支援法に基づく「鹿屋市こども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てができる幼児期の教育・保育の総合的な提供や、こどもの健やかな育ちを地域で支える施策を推進してきました。

しかしながら、急速な少子化の進行とそれに伴う人口減少、共働き家庭の増加や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などによる子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめや児童虐待、貧困など困難な状況にあるこどもや家庭に対する支援、子育ての不安感や孤立感を解消し、こどもが健やかに育つ環境を整備することは重要な課題となっています。

国においては、令和5年4月、こどもに関する施策の基盤となる「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、幅広いこども施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においても、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、「鹿屋市こどもまんなか応援サポーター」宣言を行い、「第2期鹿屋市こども・子育て支援事業計画」の改訂に合わせて、こども基本法に基づく「鹿屋市こども計画」として一体的に策定することとしました。

本計画は、こども・若者が個人として尊重され、自らの意見や希望に応じてその意欲と能力を発揮し、鹿屋市に愛着を持ち、自分の未来に夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、こども施策を総合的に推進してまいります。また、家庭、教育・保育施設、学校、地域、企業など多様な主体がそれぞれの役割を担い、相互に共働・連携し、本計画を着実に実行することで、『すべてのこども・若者がたくましく育ち 未来を拓くまち かのや』の実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました「鹿屋市こども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等計画策定に対して後協力をいただきました多くの市民の皆様に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

鹿屋市長 中西 茂

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の背景と目的	2
2 計画の性格と位置付け	6
3 計画の期間	7
4 計画の対象	7
5 計画の策定体制	8
第2章 鹿屋市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	9
1 こども・若者・子育て家庭に関する統計	10
2 市民アンケート調査結果	26
3 本市におけるこども・若者の主な課題	54
第3章 計画の基本的な考え方	57
1 基本理念	58
2 基本目標	58
3 成果指標の設定	59
4 計画の横断的な視点	60
5 施策体系図	61
6 基本施策の進捗状況確認	64
第4章 施策の展開	65
基本施策1 こどもの権利の尊重	66
基本施策2 質の高い教育・保育の総合的な提供	71
基本施策3 若者の自立と社会参加の支援	74
基本施策4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	78
基本施策5 困難を抱える子育て家庭への支援	83
基本施策6 こども・子育てにやさしい地域環境の整備	86
基本施策7 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり	89

第5章 第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画----- 93

- 1 「教育・保育提供区域」の設定 -----94
- 2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて -----95
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策 -----110
- 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 -----110
- 5 その他の推進方策 -----111

第6章 計画の推進と進行管理 ----- 113

- 1 計画の推進体制 -----114
- 2 計画の進捗管理 -----114

第7章 資料編 ----- 115

- 1 計画の策定経過 -----116
- 2 鹿屋市子ども・子育て会議 -----117
- 3 こども基本法 -----119
- 4 用語集 -----122

鹿屋市こども計画 表紙絵応募作品



第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画の背景と目的



我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで施策・制度が進められ、本市においても「鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもがたくましく育ち未来を開く都市かのや」の将来像のもと、こどもや子育て世帯が、このまちで明るい未来を築くことができるよう、各般の施策に取り組んできました。

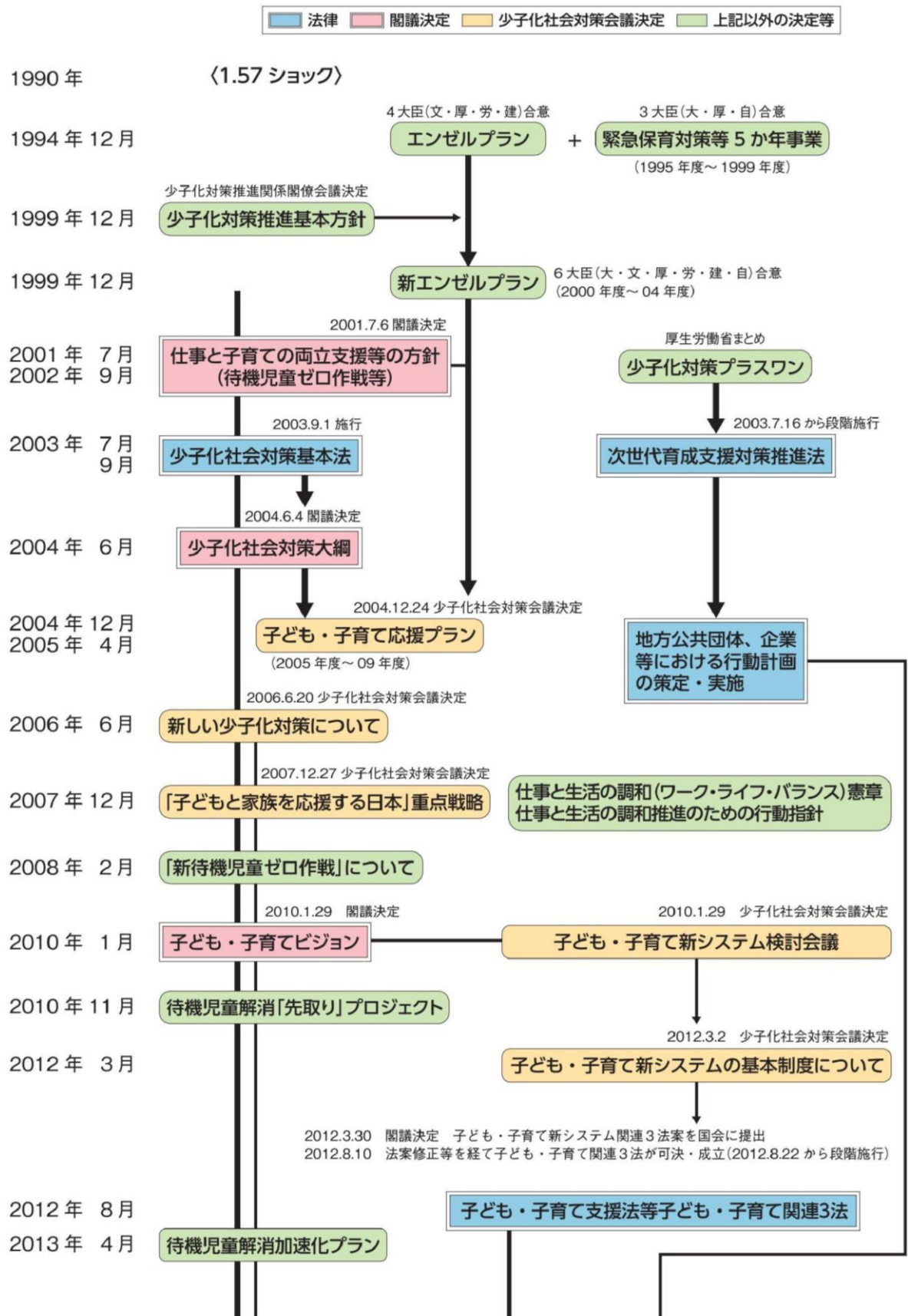
しかしながら、全国的に人口減少の進行に伴う、労働力人口への影響など将来的に影響を与える懸念が深刻になっており、少子化、核家族化、保護者の就労状況の多様化など、社会環境は大きく変化しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待の相談やヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題など、こどもの権利が十分に保障されていない現状もあり、また、結婚や子育ての将来展望が描けない若い世代への対応や、子育てに対する負担や不安、孤立感など、こども・若者や子育て世帯を取り巻く環境は複雑化しています。

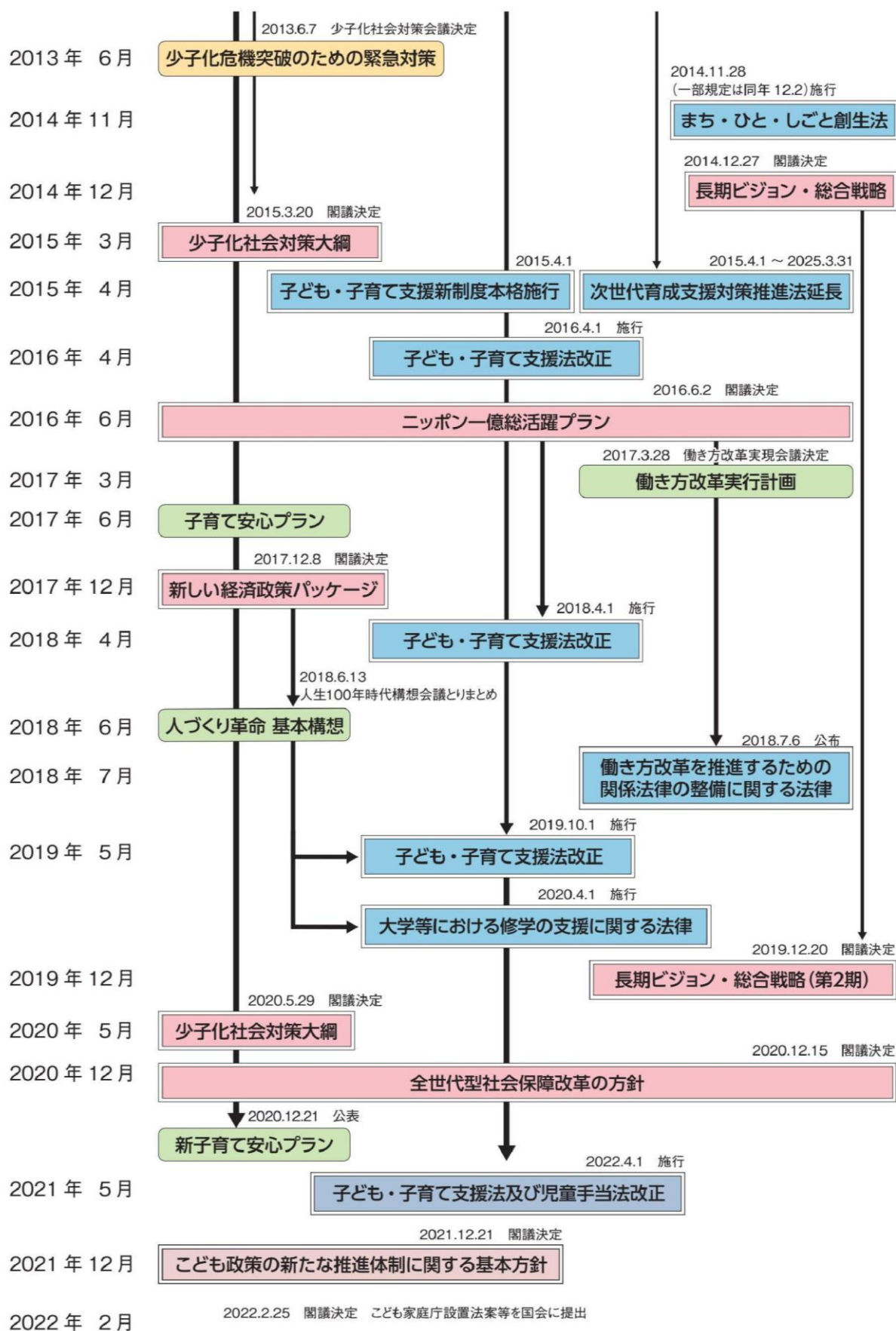
こうした中、国においては、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据え、強力に進めていくため、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

本市においては、第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることから、国の動向や社会環境の変化、本市のこどもや子育てを取り巻く現状、実施した市民アンケート調査の結果等、現行計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援事業に関する事業量等を定めるとともに、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、これまでのこども・若者・子育て世帯等への支援施策を取り込み、「こども・若者計画」や「こどもの貧困対策計画」を包含した「鹿屋市こども計画」を策定し、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期そして青年期に至るまで、切れ目のない支援を行いながら、こどもや若者、子育て家庭への支援施策を総合的に推進します。

【関連施策の国の主な動き】





こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。また、こどもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め、解決するために令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設立されました。子育てや少子化、児童虐待、いじめなどの分野で従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務を一元化することを目的としています。その後、「こども大綱」の策定に向けて、「こども家庭審議会」や「こども家庭審議会基本政策部会」等が開催され、様々な検討が行われました。

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

【「こども大綱」概要】

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる

（こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。）

出典：こども家庭庁

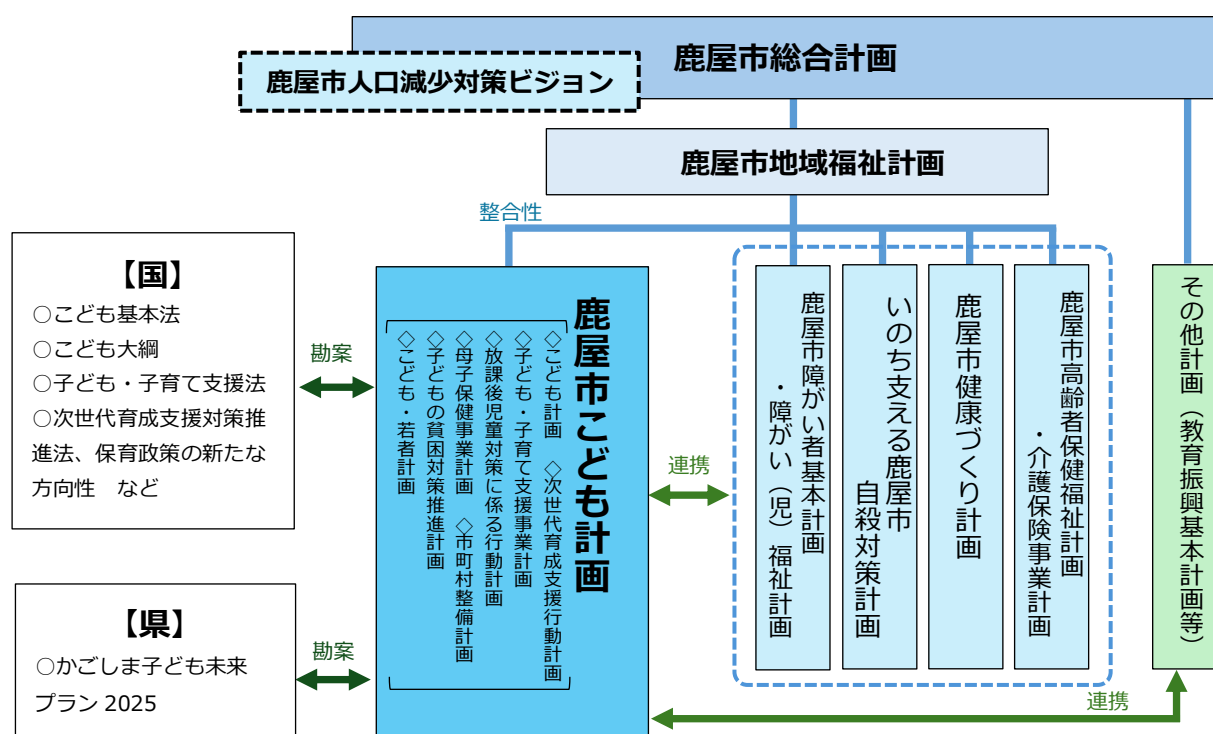
2 計画の性格と位置付け



本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、こども基本法の基本理念を踏まえ、国のこども大綱及び県こども計画を勘案して策定するものです。

本計画には、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と、子ども子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、児童福祉法による「市町村整備計画」、「母子保健事業計画」国の考え方を踏まえ「放課後児童対策に係る行動計画」を包含するものとします。

本計画は、「鹿屋市総合計画」を上位計画とするとともに、こども・若者・子育てに関連する分野の部門別計画として、「鹿屋市人口減少対策ビジョン」、「鹿屋市地域福祉計画」、「鹿屋市障がい者基本計画」など、関連する他の計画と整合・連携を図りながら策定しています。



《本計画における「こども」表記について》

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念において、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」表記がされているため、本計画においては、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合などを除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

平成 27 年 9 月に国連において採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の理念である「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指し、本計画も持続可能な社会の実現に向けて SDGs の視点をもって取り組みます。

【持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標】



出典：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部資料

3 計画の期間



本計画は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間で推進します。
計画期間中であっても、社会経済情勢や、国の動向等、市の状況の変化など、必要に応じて見直しを行います。

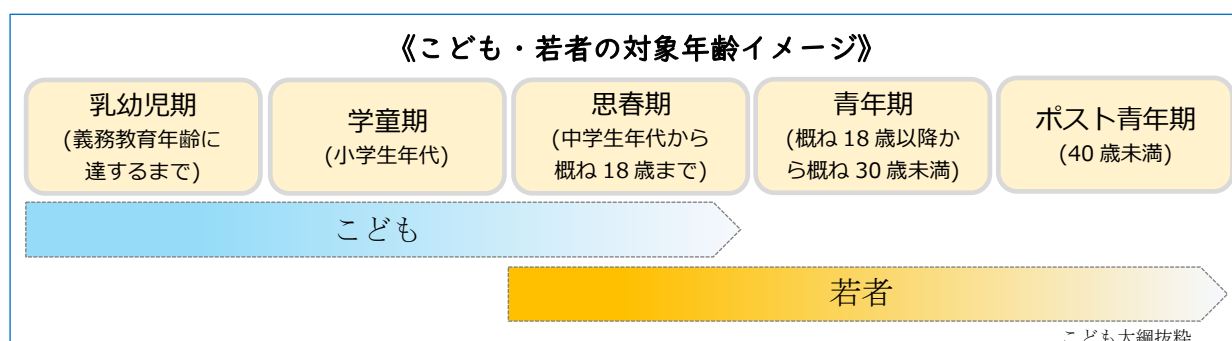
令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
第 2 期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画					鹿屋市こども計画				

4 計画の対象



本計画においては、こども・若者（0 歳からおおむね 30 歳未満まで。施策によっては 40 歳未満まで）及び子育て世帯を中心に、地域、子育て支援に関わる企業、子育て支援団体等、地域を構成する本市の市民及び団体等、広く対象とします。

※ こども…こども基本法では、「18 歳や 20 歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人」と定義されています。



5 計画の策定体制



こども基本法において、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体などに義務づけられています。本計画の策定に当たっては、庁内に計画策定委員会及び作業部会を設置し、子育て支援課を中心に、保健福祉部や教育委員会をはじめとした関係課と連携を図りながら、こどもの保護者や、子育て支援事業に従事している関係者、学識経験者からなる「鹿屋市子ども・子育て会議」で審議を行いました。また、市民を対象としたアンケート調査やこどもから直接意見を聴くなど、こどもや若者、子育て当事者の意見を反映し、策定しました。

(1) アンケート調査

市民の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握することを目的として「子ども・子育て支援に関する調査」を実施しました。また、子どもや若者自身の生活状況や意識等の実態を把握することを目的として「子どもの生活状況調査」「こども・若者の意識と生活に関する調査」などを以下のとおり実施しました。

- ① 未就学児童の保護者
- ② 小学生児童の保護者
- ③ 小学5年生及び保護者
- ④ 若者調査（18～39歳）
- ⑤ 事業所



(2) 庁内検討組織

庁内の関係部署が連携し、庁内会議として「鹿屋市こども計画（仮称）策定委員会」「鹿屋市こども計画（仮称）作業部会」を開催し、計画に関連する取組等について、横断的に関係各課部署と連携を図りながら検討を進めました。

(3) 鹿屋市子ども・子育て会議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市の子どもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえるため、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育ての当事者で構成する「鹿屋市子ども・子育て会議」にて、こども・若者施策に関する課題や今後の方向性について審議を行いました。

(4) パブリックコメント

公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、素案作成段階において、市民に計画策定に関する情報を広く提供し、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

【意見の募集期間】令和6年12月9日（月）から令和7年1月7日（火）まで

第 2 章 鹿屋市のこども・若者や 子育て家庭を取り巻く状況

1 こども・若者・子育て家庭に関する統計

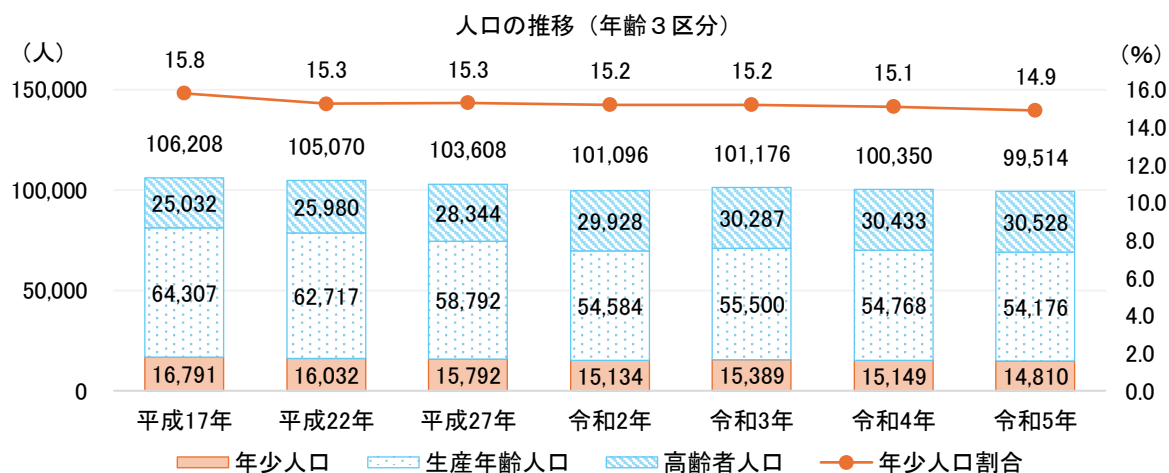


(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和2年10月1日現在、101,096人で減少傾向となっています。このうち、15歳未満の年少人口は、15,134人で総人口の15.0%となっています。

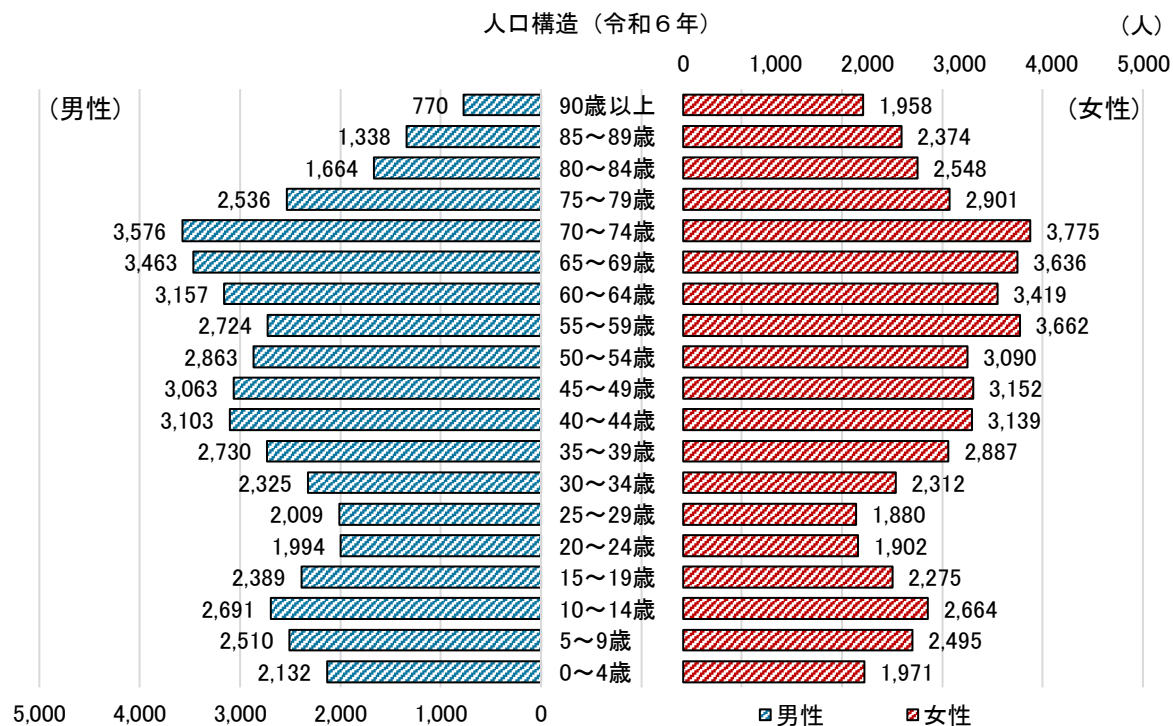
また、15歳以上64歳未満の生産年齢人口は、54,584人で54.0%、65歳以上の高齢者人口は29,928人で29.6%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成17年から令和2年までの15年間で0.8ポイント減少しています。

一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は6ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。



出典：平成17年～令和2年は国勢調査、令和3年～令和5年は住民基本台帳(各年3月末現在)

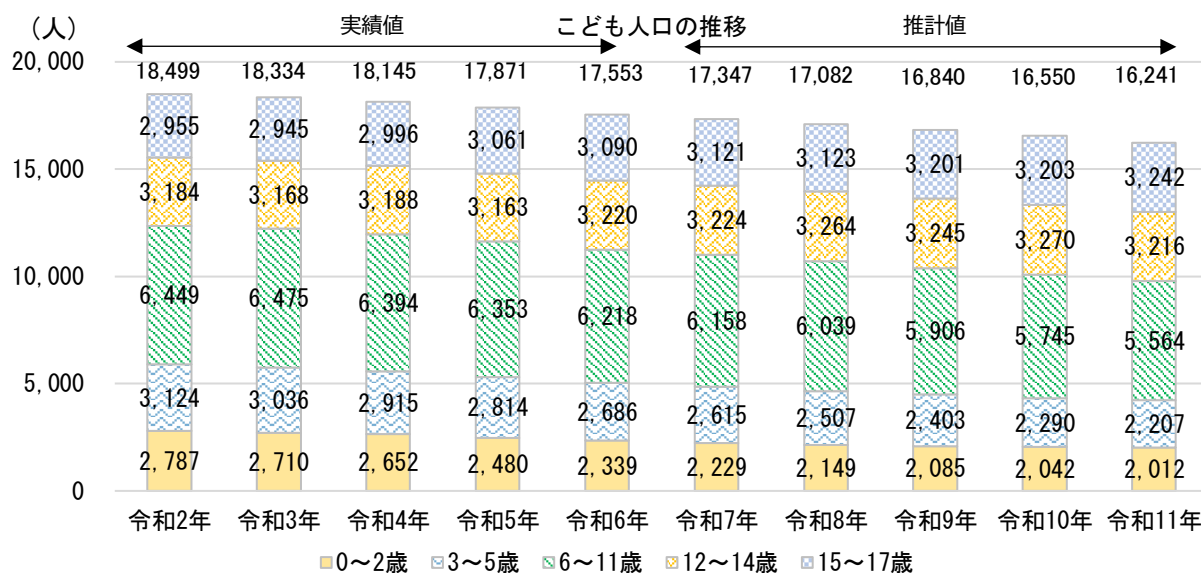
※小数点以下の処理の場合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。



出典：住民基本台帳(令和6年3月末現在)

(2) こどもの人口の推計

本市の18歳未満の人口は、減少傾向となっています。令和7年度の17,347人から、計画の最終年度に当たる令和11年度では16,241人となり、6.3ポイント減少すると推計されます。



出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

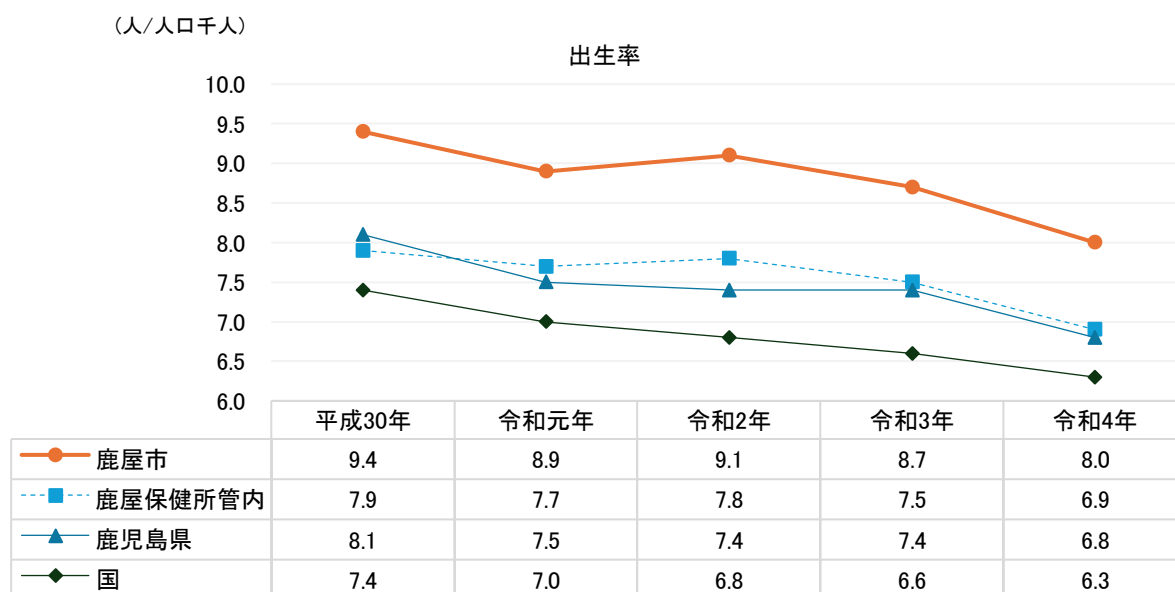
※《推計値》コーホート変化率法（変化率はR3～R6を利用）により算出。

0歳児は、15歳から49歳の女性の人口動態と年齢別の出生状況を踏まえて算出。

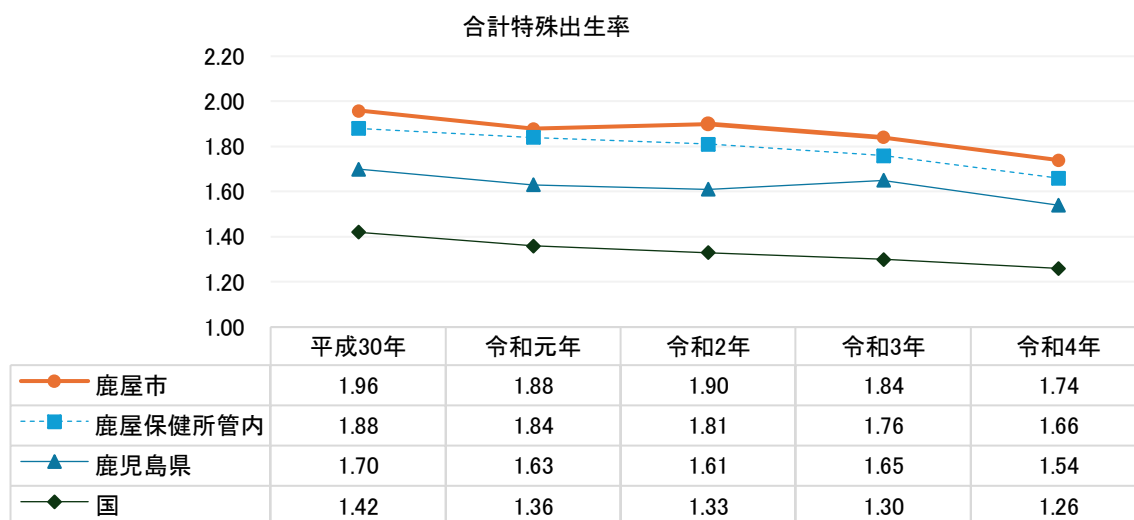
(3) 出生の動向

人口千人あたりの出生率は、平成30年の9.4から、令和4年には8.0と減少していますが、鹿屋保健所管内、鹿児島県、国と比較すると高い水準が続いています。

また、1人の女性が生涯に生むこどもの数を示す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は令和4年には1.74となり鹿屋保健所管内、鹿児島県、国と比較すると高い水準が続いていますが、少子化傾向が続いています。



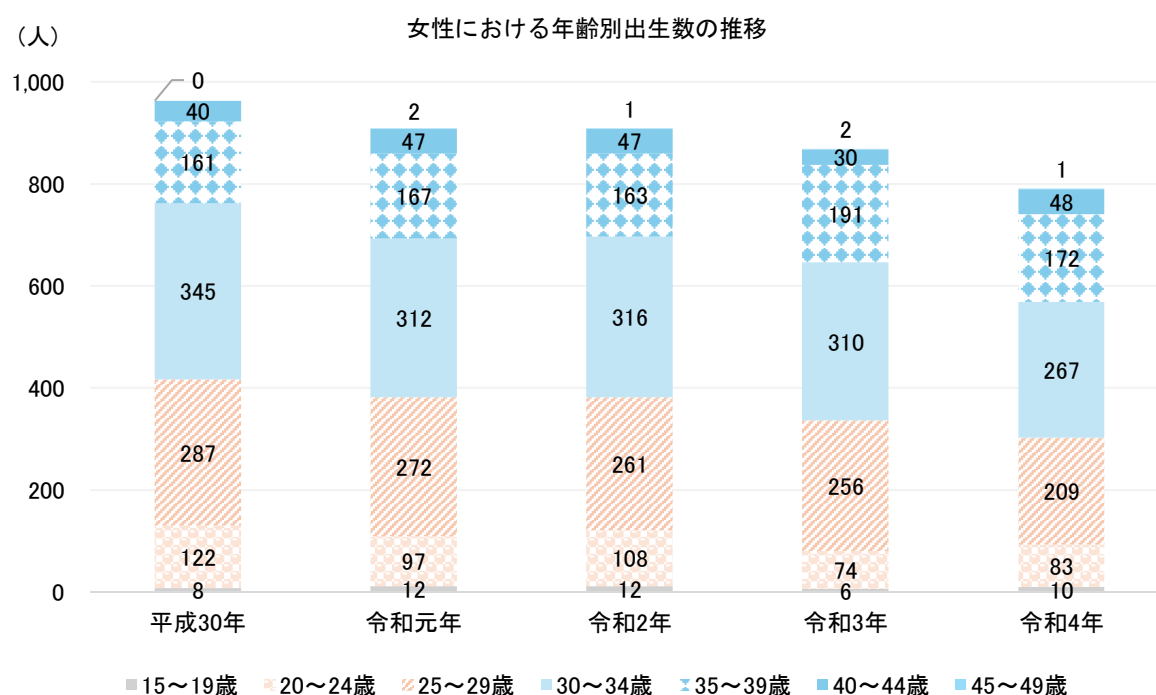
出典：人口動態統計



出典：人口動態統計より算出

（４）女性における年齢別出生数の推移

女性における年齢別出生数は、平成30年では25～29歳の出生数が287人、30～34歳の出生数が345人でしたが、令和4年では25～29歳で209人、30～34歳で267人となり、それぞれ約80人減少しています。



出典：人口動態統計

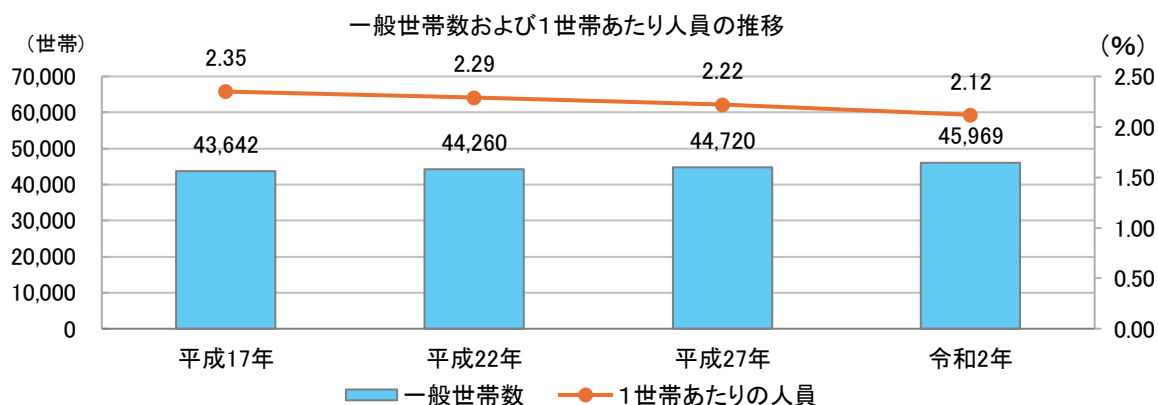
(5) 世帯の状況

①一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移

一般世帯数は、令和2年では、45,969世帯で平成17年から2,327世帯の増加となっています。また、1世帯あたり人員は、平成17年以降減少傾向で推移しており、令和2年では2.12人となっています。

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	43,642	44,260	44,720	45,969
世帯人員	102,576	101,242	99,306	97,583
1世帯あたり人員	2.35	2.29	2.22	2.12

※世帯人員は、国勢調査の「一般世帯」としており、「施設等の世帯」(令和2年:3,513人)は除く。



②世帯の家族類型の推移

世帯の総数については、令和2年では45,969世帯で平成17年から2,327世帯の増加となっています。核家族世帯は減少傾向にありますが、単独世帯は増加傾向にあります。

家族類型別世帯数	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	43,642	44,260	44,720	45,969
A 親族世帯	30,074	30,200	29,905	27,868
I 核家族世帯	28,007	27,938	27,178	26,406
(1) 夫婦のみ	11,162	11,255	11,267	11,344
(2) 夫婦と子ども	12,942	12,368	11,596	10,717
(3) 男親と子ども	497	536	613	638
(4) 女親と子ども	3,367	3,702	3,691	3,717
II その他の親族世帯	2,193	1,967	1,759	1,830
B 非親族世帯	202	326	330	387
C 単独世帯	13,240	13,968	15,404	17,662
父子家庭(再掲)	161	146	127	115
母子家庭(再掲)	954	1,110	1,065	948

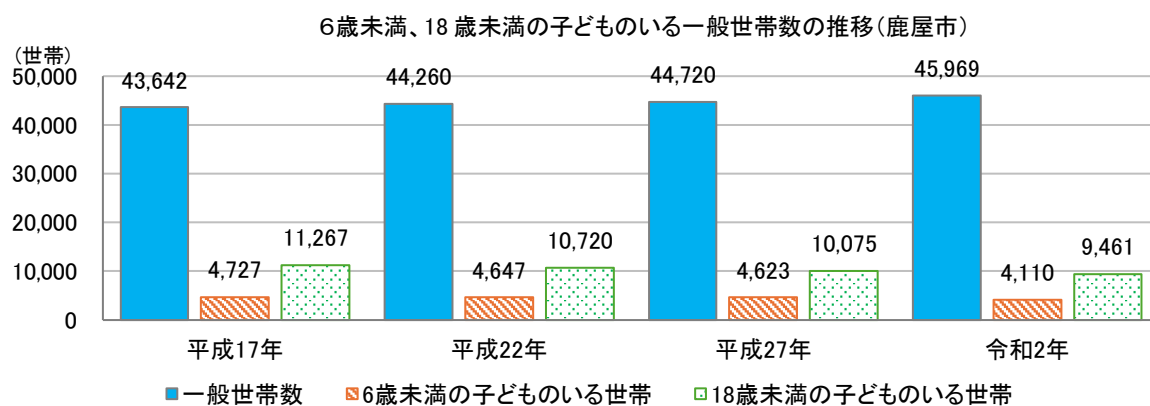
出典: 国勢調査

③ 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数の推移

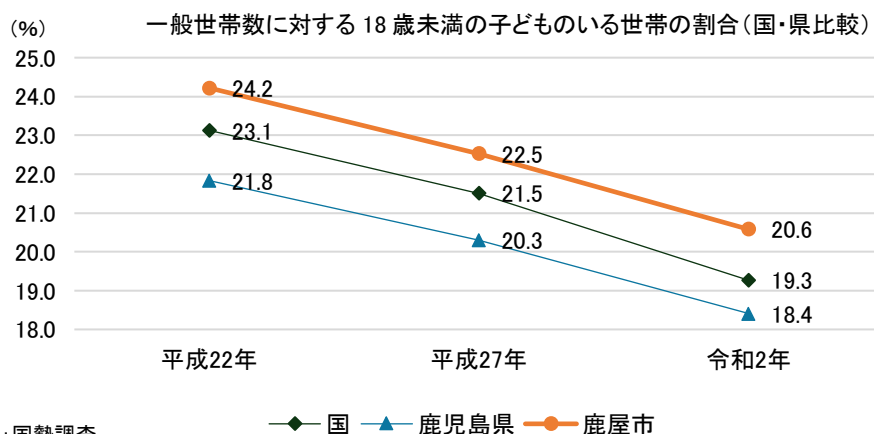
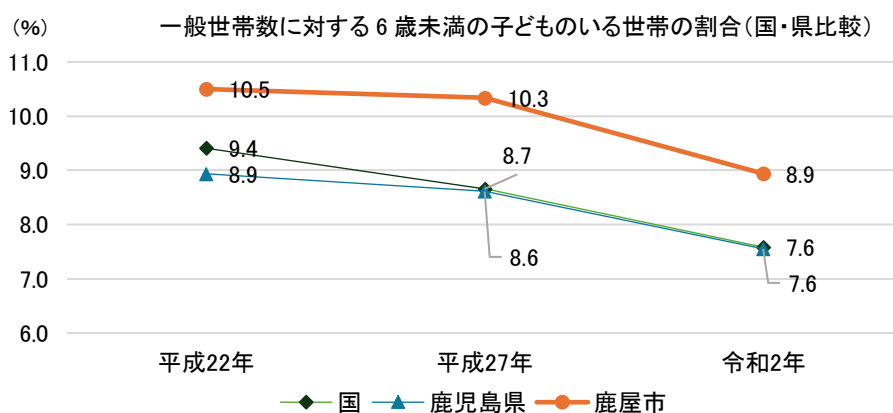
6歳未満のこどものいる世帯は、令和2年では4,110世帯で平成17年から617世帯の減少となっています。

18歳未満のこどものいる世帯は、令和2年では9,461世帯で平成17年から1,806世帯の減少となっています。こどものいる世帯はともに減少傾向にあります。

なお、一般世帯数に占める6歳未満、18歳未満のこどものいる世帯割合は、ともに減少傾向にありますが、国・県を上回っています。



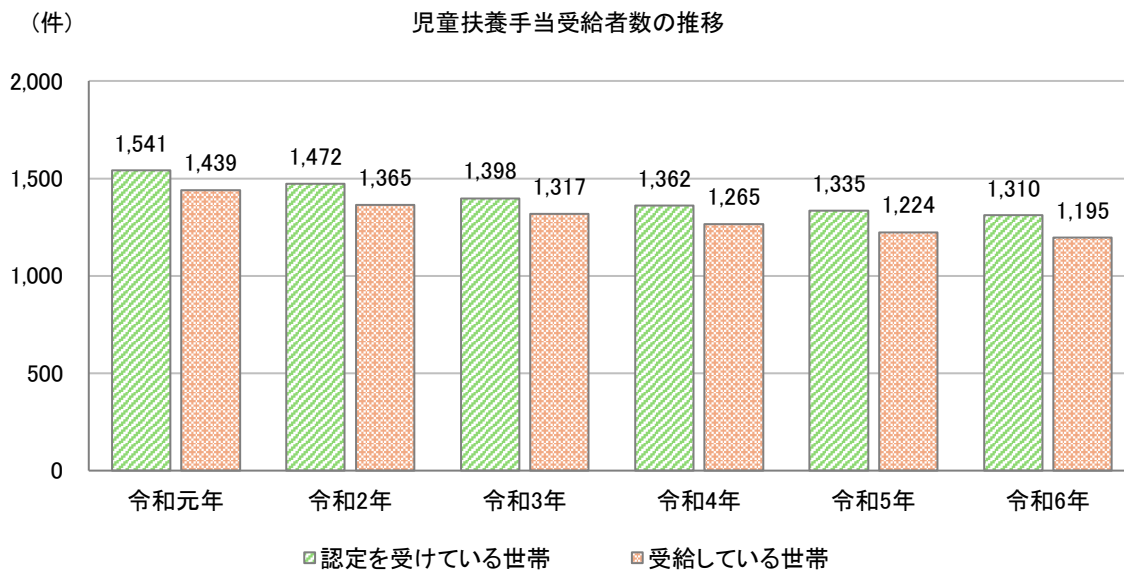
出典: 国勢調査



出典: 国勢調査

④児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数について、令和6年では、認定を受けている世帯が1,310件、受給している世帯が1,195件となっています。

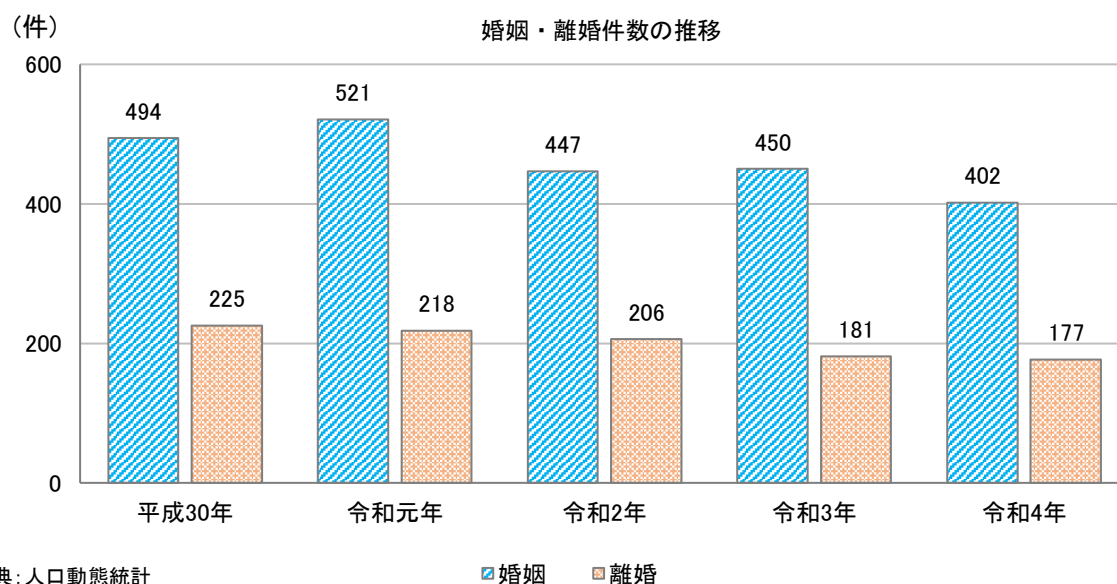


出典：鹿屋市子育て支援課(各年3月末現在)

(6) 婚姻、離婚の動向

婚姻件数は減少傾向にあり、令和4年では402件となっています。

離婚件数も減少傾向にあり、令和4年では177件となっています。

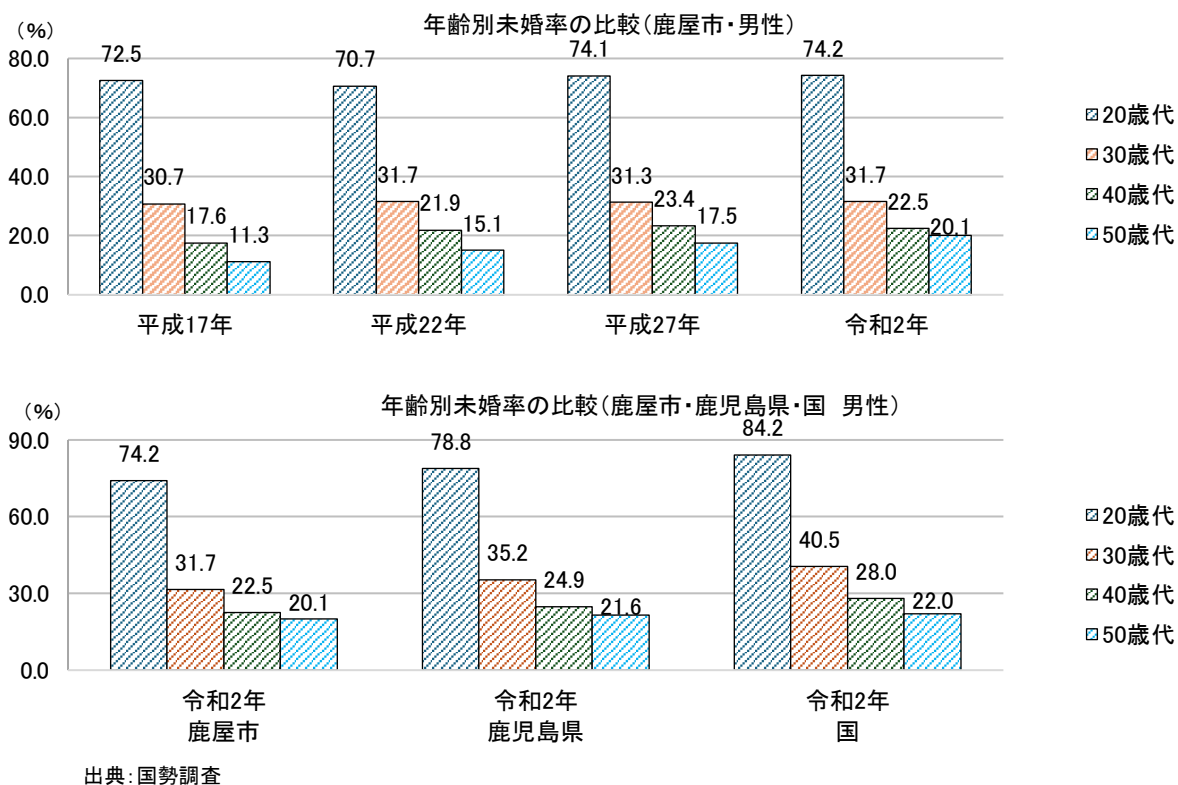


出典：人口動態統計

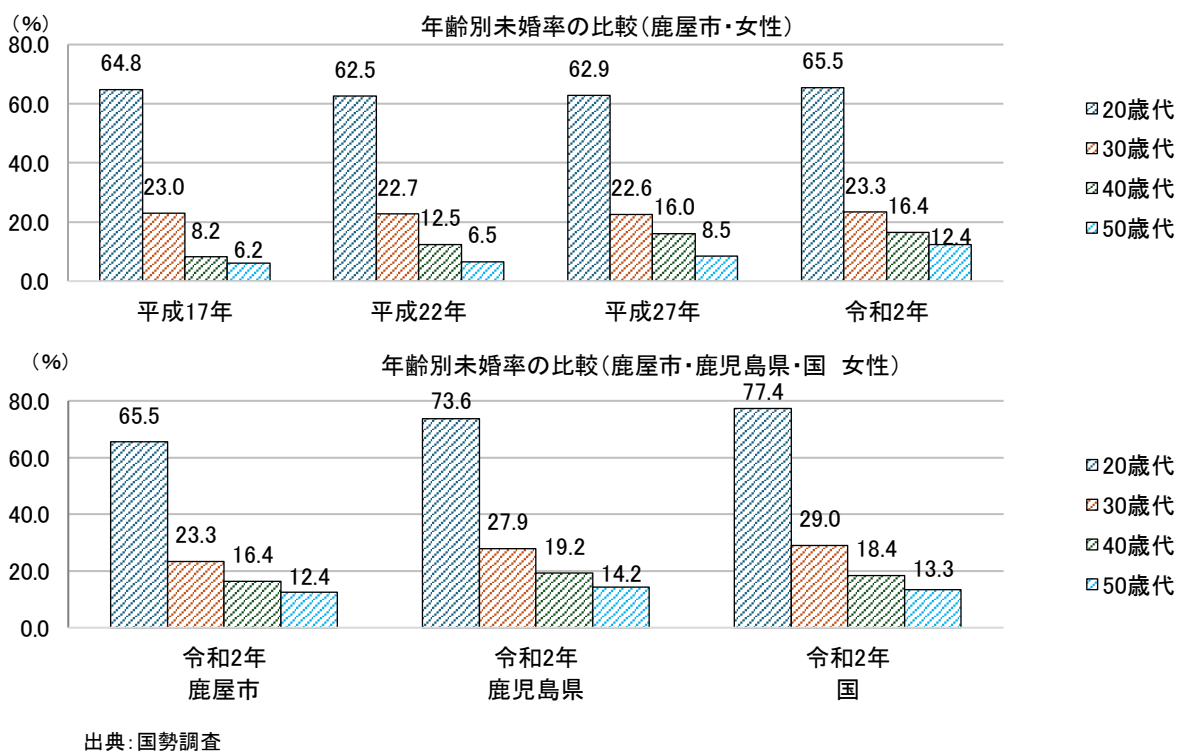
(7) 未婚率の状況

未婚率の推移をみると、各年代の男性、女性ともに増加傾向にあります。

① 男性の年齢別未婚率の比較



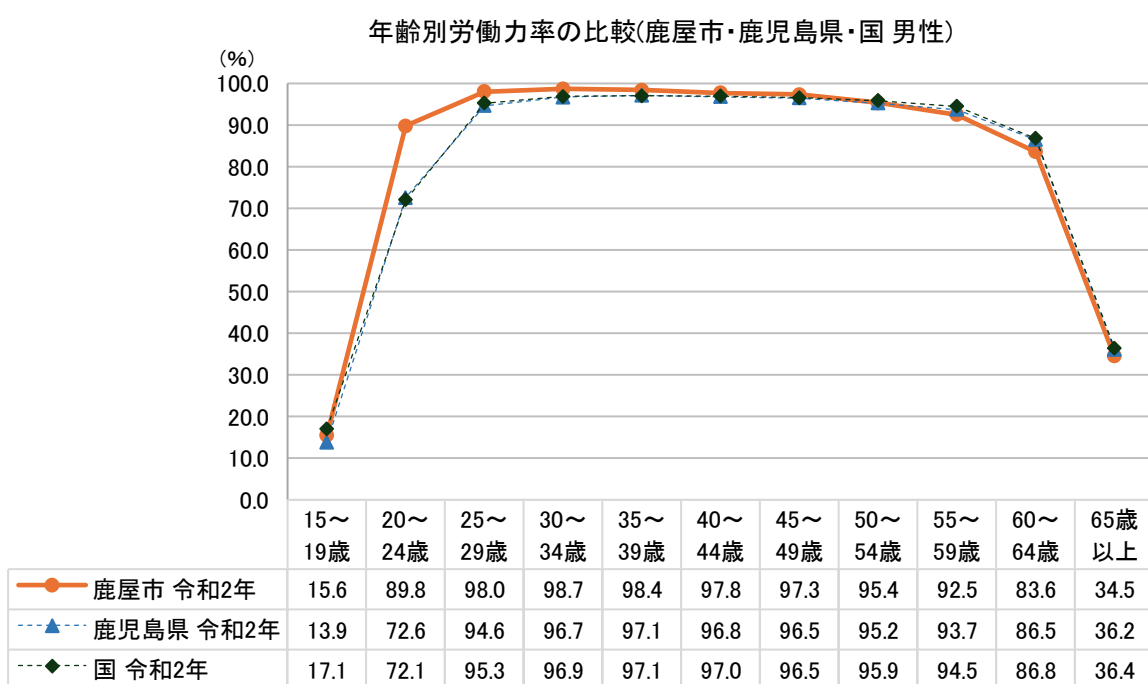
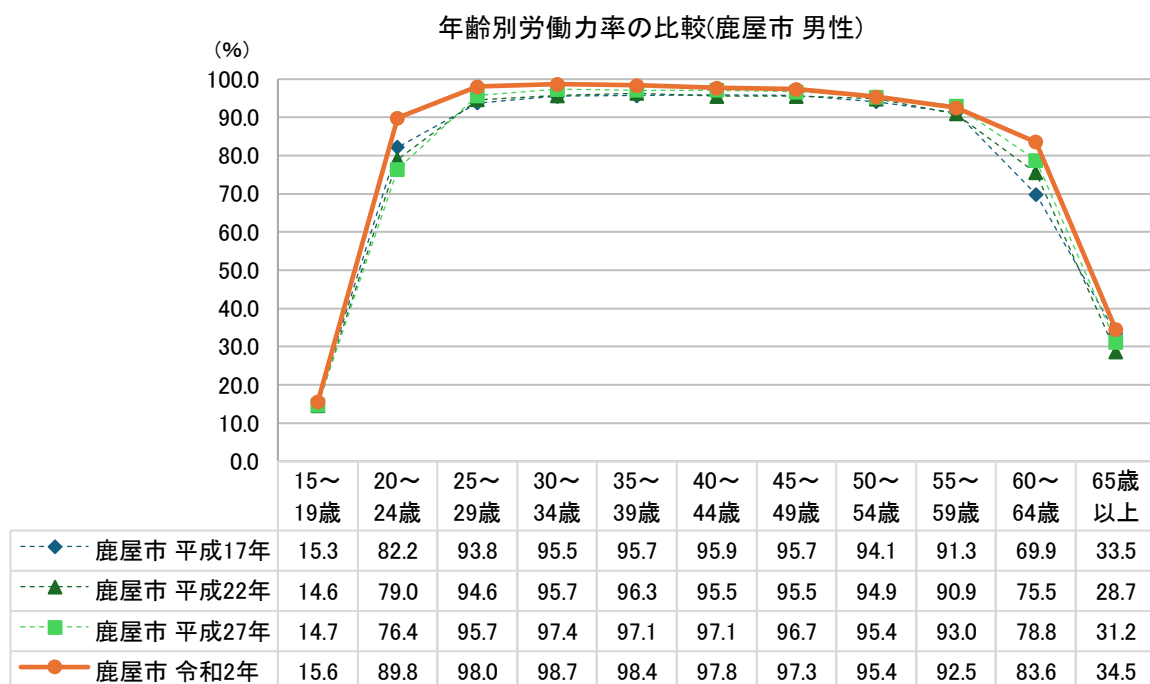
② 女性の年齢別未婚率の比較



(8) 就労の状況

① 男性の年齢別労働力率の比較

令和2年の男性の年齢別労働力率は、20～49歳では鹿児島県、国より上回っています。
平成17年と比較すると、全世代で上回っており、60～64歳では10ポイント以上上回っています。

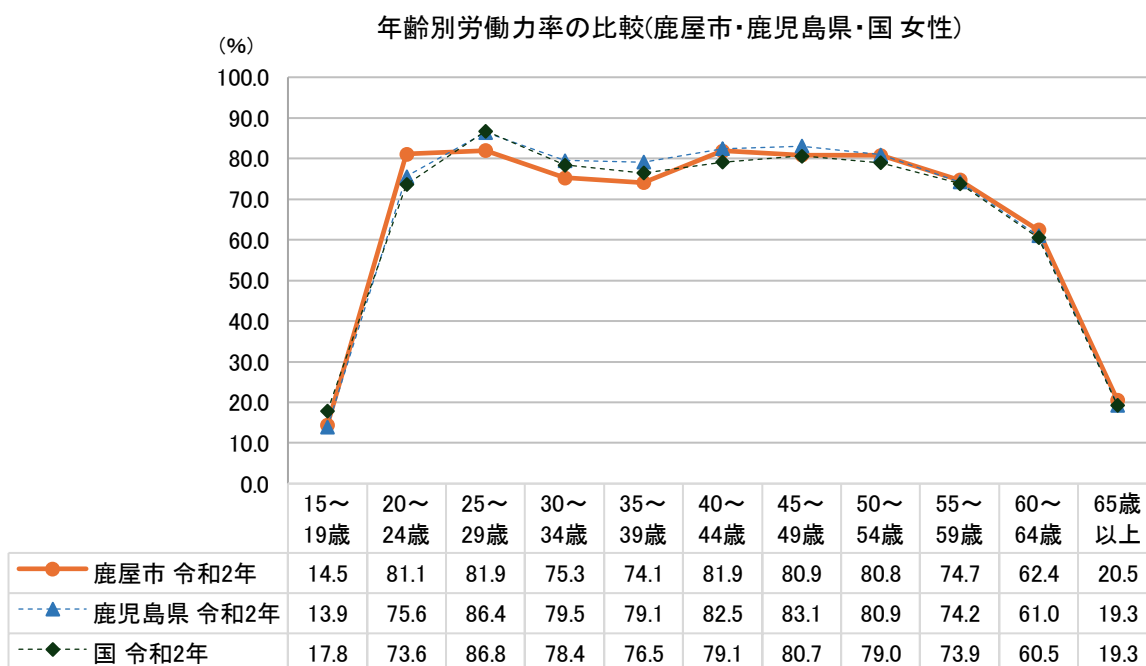
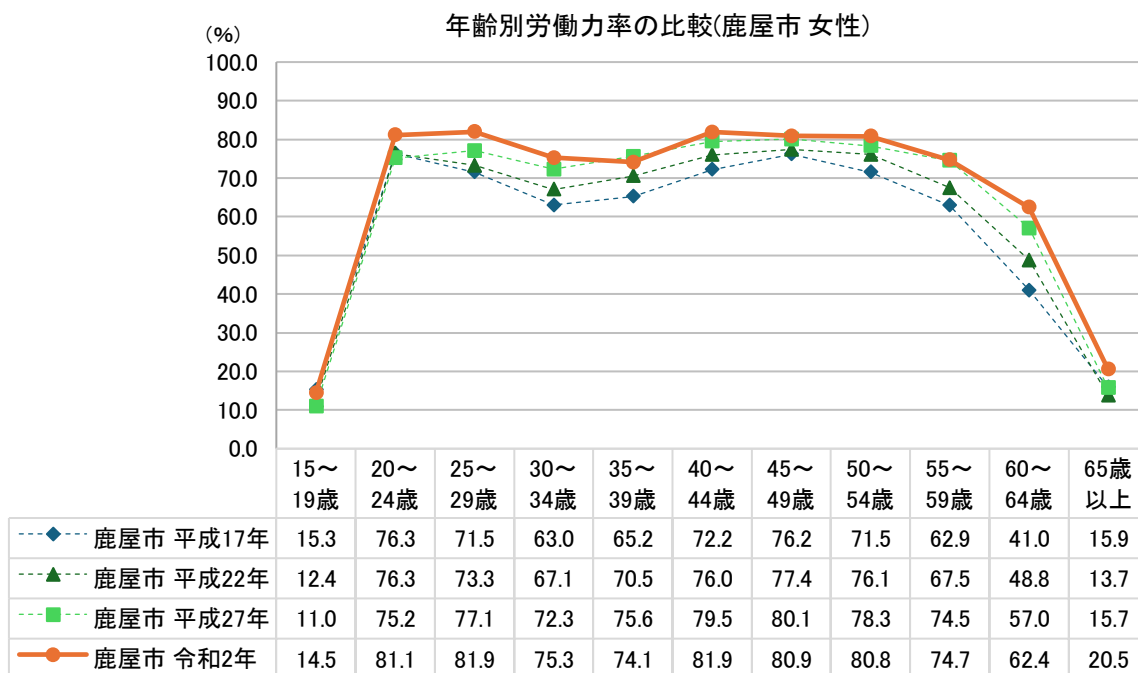


出典: 国勢調査

②女性の年齢別労働力率の比較

令和2年の女性の年齢別労働力は、25～39歳では鹿児島県、国より下回っています。

令和2年の女性の年齢別労働力は、25～29歳（81.9%）と40～44歳（81.9%）を左右のピークとして35～39歳（74.1%）を底とするM字カーブとなり、平成17年の20～24歳（76.3%）と45～49歳（76.2%）を左右のピークとして30～34歳（63.0%）を底とするM字カーブより小さくなっています。

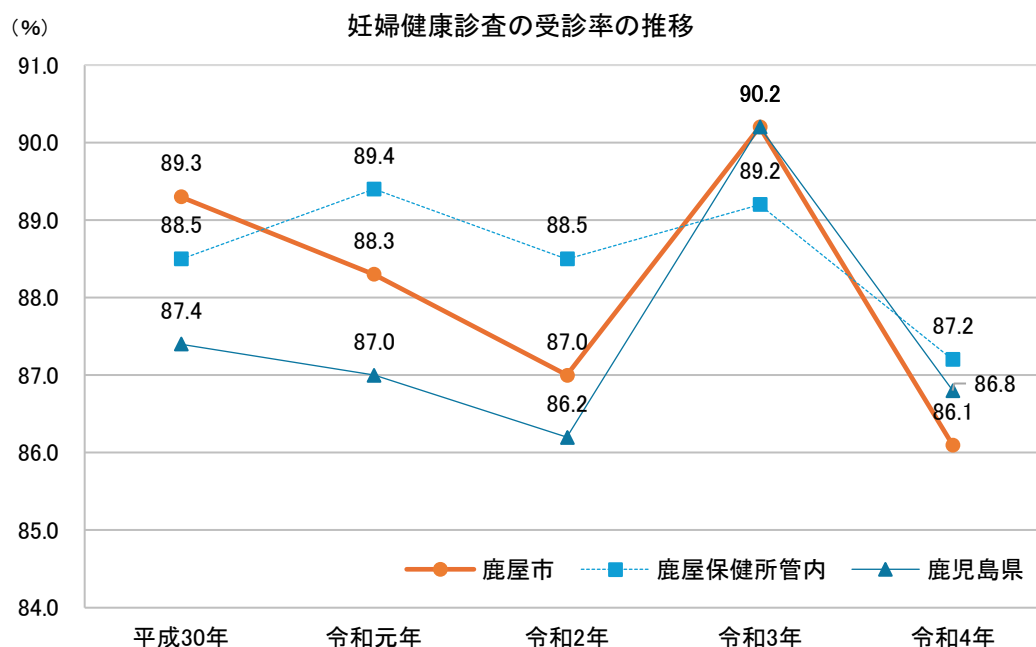


出典:国勢調査

(9) 母子保健に関する状況

① 妊婦健康診査受診率の推移

妊婦健康診査の受診率は、令和4年で86.1%となっており、鹿屋保健所管内、鹿児島県と比較しても同程度で推移しています。

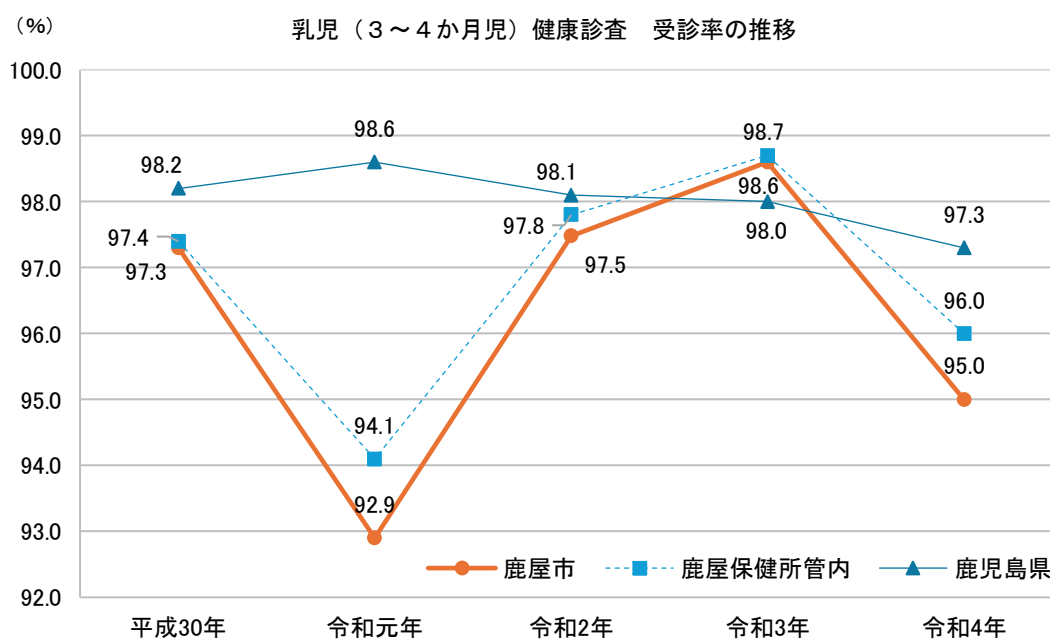


出典：鹿児島県の母子保健

※1回目の受診実人員と2回目以降の受診人員(延べ)を妊娠届出数×14回で除して算出。

② 乳児（3～4か月児）健康診査受診率の推移

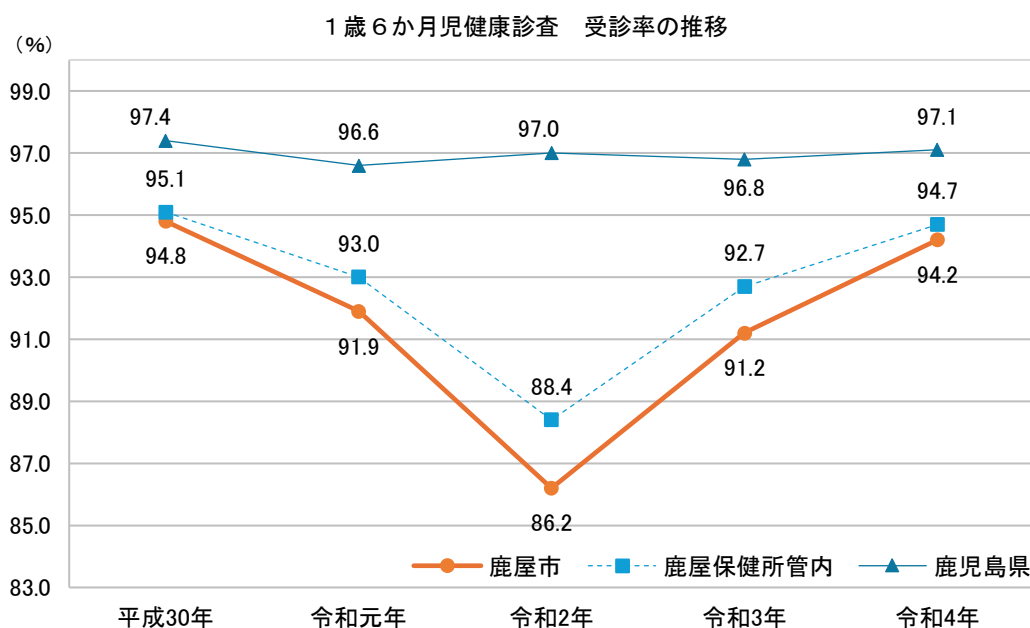
乳児（3～4か月児）健康診査受診率は、令和4年は減少し95.0%となっており、鹿屋保健所管内、鹿児島県よりも低い水準になっています。



出典：鹿児島県の母子保健

③ 1歳6か月児健康診査受診率の推移

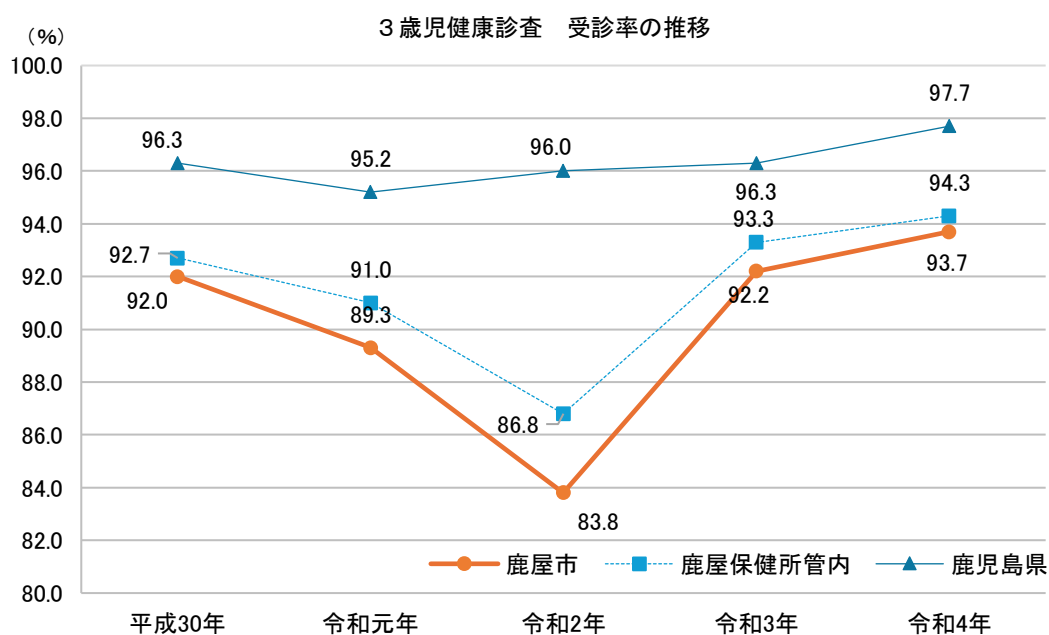
1歳6か月児健康診査受診率は、令和4年に94.2%で増加傾向にありますが、鹿屋保健所管内、鹿児島県より低い水準となっています。



出典：鹿児島県の母子保健

④ 3歳児健康診査受診率の推移

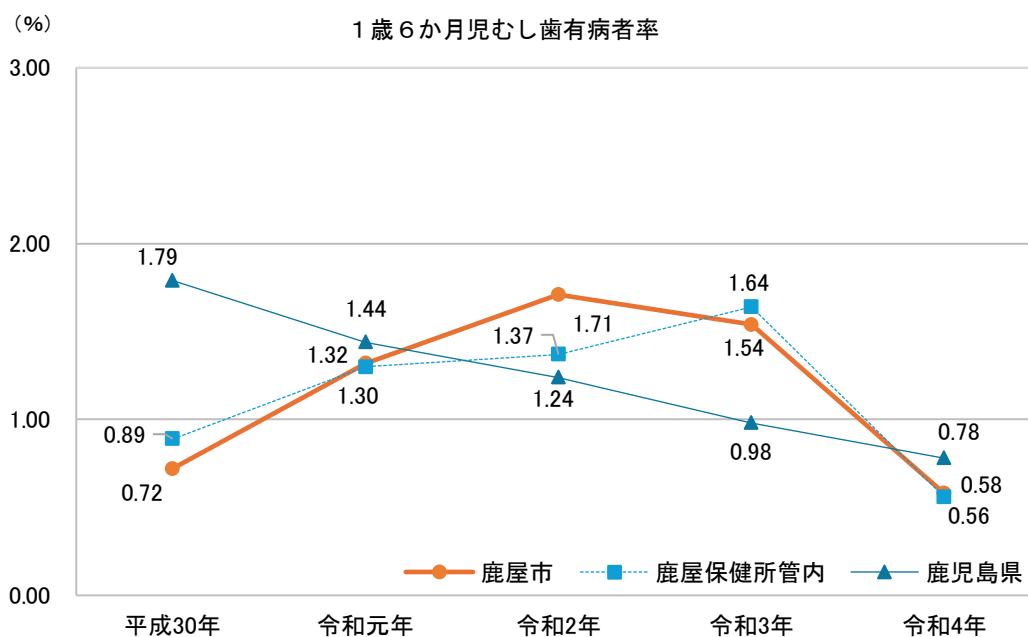
3歳児健康診査受診率は、令和4年に93.7%で増加傾向にありますが、1歳6か月児健康診査と同様に鹿屋保健所管内、鹿児島県より低い水準となっています。



出典：鹿児島県の母子保健

⑤ 1歳6か月児むし歯有病者率の推移

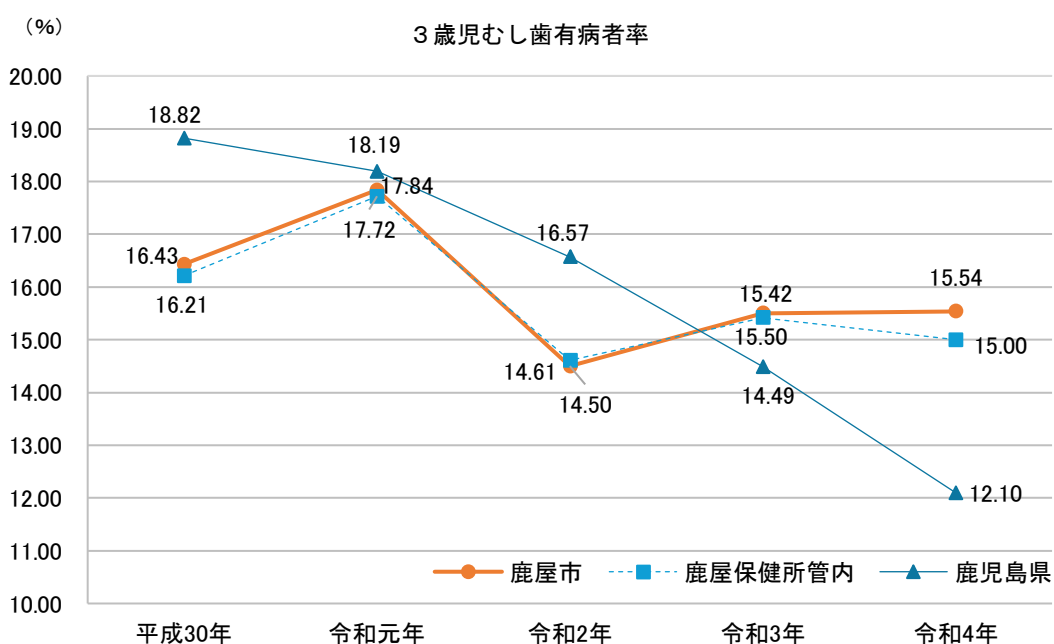
1歳6か月児むし歯有病者率の推移をみると、近年減少傾向にあり、令和4年には鹿児島県より低くなっています。



出典：鹿児島県の母子保健

⑥ 3歳児むし歯有病者率の推移

3歳児むし歯有病者率の推移をみると、近年増加傾向にあり、令和4年には鹿児島県、鹿屋保健所管内より高くなっています。

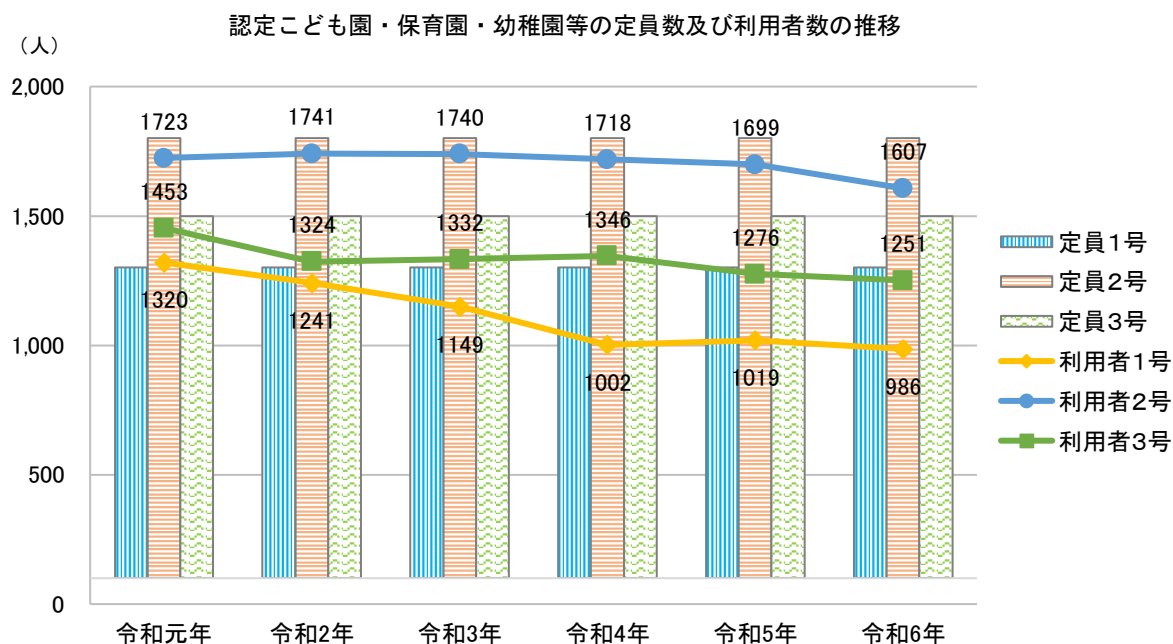


出典：鹿児島県の母子保健

(10) 認定こども園・保育園・幼稚園、小中学校等の状況

①認定こども園・保育園・幼稚園等の利用者推移

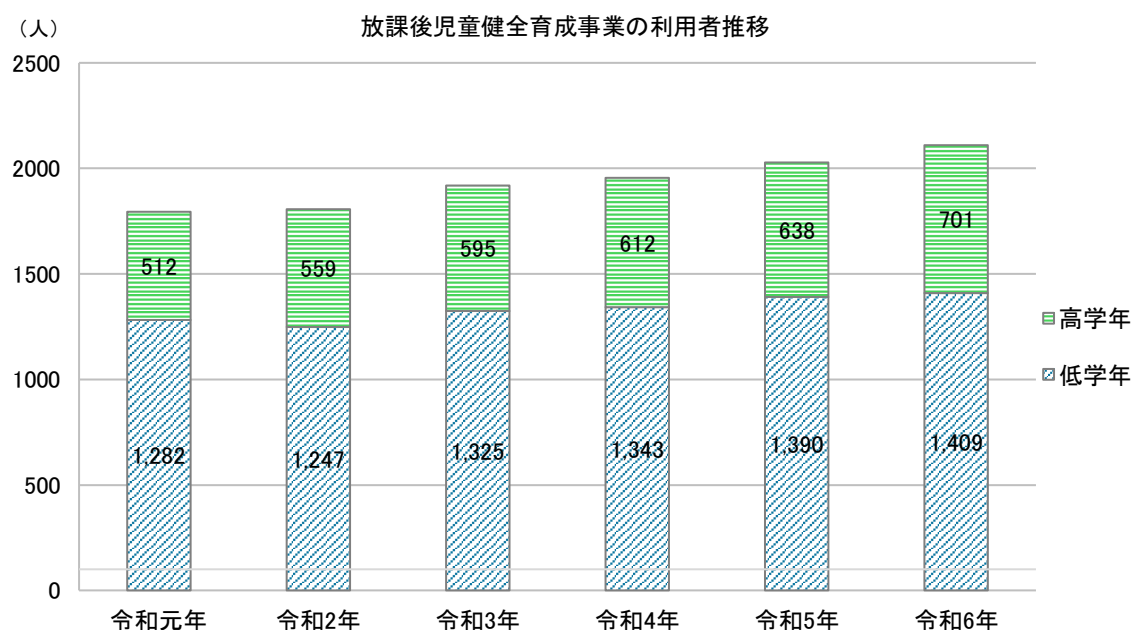
鹿屋市内の認定こども園・保育園・幼稚園等の利用者推移は以下のとおりです。



出典：鹿屋市子育て支援課（各年4月1日現在）

②放課後児童健全育成事業の利用者推移

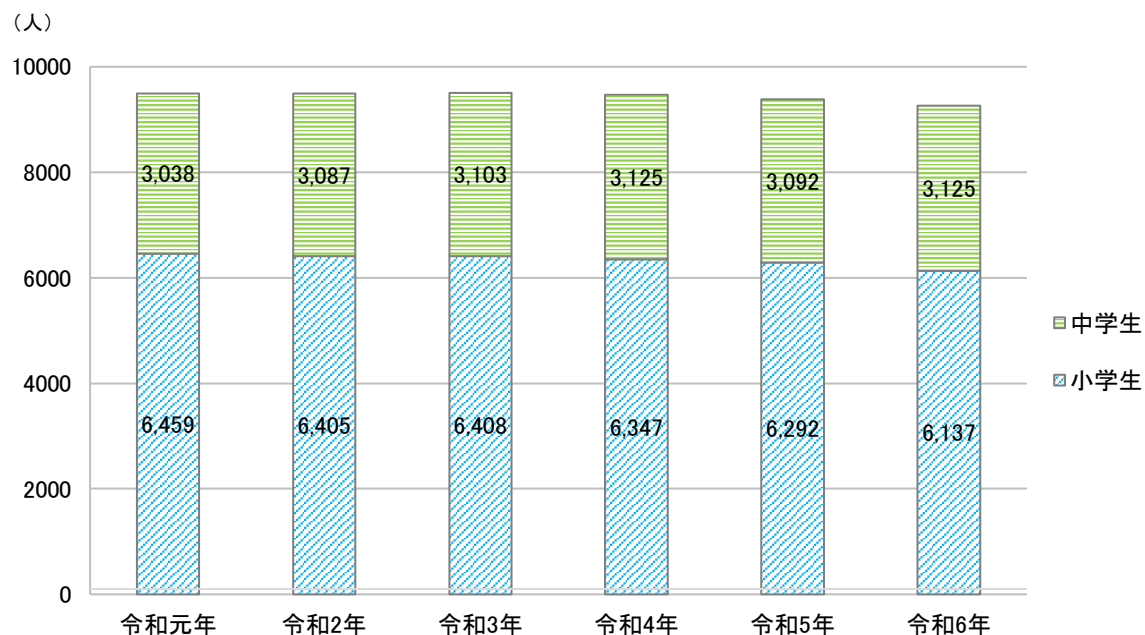
放課後児童健全育成事業の利用者推移は、以下のとおりです。令和6年は2,110人となっています。



出典：鹿屋市子育て支援課

③小中学校児童・生徒数の推移

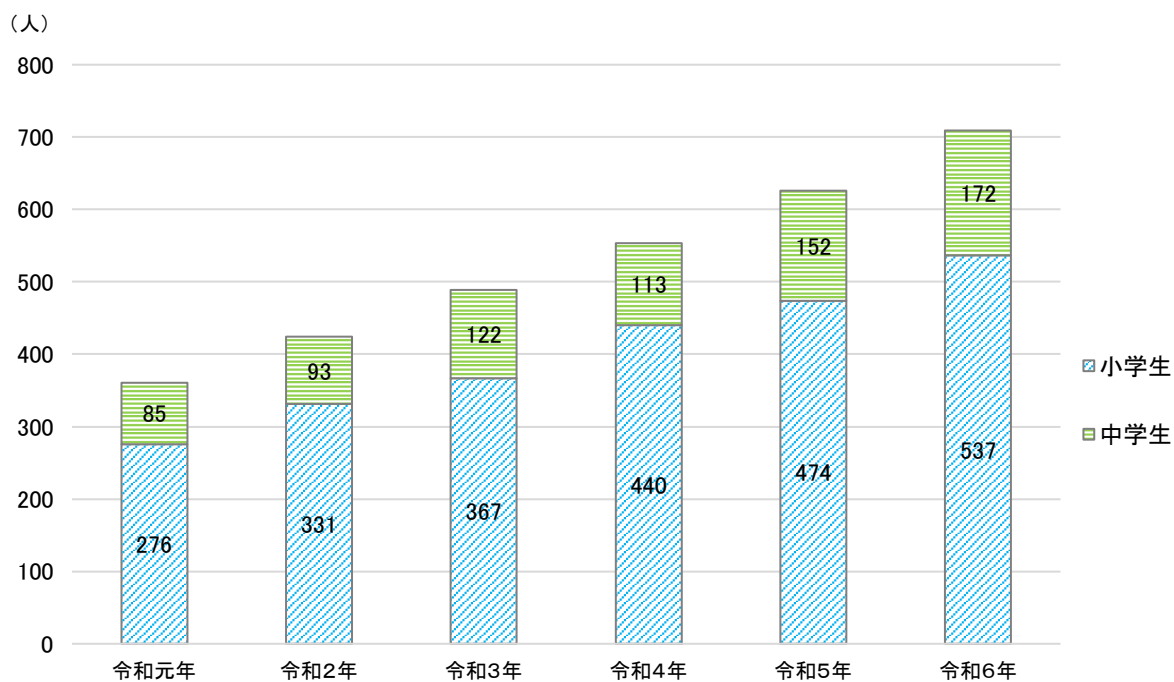
鹿屋市内の小中学校児童・生徒数の推移は以下のとおりです。



出典：鹿屋市学校教育課（各年5月1日現在）

④特別支援学級における児童・生徒数の推移

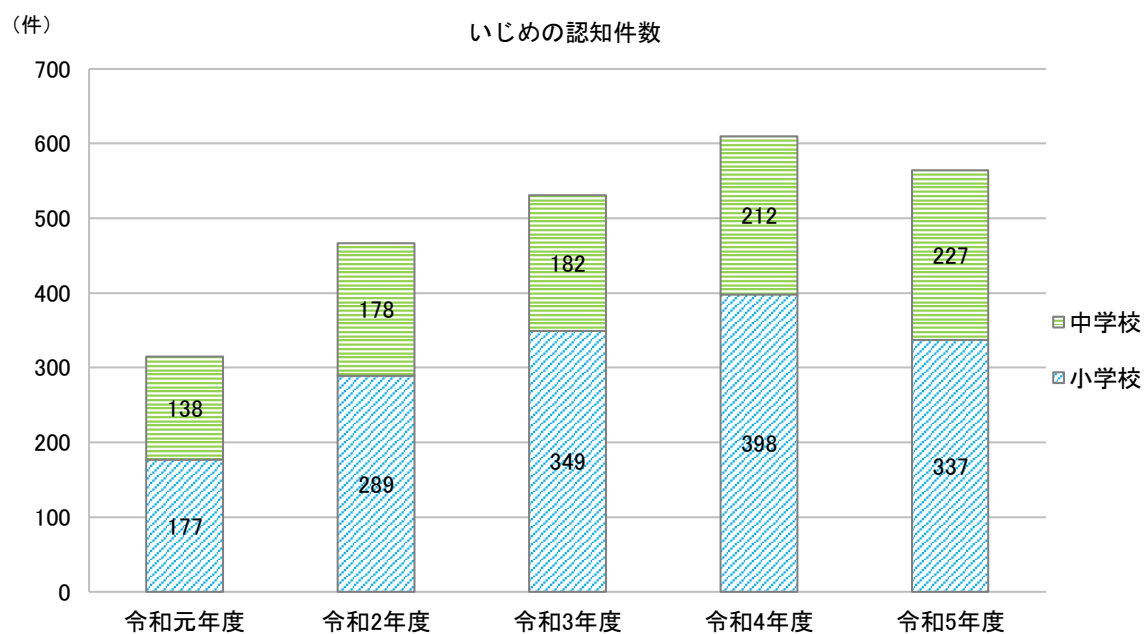
特別支援学級在籍者数については、小学生、中学生ともに増加傾向にあり、令和6年度は小学生 537 人、中学生 172 人となっています。



出典：鹿屋市学校教育課（各年5月1日現在）

⑤いじめの認知件数

いじめの認知件数は増加傾向にあり、令和5年度は小学校337件、中学校227件となっています。

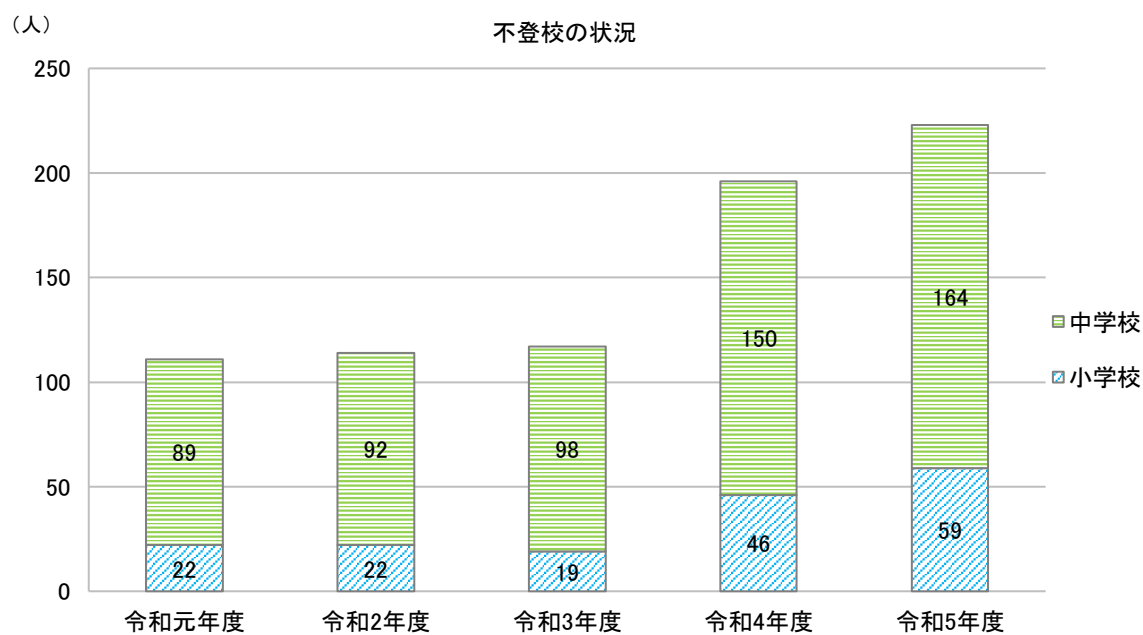


出典: 鹿屋市学校教育課

※「学校が把握した全てのいじめ認知件数」

⑥不登校の状況

不登校の状況は増加傾向にあり、令和5年度は小学校59人、中学校164人となっています。



出典: 鹿屋市学校教育課

(11) 支援が必要なこどもの状況

①障がい児等への支援状況

18歳未満の手帳所持者数については、療育手帳、精神保健福祉手帳が増加傾向にあり、令和5年は療育手帳332人、精神保健福祉手帳27人となっています。

障害児通所支援利用者数については、放課後等デイサービスの増加が顕著となっています。

(18歳未満の手帳所持者数)

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	89	88	85	74	76
療育手帳	261	279	270	305	332
精神保健福祉手帳	11	17	16	22	27
合計	361	384	371	401	435

出典:鹿屋市福祉政策課(各年4月1日現在)

(障害児通所支援利用者数)

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童発達支援	237	219	228	272	320
放課後等デイサービス	342	399	468	589	675
保育所等訪問支援	296	234	215	236	316

出典:鹿屋市福祉政策課(各年4月1日現在)

②児童虐待相談の状況

児童虐待相談対応件数については近年減少傾向にあり、令和5年は91件となっています。なお、鹿児島県、国においては相談対応件数が増加しています。

(単位:件)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
鹿屋市	99	118	125	108	91
鹿児島県	1,696	2,017	2,114	2,423	2,655
国	193,780	205,044	207,660	214,843	—

出典:鹿屋市こども家庭課・鹿児島県子ども福祉課・こども家庭庁

③外国籍のこどもの状況

外国籍のこどもの状況については増加傾向にあり、令和6年は74人となっています。

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	43	57	58	60	69	74

出典:鹿屋市市民課(各年3月末現在)

2 市民アンケート調査結果



「鹿屋市こども計画」を策定するに当たり、こども・若者施策の対象となる世代の意識や行政に対する要望を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

①調査対象及び調査方法

対象者	調査方法	調査時期
ア)就学前児童保護者	保育所等を通じた配付・インターネット上での回収	R5.12～R6.1
イ)小学校児童保護者	学校を通じた配付・インターネット上での回収	R5.12～R6.1
ウ)小学5年生	学校を通じた配付・インターネット上での回収	R5.12～R6.1
エ)小学5年生保護者	学校を通じた配付・インターネット上での回収	R5.12～R6.1
オ)若者調査	郵送による配付・回収及びインターネット上での回収	R6.2～R6.4
カ)事業所調査	郵送による配付・回収及びインターネット上での回収	R6.2～R6.4

②配布・回収状況

対象者	配付数	回収件数	回収率
ア)就学前児童保護者	4,017件	1,042件	25.9%
イ)小学校児童保護者	4,574件	892件	19.5%
ウ)小学5年生	1,033件	670件	64.9%
エ)小学5年生保護者	1,033件	294件	28.5%
オ)若者調査	2,500件	515件	20.6%
カ)事業所調査	81件	32件	39.5%

③集計上の留意点

- ・グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合があります。
- ・回答者が無い場合の設問では一部集計表・グラフを省いています。

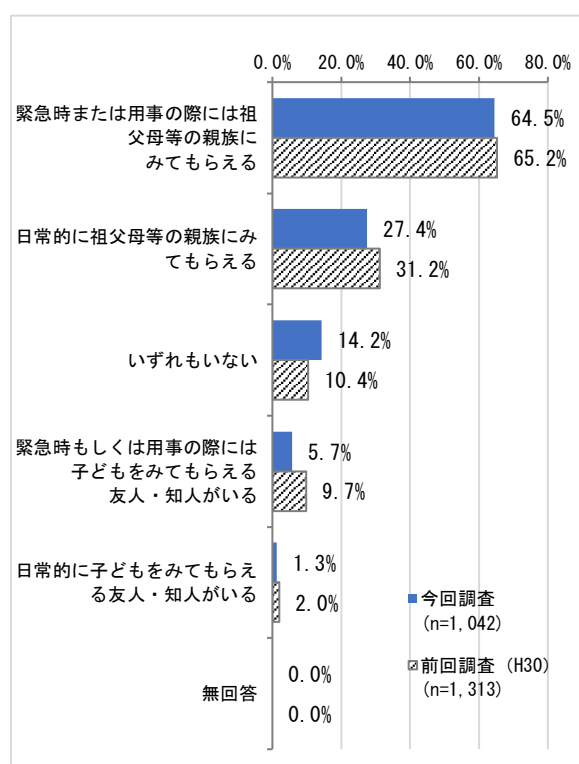
(2) 就学前児童保護者及び小学校児童保護者調査結果

【こどもの育ちをめぐる環境】

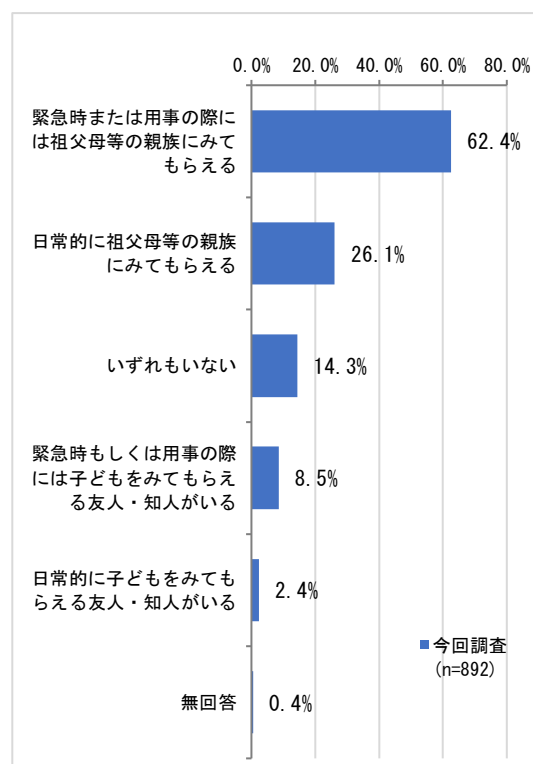
①こどもをみてもらえる親族・知人等の有無 ※複数回答

こどもをみてもらえる親族・知人等の有無について、就学前児童保護者では、64.5%の人が「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、27.4%の人が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」環境にあります。平成30年度調査と比較すると大きな変化はみられません。小学校児童保護者では、62.4%の人が「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、26.1%の人が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」環境にあります。

【就学前児童保護者】



【小学校児童保護者】



②子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（または場所）の有無

就学前児童保護者では、気軽に相談できる人が「はい（いる）」の割合が92.6%、「いいえ（いない）」が6.8%となっています。

小学校児童保護者では、気軽に相談できる人が「いる／ある」の割合が89.5%、「いない／ない」が10.0%となっています。

③子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先

就学前児童保護者では、「祖父母等の親族」が82.4%と最も高く、次いで「友人や知人」が66.4%、「保育士や幼稚園教諭」が38.7%と続いています。

小学校児童保護者では、「祖父母等の親族」が76.8%と最も高く、次いで「友人や知人」が71.8%、「小学校の担任等」が32.5%と続いています。

【保護者の就労状況】

①保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）

《母親》

就学前児童保護者では、「フルタイム」が45.5%、次いで「パート・アルバイト等」が34.0%、「未就労」が19.2%と続いています。

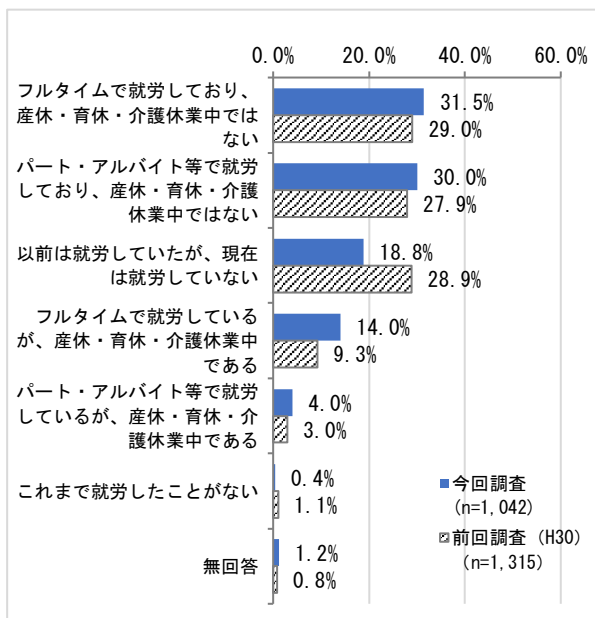
平成30年度調査と比較すると、「フルタイム」が7.2ポイント増加、「未就労」が10.8ポイント減少している。「パート・アルバイト等」は大きな変化がみられません。

小学校児童保護者では、「パート・アルバイト等」が43.7%、次いで「フルタイム」が41.9%、「未就労」が12.9%と続いています。

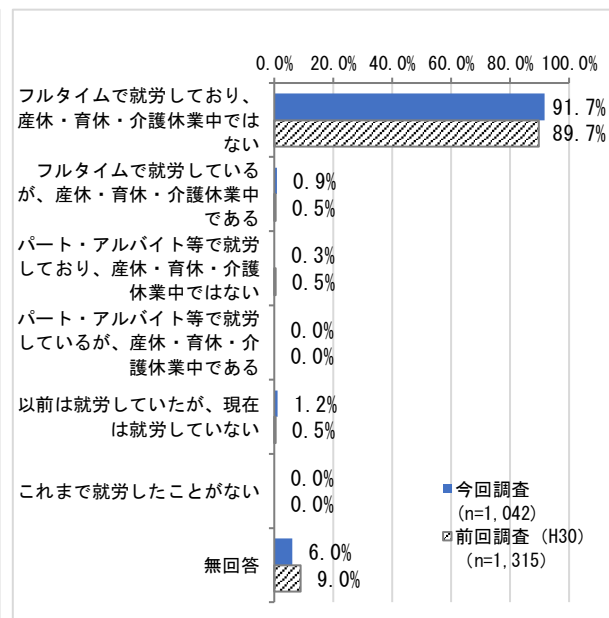
《父親》

就学前児童保護者では、「フルタイム」が最も多く、回答者全体の92.5%を占めています。小学校児童保護者では、「フルタイム」が最も多く、回答者全体の85.2%を占めています。

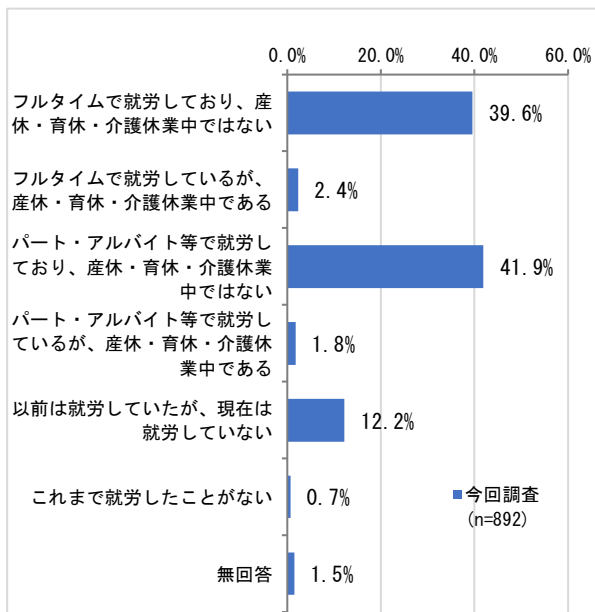
【母親（就学前児童保護者）】



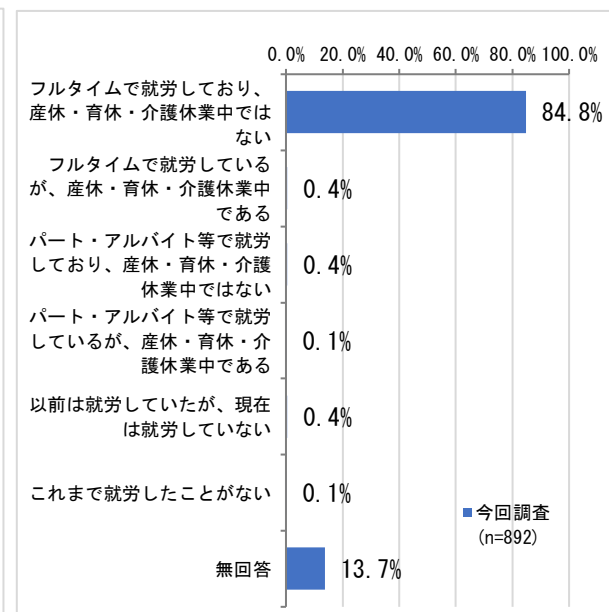
【父親（就学前児童保護者）】



【母親（小学校児童保護者）】



【父親（小学校児童保護者）】



②就労していない人の就労希望

就学前児童保護者では、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が47.0%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が30.0%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が19.0%となっています。

「1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したいか」の年齢の内訳は、「3歳」が34.0%と最も高く、2歳以下が25.5%となっています。

小学校児童保護者では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が33.0%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が28.7%、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が24.3%となっています。

「1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したいか」の年齢の内訳は、「7歳」が35.7%と最も高く、3歳が17.9%となっています。

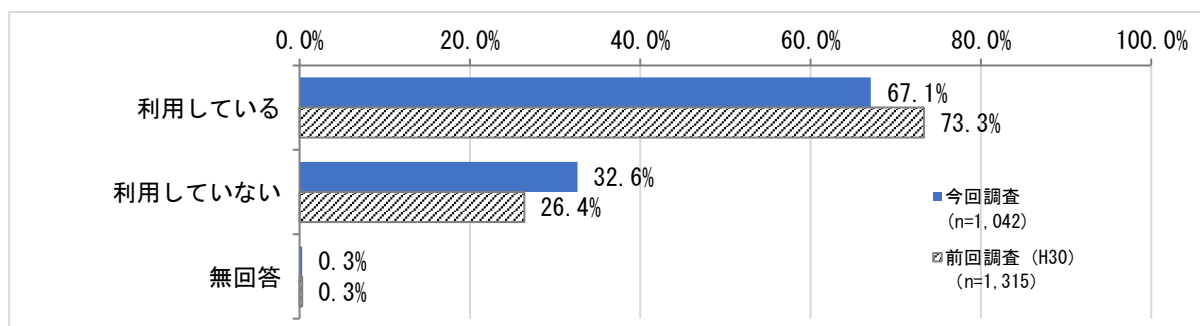
【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

①「定期的な教育・保育事業」の利用の有無

「利用している」が67.1%、「利用していない」が32.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「利用している」が減少しています。

【就学前児童保護者】

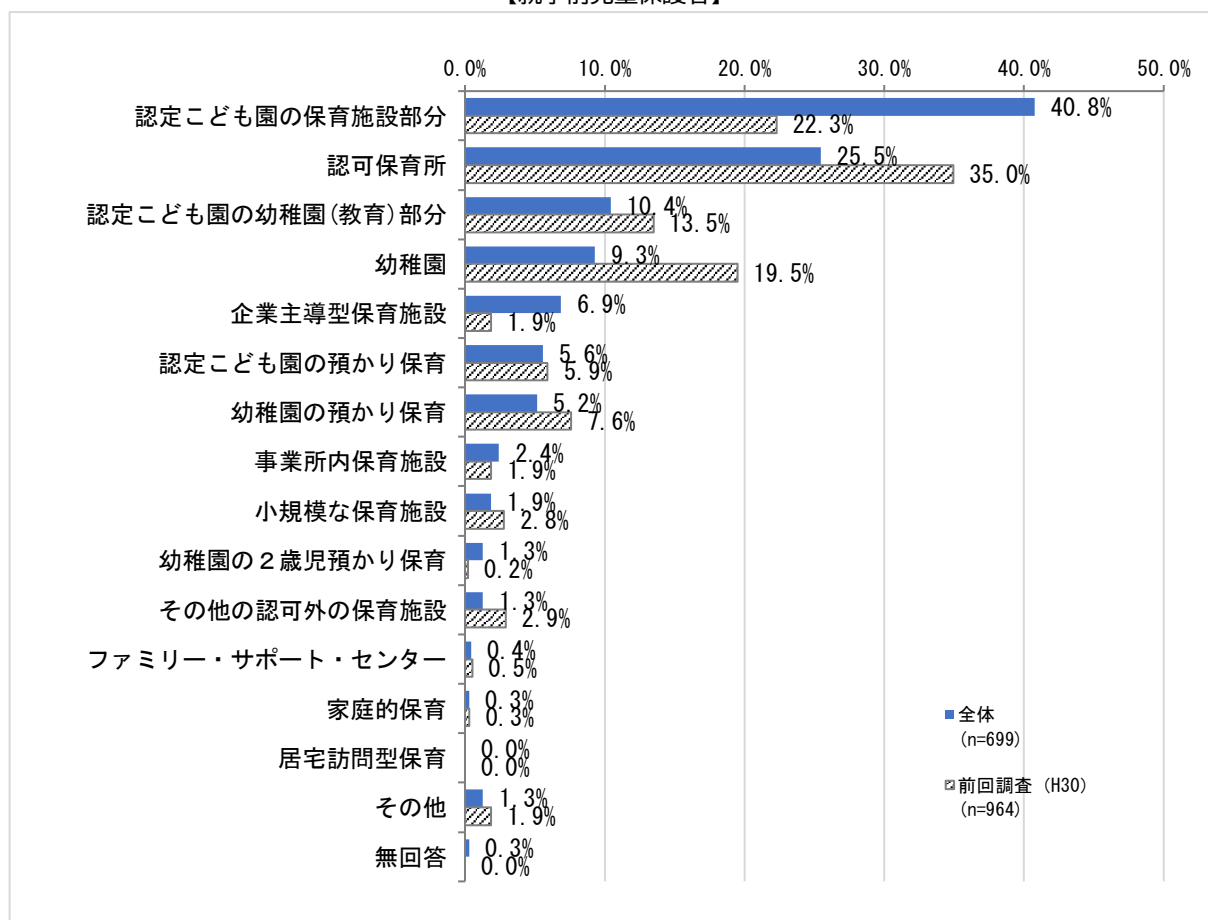


②年間を通じて「定期的に」利用している事業

「認定こども園の保育施設部分」が40.8%と最も高く、次いで「認可保育所」が25.5%、「認定こども園の幼稚園（教育）部分」が10.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園の保育施設部分」が18.5ポイント増加し、「認可保育所」が9.5ポイント、「幼稚園」が10.2ポイント減少となっています。

【就学前児童保護者】



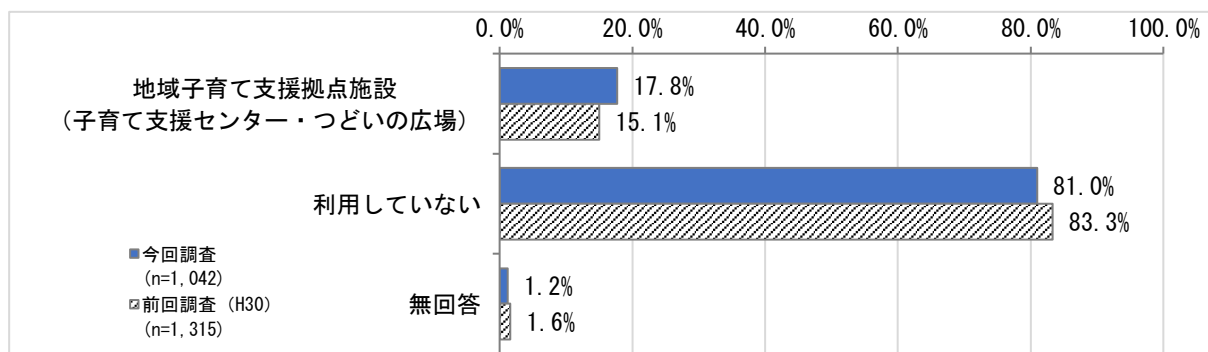
【地域の子育て支援事業の利用状況】

①利用している地域子育て支援拠点施設（「つどいの広場」）

「利用していない」が81.0%と最も高く（うち認可保育所等や預かり保育などの定期的な教育・保育を利用しているが94.4%）、次いで「地域子育て支援拠点施設（子育て支援センター・つどいの広場）」が17.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前児童保護者】



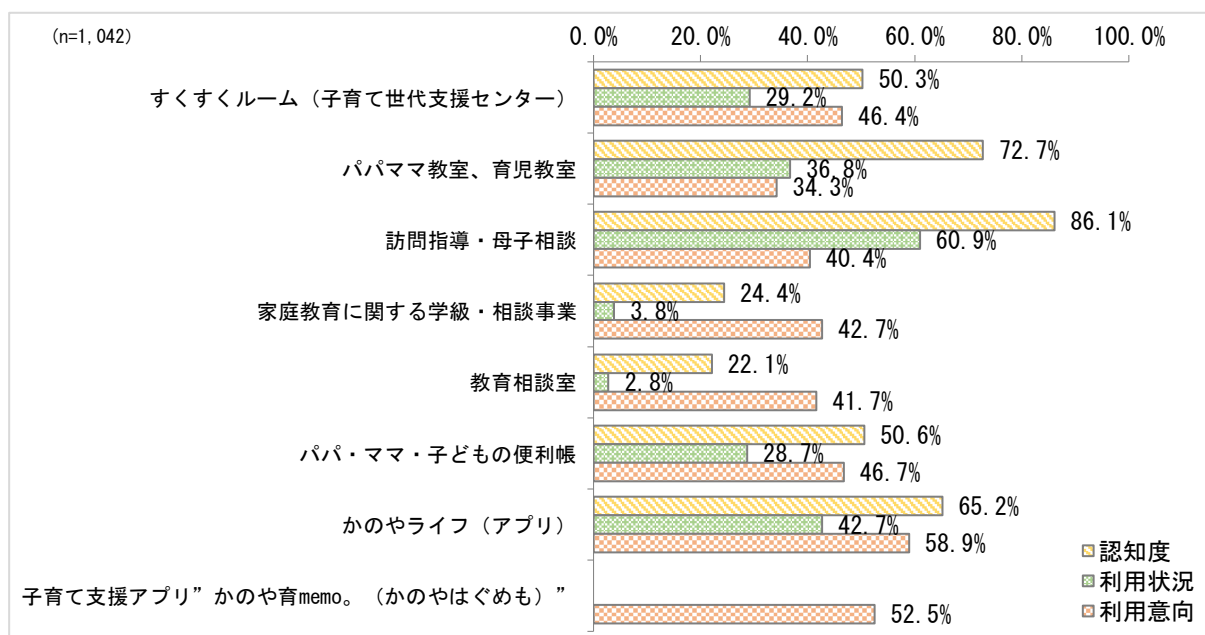
②地域子育て支援拠点施設の今後の利用意向

「新たに利用したいとは思わない、利用日数を増やしたいとは思わない」が67.0%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が22.8%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が6.8%となっています。

年齢別でみると、0～2歳では「利用していないが、今後利用したい」が29.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が9.9%となっています。

3歳以上では「利用していないが、今後利用したい」が13.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が2.6%となっています。

③子育て支援事業の今後の利用意向



【土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望】

①土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

《土曜日の利用希望》

「ほぼ毎週利用したい」が43.6%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が30.3%、「月に1～2回は利用したい」が25.6%となっています。

《日曜・祝日の利用希望》

「利用する必要はない」が76.8%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が20.0%、「ほぼ毎週利用したい」が2.4%となっています。

②幼稚園利用者の夏休み・冬休みなど長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

「休みの期間中、週に数日利用したい」が43.1%と最も高く、次いで「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が32.3%、「利用する必要はない」が23.1%となっています。

【お子さんの病気の際の対応】

①お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験

就学前児童保護者では、「あった」が73.4%、「なかった」が22.9%となっています。

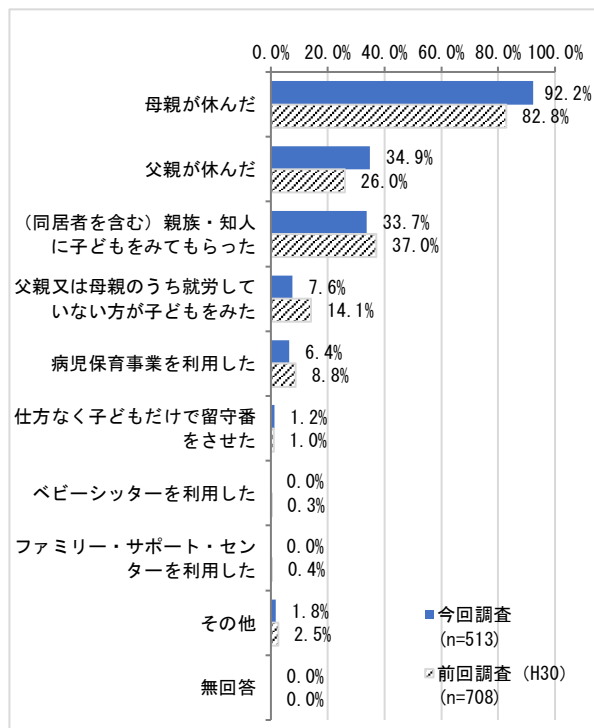
小学校児童保護者では、「あった」が76.3%、「なかった」が22.5%となっています。

②お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処法

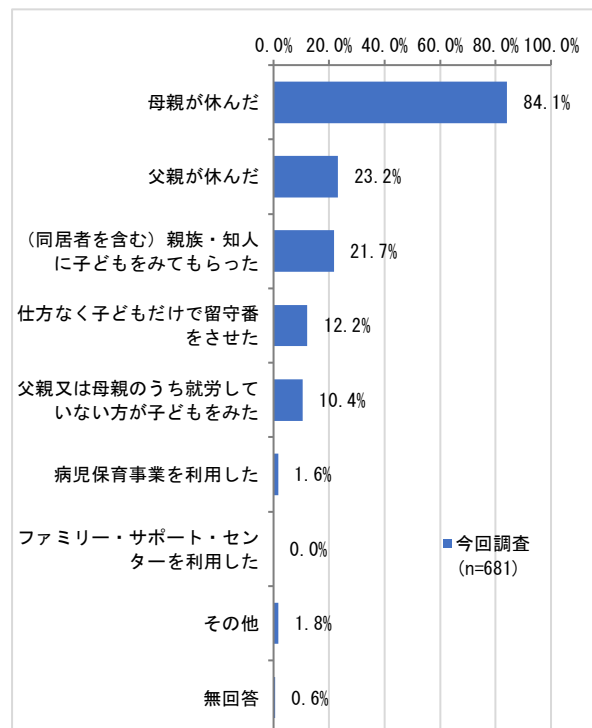
就学前児童保護者では、「母親が休んだ」が92.2%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が34.9%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が33.7%となっています。平成30年度調査と比較すると、「母親が休んだ」「父親が休んだ」がいずれも増加しています。

小学校児童保護者では、「母親が休んだ」が84.1%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が23.2%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が21.7%となっています。

【就学前児童保護者】

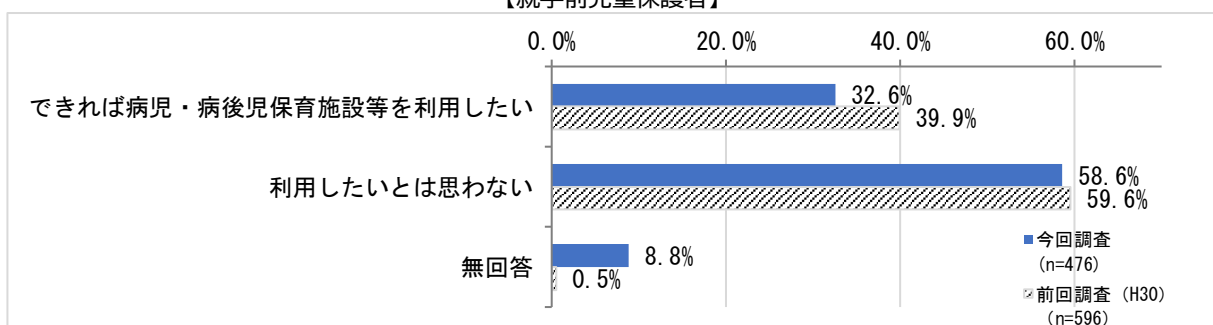


【小学校児童保護者】



③病児・病後児保育施設等の利用意向

【就学前児童保護者】



【「不定期」の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用】

①私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業

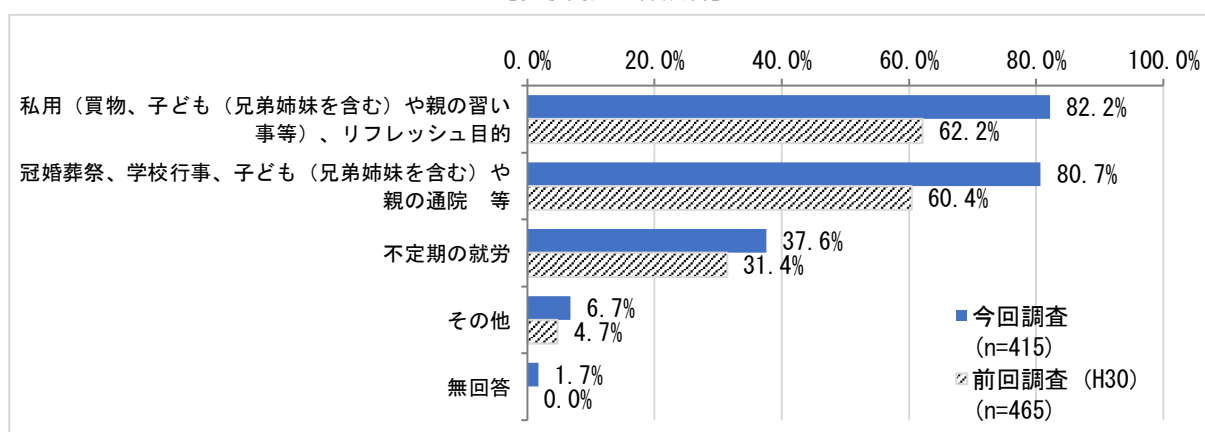
就学前児童保護者では、「利用していない」が78.9%と最も高く、次いで「認定こども園の預かり保育」が7.5%となっています。

②不定期の教育・保育事業の利用意向

就学前児童保護者では、「利用したい」が39.8%、「利用する必要はない」が56.5%。
「利用したい」理由（複数回答）としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が82.2%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が80.7%、「不定期の就労」が37.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、利用したいすべての理由で増加しています。

【就学前児童保護者】



【小学校就学後の放課後の過ごし方】

①小学校低学年（１～３年生）のうちの放課後こどもを過ごさせたい場所等

就学前児童保護者では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が57.8%と最も高く、次いで「自宅」が48.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」がいずれも21.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」「自宅」が増加しています。

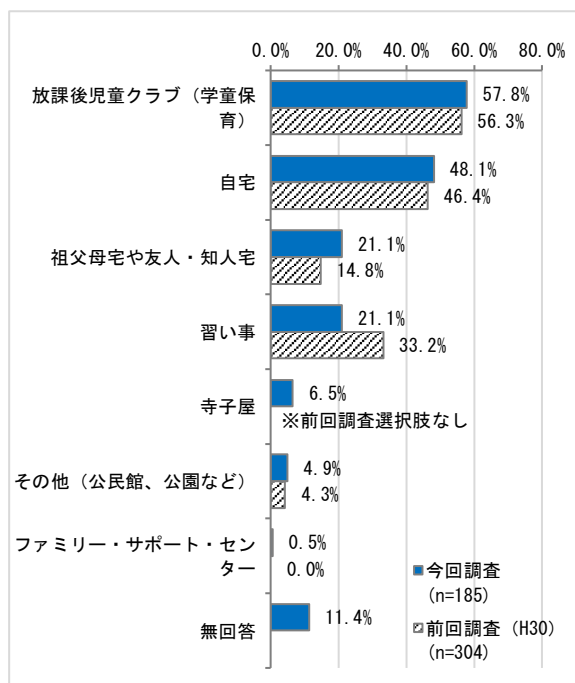
小学校児童保護者では、「自宅」が61.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が44.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が36.8%となっています。

②小学校高学年（４～６年生）になった時に放課後こどもを過ごさせたい場所等

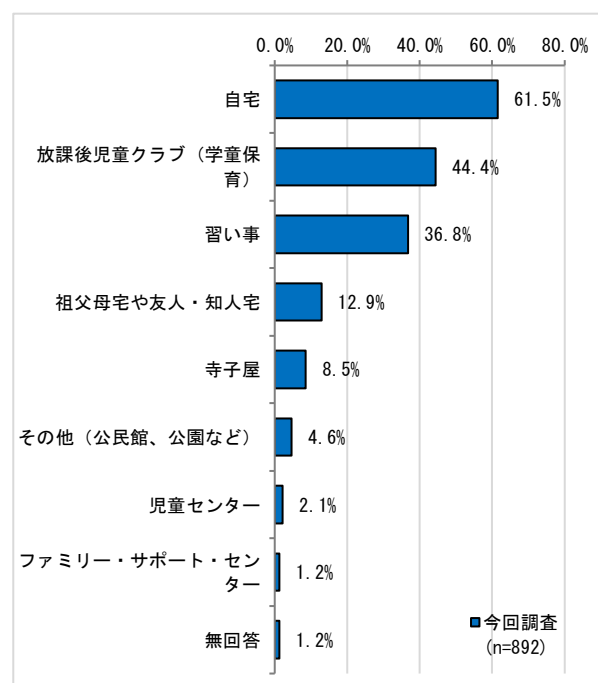
就学前児童保護者では、「自宅」が70.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が35.1%、「習い事」が34.1%となっています。平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」が21.6ポイント増加しています。

小学校児童保護者では、「自宅」が73.3%と最も高く、次いで「習い事」が45.3%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が27.9%となっています。

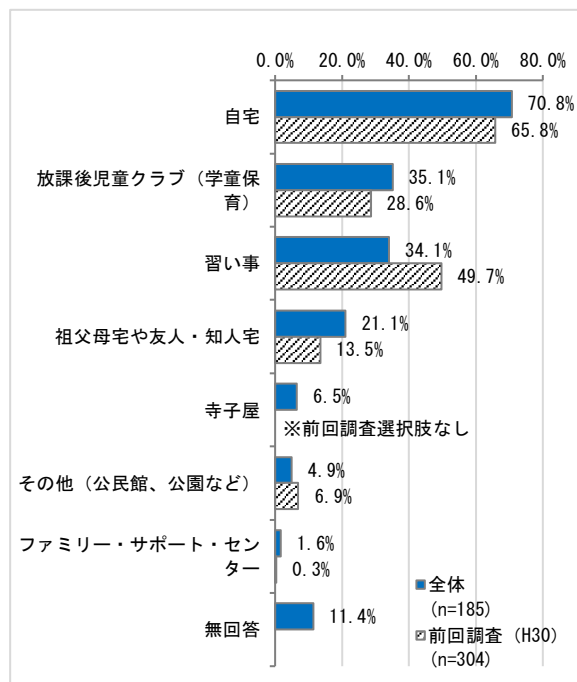
【小学校低学年（就学前児童保護者）】



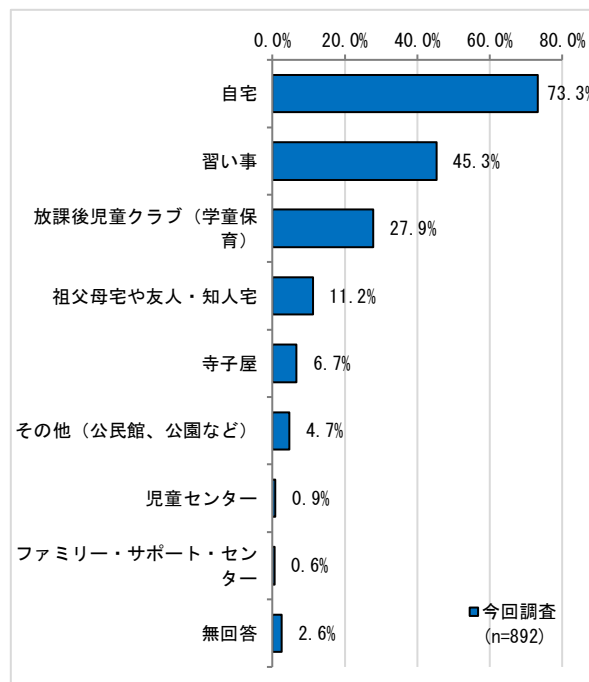
【小学校低学年（小学校児童保護者）】



【小学校高学年（就学前児童保護者）】



【小学校高学年（小学校児童保護者）】



③土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

《土曜日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向》

就学前児童保護者では、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が52.7%と最も高く、次いで「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が25.7%、「利用する必要はない」が20.4%となっています。

小学校児童保護者では、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が36.5%と最も高く、次いで「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が34.1%、「利用する必要はない」が28.3%となっています。

《日曜・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向》

就学前児童保護者では、「利用する必要はない」が77.2%と最も高くなっています。

小学校児童保護者では、「利用する必要はない」が78.7%と最も高くなっています。

【子育て支援対策の全般について】

①こどもを健やかに生み育てる上で、鹿屋市に期待する支援

《こどもに関すること》

就学前児童保護者では、「病気や発育・発達に関すること」の割合が63.6%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が35.0%、「食事や栄養に関すること」が32.1%となっています。

小学校児童保護者では、「病気や発育・発達に関すること」が42.6%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が35.8%、「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」が33.7%となっています。

《親自身に関すること》

就学前児童保護者では、「一人のゆっくりする時間がとれない」の割合が47.1%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がし、しつけに自信がない」が27.1%、「特になし」が26.4%となっています。

小学校児童保護者では、「一人のゆっくりする時間がとれない」が38.6%と最も高く、次いで「特になし」が32.5%、「子どもを叱りすぎているような気がし、しつけに自信がない」が29.8%となっています。

《協力・支援体制について》

就学前児童保護者では、「特になし」が36.4%と最も高く、次いで「一時預かり・延長保育・病児保育・ショートステイ等が充実していない」が17.5%、「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ない」が15.8%となっています。

小学校児童保護者では、「特になし」が41.4%と最も高く、次いで「一時預かり・延長保育・病児保育・ショートステイ等が充実していない」が17.7%、「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ない」が14.3%となっています。

《環境について》

就学前児童保護者では、「子どもの遊び場が少ない、もしくはない」が41.8%と最も高く、次いで「特になし」が28.9%、「子どもに関する行政手続きが分かりにくい」が18.8%となっています。

小学校児童保護者では、「子どもの遊び場が少ない、もしくはない」が40.5%と最も高く、次いで「特になし」が33.5%、「子どもに関する行政手続きが分かりにくい」が15.8%となっています。

《経済について》

就学前児童保護者では、「子育てで出費がかさむ」が74.1%と最も高く、次いで「予防接種（自己負担分）が高い」が37.1%、「特になし」が16.5%となっています。

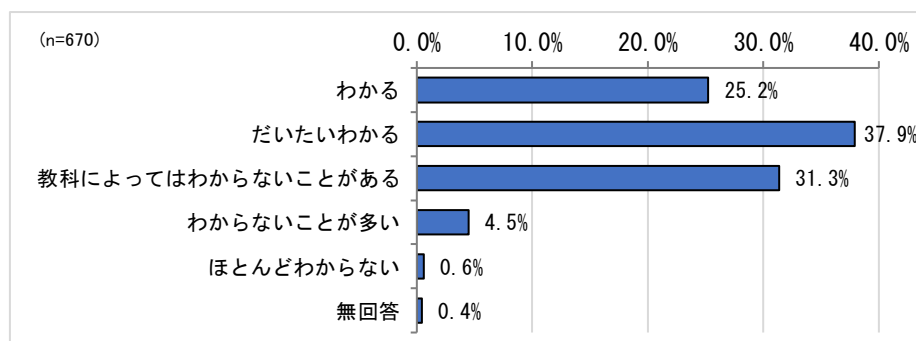
小学校児童保護者では、「子育てで出費がかさむ」が73.2%と最も高く、次いで「予防接種（自己負担分）が高い」が42.4%、「特になし」が17.8%となっています。

(3) 小学5年生アンケート調査結果

【学校の授業の理解度】

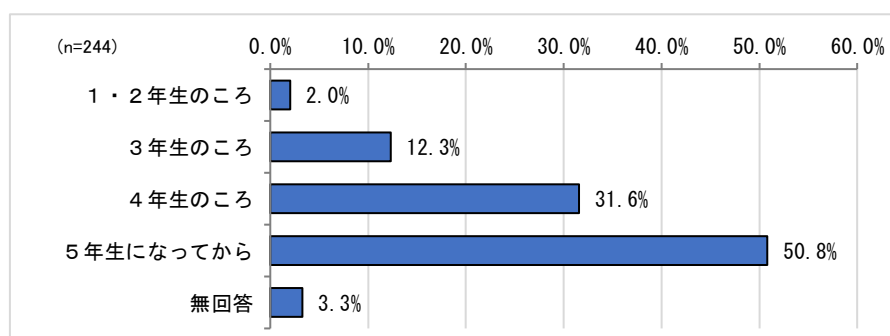
①学校の授業でわからないことの有無

「だいたいわかる」が37.9%と最も高く、次いで「教科によってはわからないことがある」が31.3%、「わかる」が25.2%となっています。



②授業がわからなくなった時期

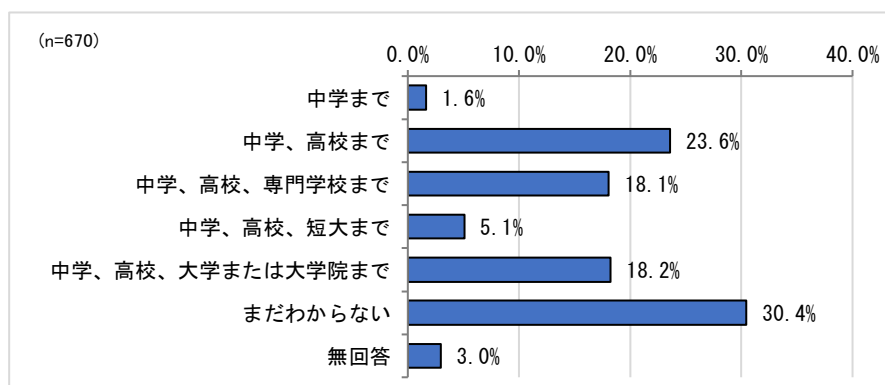
「5年生になってから」が50.8%と最も高く、次いで「4年生のころ」が31.6%、「3年生のころ」が12.3%となっています。



【将来について】

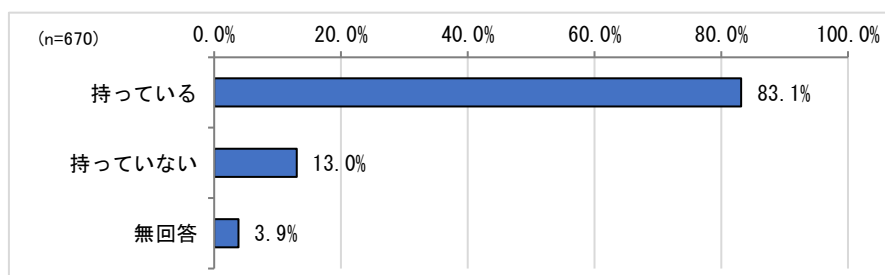
①将来の進学先の希望

「まだわからない」が30.4%と最も高く、次いで「中学、高校まで」が23.6%、「中学、高校、大学または大学院まで」が18.2%となっています。



②将来の夢や目標の有無

「持っている」が83.1%、「持っていない」が13.0%となっています。



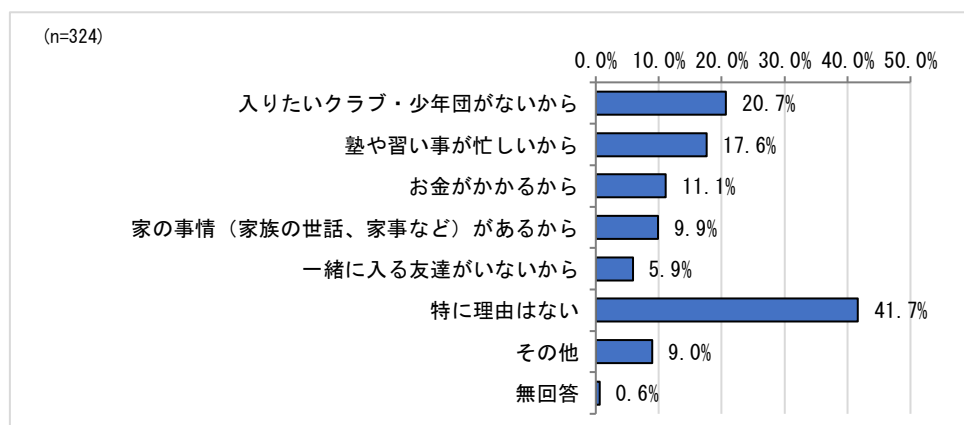
【スポーツクラブやスポーツ少年団などへの参加】

①参加状況

「参加している」が50.6%、「参加していない」が48.4%となっています。

②参加していない理由

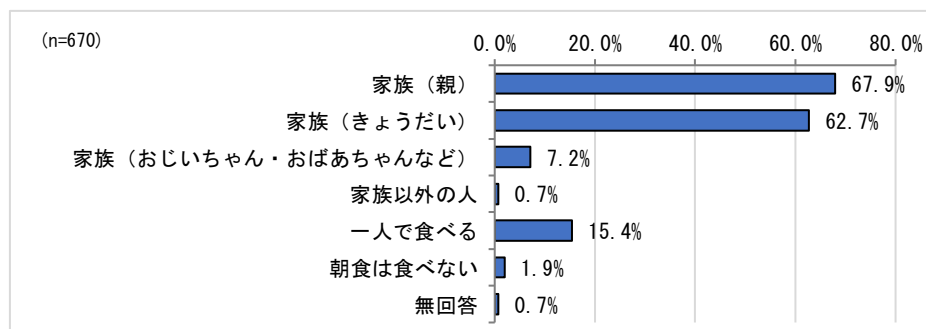
「特に理由はない」が41.7%と最も高く、次いで「入りたいクラブ・少年団がないから」が20.7%、「塾や習い事が忙しいから」が17.6%となっています。



【平日の生活について】

①朝食を一緒に摂る人

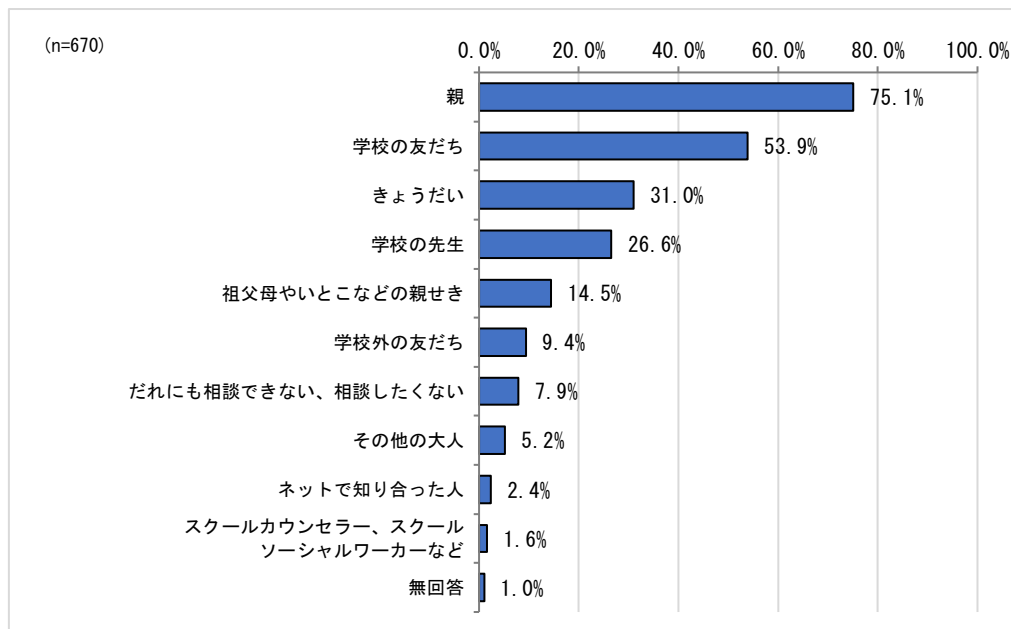
「家族（親）」が67.9%と最も高く、次いで「家族（きょうだい）」が62.7%、「一人で食べる」が15.4%となっています。



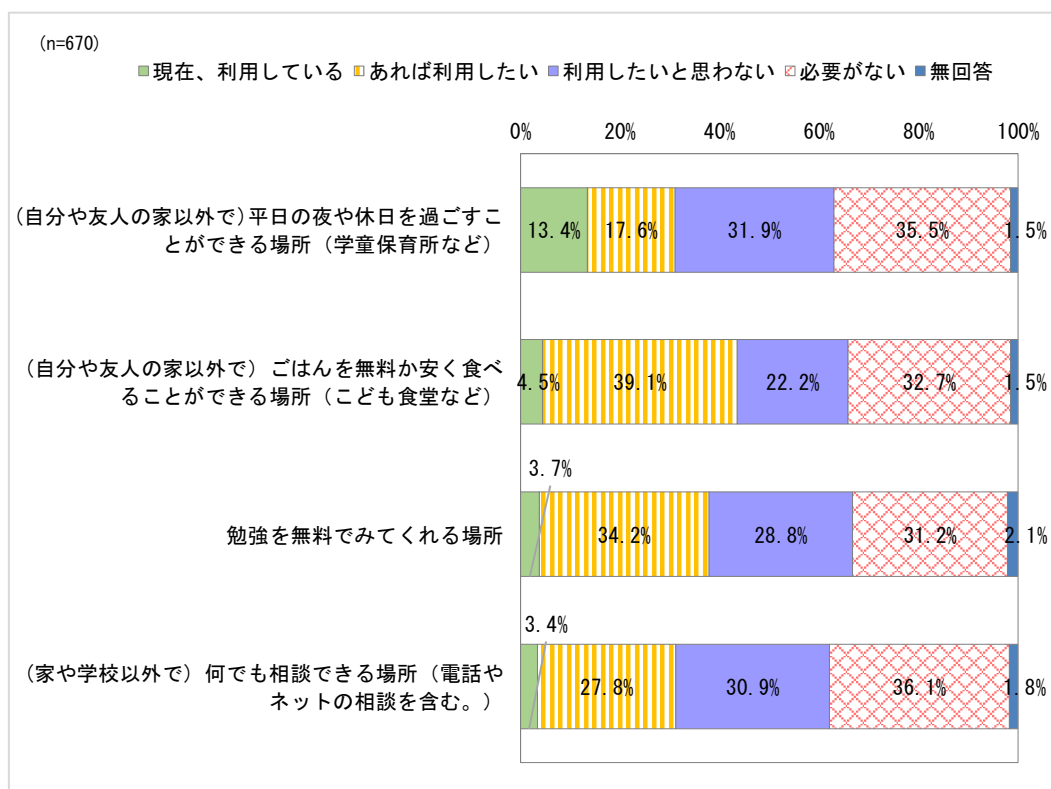
【困っていることや悩みごとの相談相手】

①困っていることや悩みごとがあるとき相談できる人

「親」が75.1%と最も高く、次いで「学校の友だち」が53.9%、「きょうだい」が31.0%となっています。



【(平日の夜や休日を過ごすことができる場所など) これまでの利用有無と今後の希望】

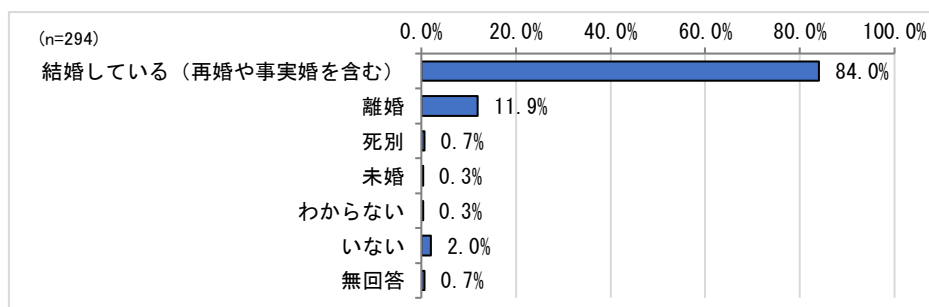


（４）小学5年生保護者アンケート調査結果

【保護者の状況】

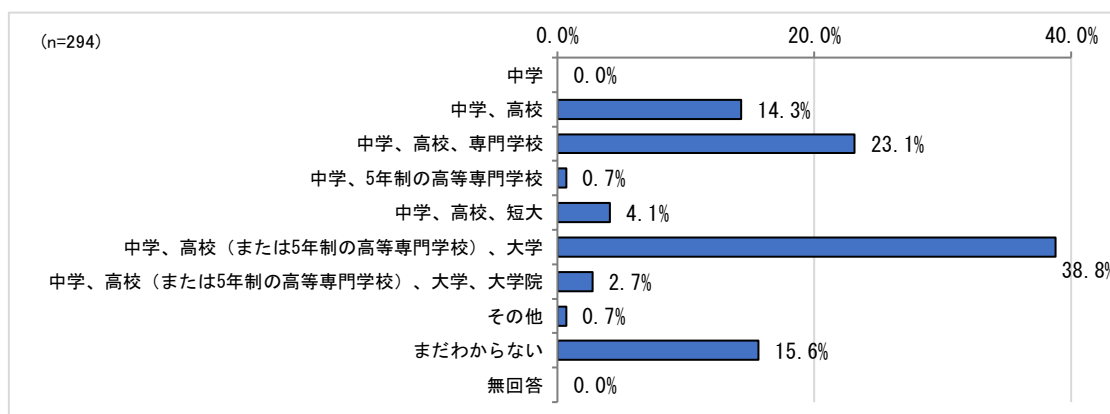
①お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況

「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が84.0%と最も高く、次いで「離婚」が11.9%となっています。



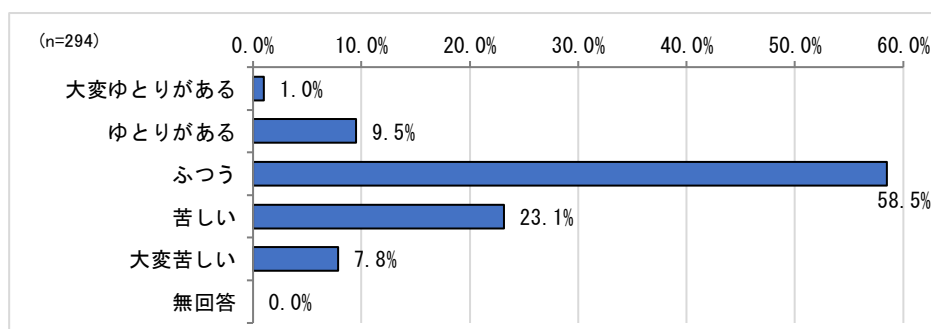
【希望するお子さんの進学先】

「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」が38.8%と最も高く、次いで「中学、高校、専門学校」が23.1%、「まだわからない」が15.6%となっています。



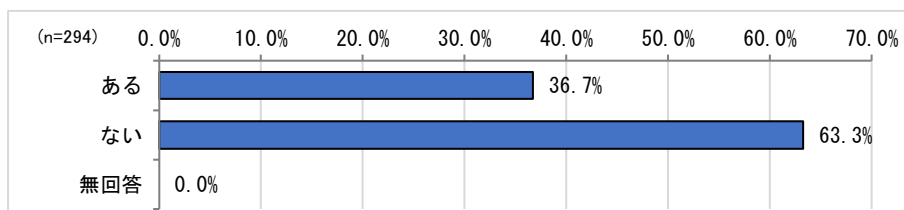
【現在の暮らしの状況】

「ふつう」の割合が58.5%と最も高くなっています。「ゆとりがある」（『大変ゆとりがある』と『ゆとりがある』の合計）が10.5%、「苦しい」（『苦しい』と『大変苦しい』の合計）が30.9%となっています。



【経済的な理由により、こどもの学習意欲にこたえられなかった経験】

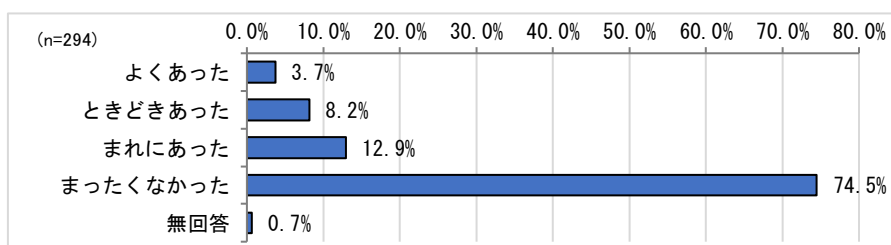
「ある」が36.7%、「ない」が63.3%。



【過去1年間の経験】

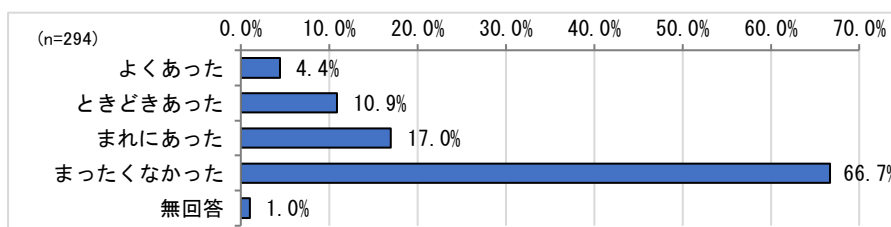
①家族が必要とする食料が買えなかった経験

「まったくなかった」が74.5%と最も高く、次いで「まれにあった」が12.9%となっています。



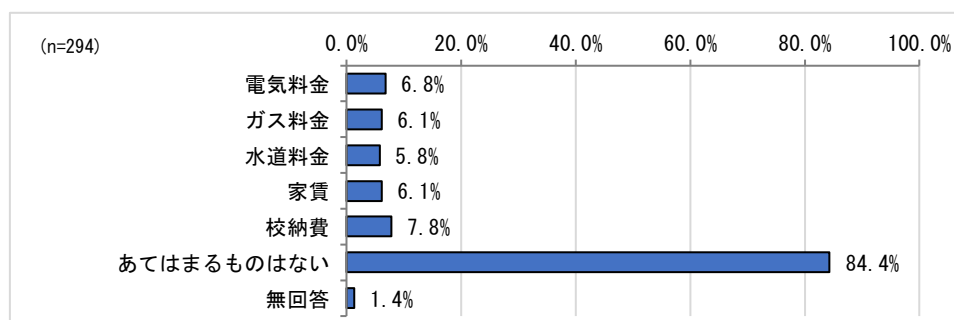
②家族が必要とする衣服が買えなかった経験

「まったくなかった」が66.7%と最も高く、次いで「まれにあった」が17.0%、「ときどきあった」が10.9%となっています。



③公共料金について、経済的な理由で未払いになった経験

「あてはまるものはない」を除き、「電気料金」が6.8%、「ガス料金」が6.1%、「水道料金」が5.8%、「家賃」が6.1%、「校納費」が7.8%となっています。



（５）若者の意識と生活に関するアンケート調査結果

【他者との関わり方】

他者との関わり方について、「①家族・親族との関わり方」、「②学校で出会った友人との関わり方」、「③職場・アルバイト関係の人との関わり方」、「④地域の人との関わり方」、「⑤インターネット上での他者との関わり方」の5項目について尋ねたところ、「①家族・親族との関わり方」が最も深い関わり方となっており、「会話やメール等をよくしている」、「何でも悩みを相談できる人がいる」、「楽しく話せる時がある」、「困ったときは助けてくれる」、「他の人には言えない本音を話せることがある」、「いつもつながりを感じている」の6項目のすべてで「そう思う」が8割以上となっています。

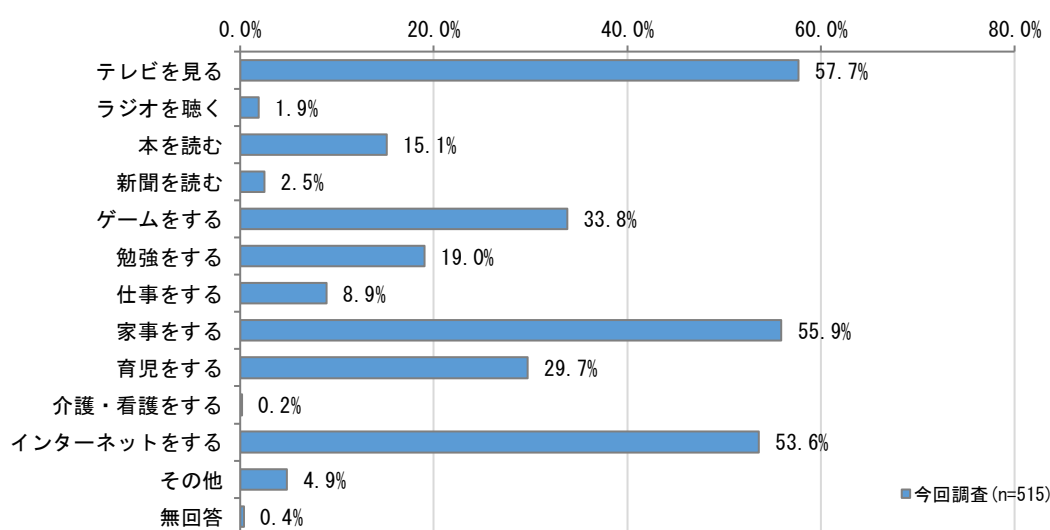
以下、関わりが深い順に、「②学校で出会った友人との関わり方」、「③職場・アルバイト関係の人との関わり方」、「④地域の人との関わり方」、「⑤インターネット上での他者との関わり方」となっています。特に、「④地域の人との関わり方」、「⑤インターネット上での他者との関わり方」については、前述6項目のすべてで、「そう思わない」が「そう思う」を上回っています。

【普段の活動・今の幸福感・将来像】

①普段の活動

普段、自宅（暮らしている場所）にいるときによくしていることとしては、「テレビを見る」が57.7%と最も高く、次いで、「家事をする」が55.9%、「インターネットをする」が53.6%となっています。

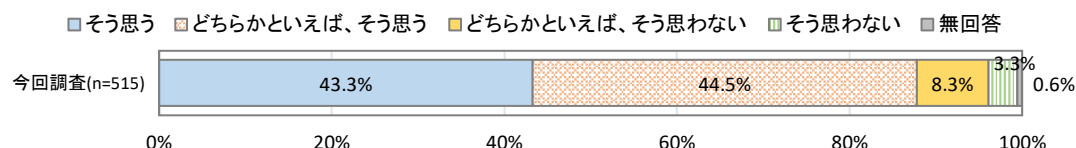
年齢別にみると15～19歳及び25～29歳では「テレビを見る」、20～24歳では「インターネットをする」、30～34歳及び35～39歳では「家事をする」が最も高くなっています。



②今の幸福感

「今、自分が幸せだと思う」という今の幸福感について聞いたところ、「そう思う」という回答者が43.3%で、「どちらかといえば、そう思う」（44.5%）を合わせると、肯定的な回答が8割以上となっています。

年齢別にみると、『そう思う』という回答者が、いずれの年齢層でも8割を上回り、なかでも15歳～19歳（89.5%）及び35歳～39歳（89.2%）は9割に近くなっています。

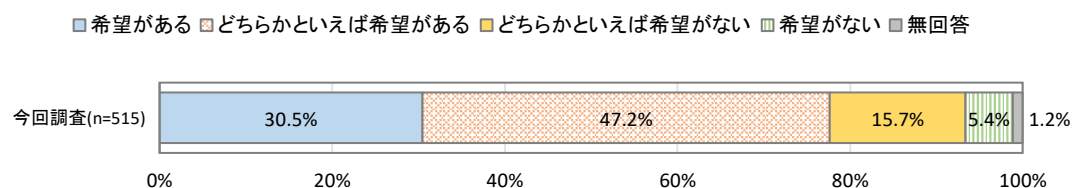


③将来像

「希望がある」という回答者は30.5%で、「どちらかといえば希望がある」（47.2%）を合わせると、8割近くが、自身の将来への希望について肯定的な認識を示しています。

性別にみると、『希望がある』（「希望がある」＋「どちらかといえば希望がある」）という回答者は、男性76.6%、女性78.6%となっています。

年齢別にみると、『希望がある』という回答者は、いずれの年齢層でも7割を上回っており、35歳～39歳（81.1%）では8割を超えています。



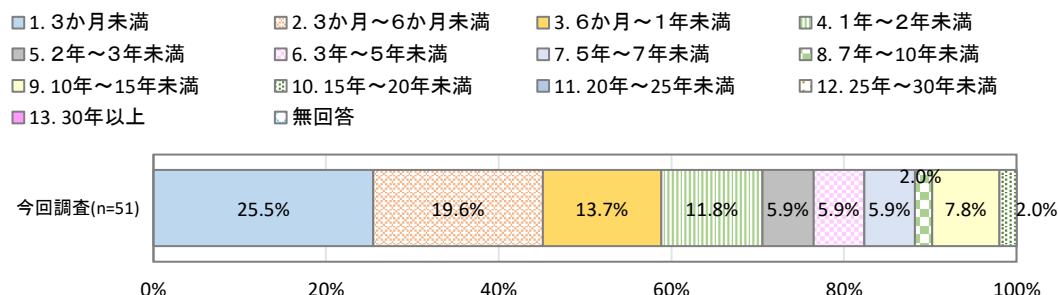
【外出について】

①外出の頻度について

普段の外出頻度を聞いたところ、「仕事や学校で平日は毎日外出する」という回答者の割合が71.7%で、最も高くなっています。外出頻度が低い状態にある者についてみると、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」が3.7%、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」が5.2%、「自室からは出るが、家からは出ない」が0.8%、「自室からほとんど出ない」が0.2%となっています。（以下、これらの者を「外出頻度の低い回答者」と総称する。）

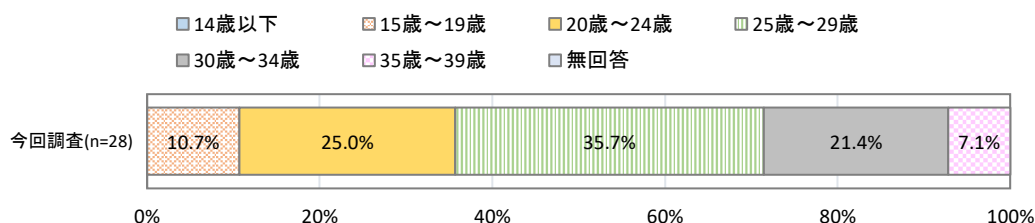
②現在の外出状況になってからの期間

外出頻度の低い回答者（51人）が、現在の外出状況になってからの期間をみると、「3か月未満」という回答者が25.5%で、次いで「3か月～6か月未満」が19.6%、「6か月～1年未満」が13.7%、などとなっています。また、6か月以上である旨の回答をした者をすべて合わせると、54.9%となっています。



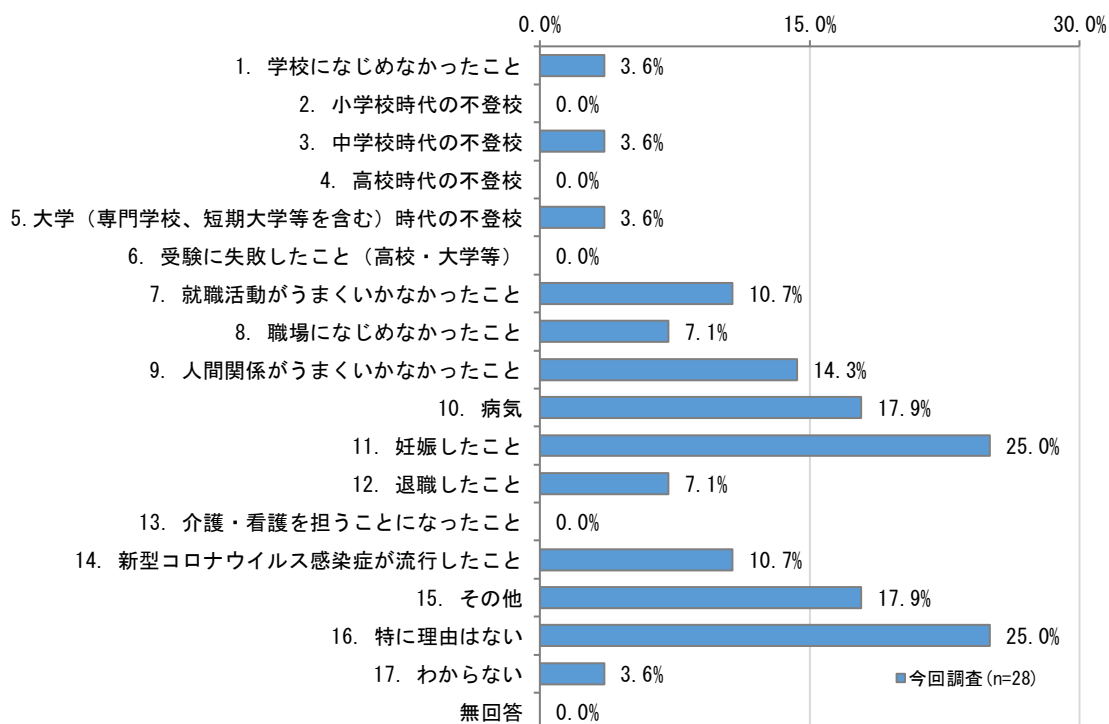
③現在の外出状況になった年齢

外出頻度の低い回答者のうち、現在の外出状況となってからの期間が6か月以上である旨の回答をした者（28人）に、今の状況になった年齢を聞いたところ、「25歳～29歳」という回答者の割合は35.7%で、最も高くなっています。次いで、「20歳～24歳」が25.0%、「30歳～34歳」が21.4%となっています。



④現在の外出状況になった理由

外出頻度の低い回答者のうち、現在の外出状況となってからの期間が6か月以上である旨の回答をした者（28人）に、今の状況になった理由を聞いたところ、「妊娠したこと」、「特に理由はない」がいずれも25.0%と最も高く、次いで「病気」、「その他」がいずれも17.9%、「人間関係がうまくいかなかったこと」が14.3%となっています。



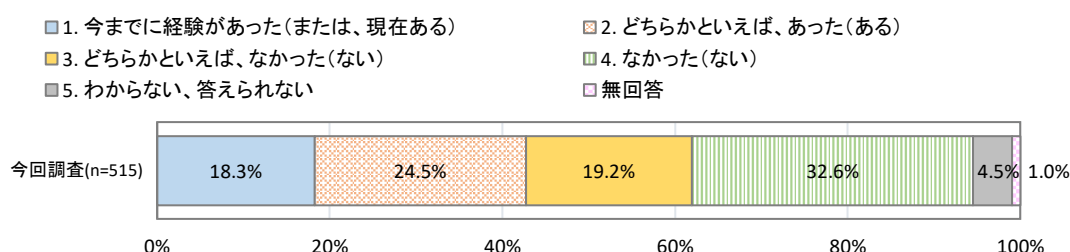
【困難に直面した経験】

①困難に直面した経験

社会生活や日常生活を円滑に送る上での困難について、「今までに経験があった（または、現在ある）」という回答者は18.3%、「どちらかといえば、あった（ある）」は24.5%であり、『経験があった（ある）』（「今までに経験があった（または、現在ある）」＋「どちらかといえば、あった（ある）」）という回答者は42.8%となっています。

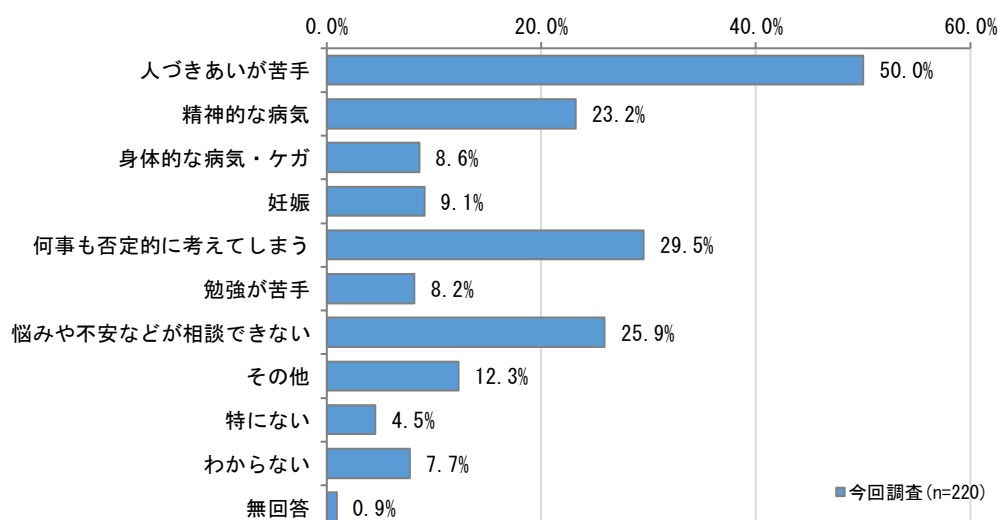
性別にみると、困難に直面した『経験があった（ある）』（「今までに経験があった（または、現在ある）」＋「どちらかといえば、あった（ある）」）という回答者は、男性が37.2%、女性が45.5%で、女性が男性を8.3ポイント上回っています。

年齢別にみると、困難に直面した『経験があった（ある）』という回答者は、35歳～39歳（37.8%）以外は4割を超えています。



②困難に直面した原因

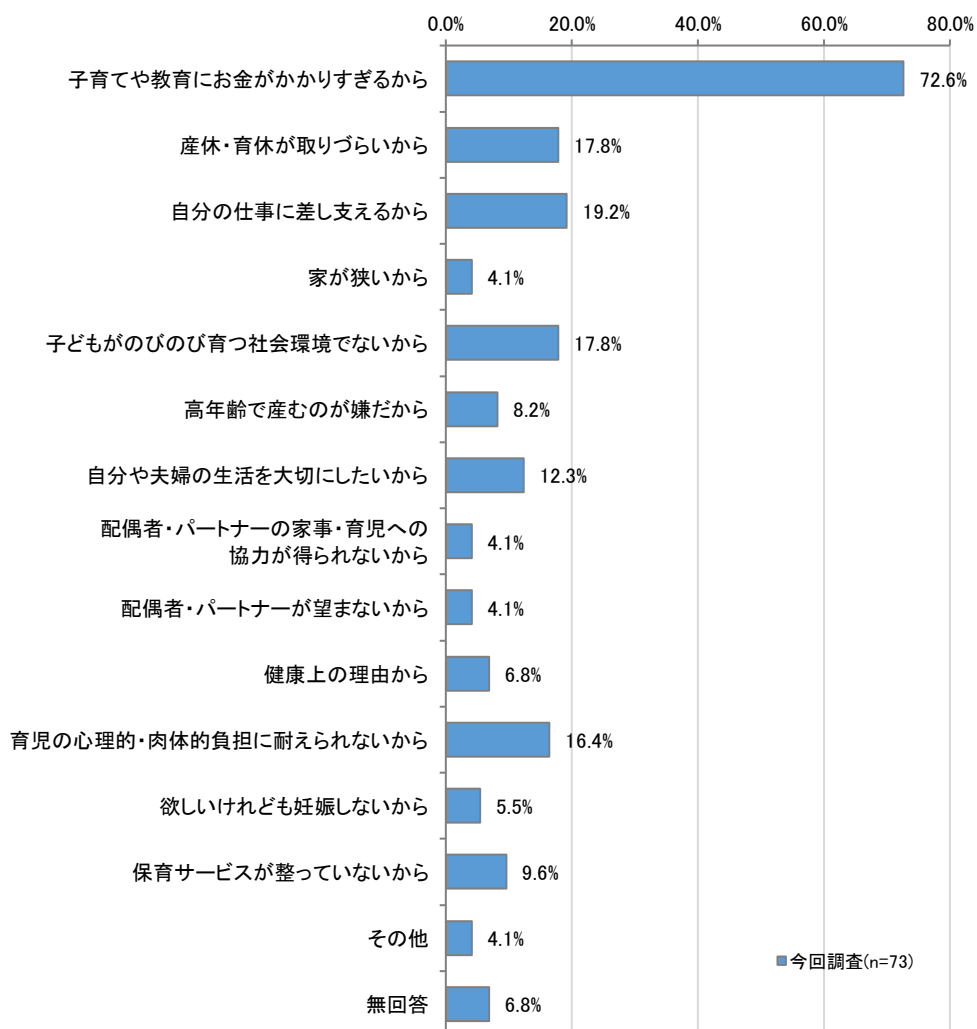
社会生活や日常生活を円滑に送る上での困難について、『経験があった（ある）』（「今までに経験があった（または、現在ある）」＋「どちらかといえば、あった（ある）」）と答えた者（220人）のうち、自分自身の主な原因については、「人づきあいが苦手」が50.0%と最も高く、次いで「何事も否定的に考えてしまう」が29.5%、「悩みや不安などが相談できない」が25.9%となっています。



【結婚・出産について】

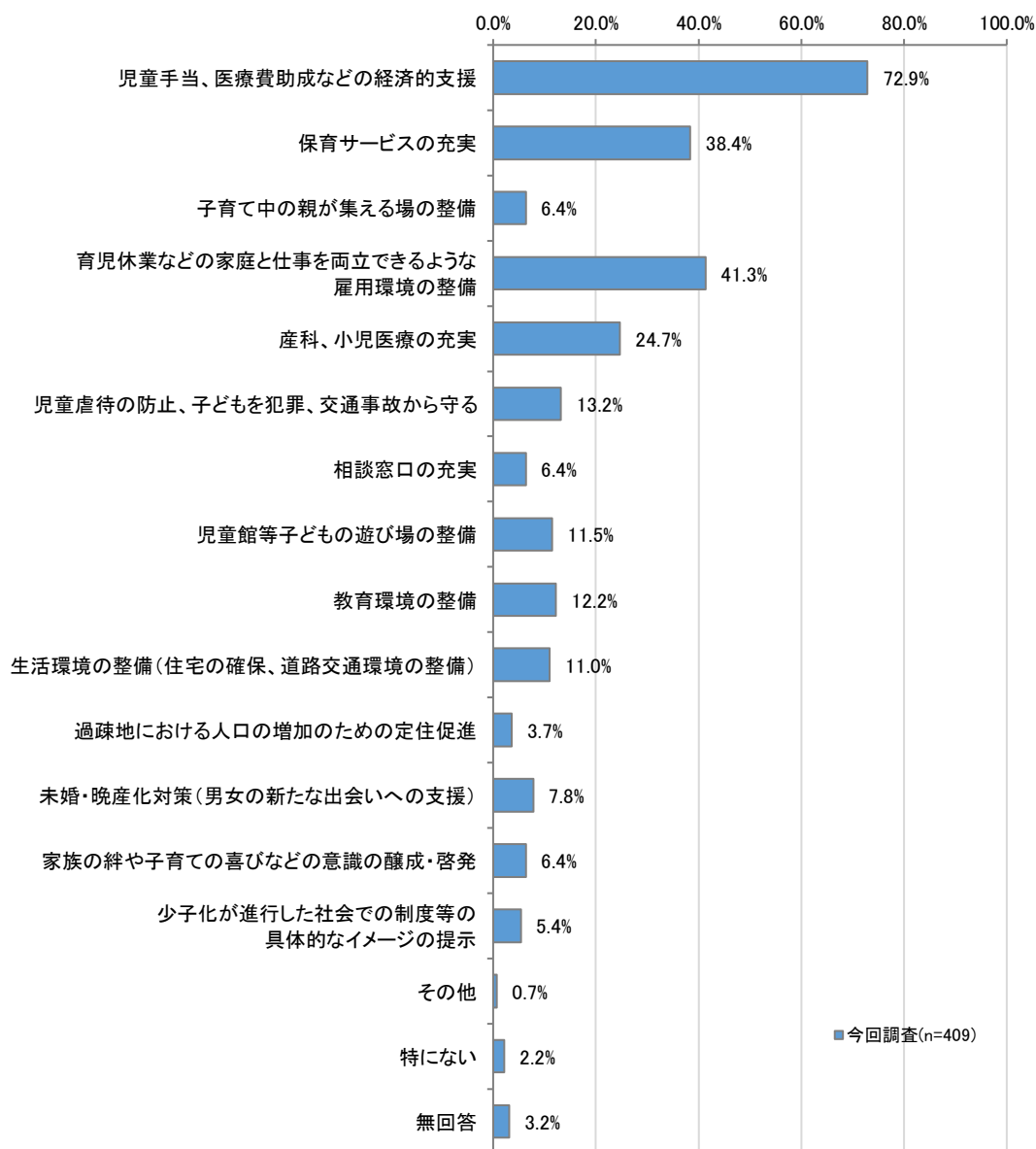
①現実と理想のこどもの数が違う理由

実際に持ちたいこどもの数が理想の数より少ない理由については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が72.6%と最も高く、次いで「自分の仕事に差し支えるから」が19.2%、「産休・育休が取りづらいから」、「子どもがのびのび育つ社会環境でないから」がいずれも17.8%となっています。



②こどもを健やかに産み育てるために期待すること

こどもを健やかに産み育てるために期待することについては、「児童手当、医療費助成などの経済的支援」が72.9%と最も高く、次いで「育児休業などの家庭と仕事を両立できるような雇用環境の整備」が41.3%、「保育サービスの充実」が38.4%となっています。

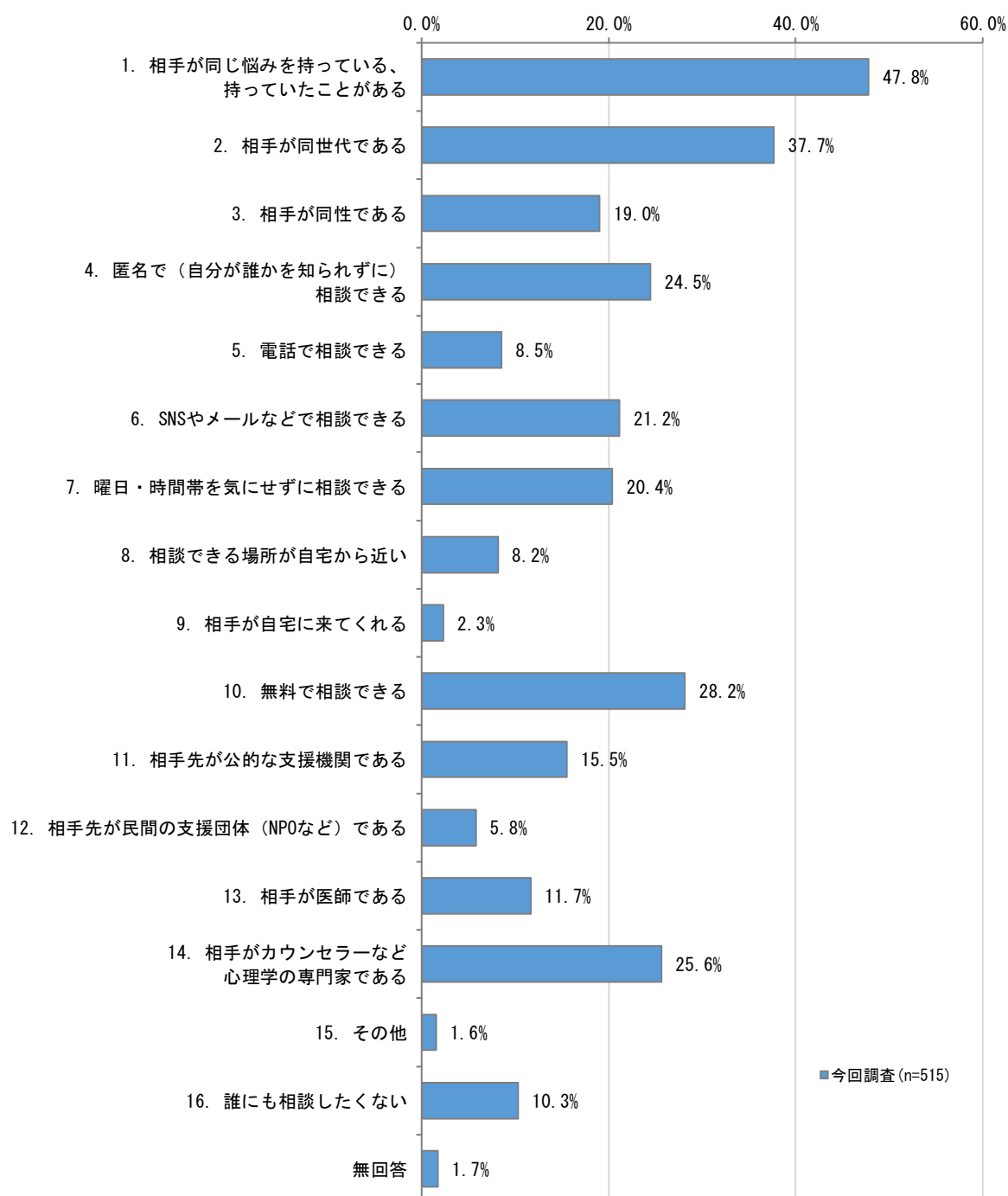


【相談・支援】

①相談先に求めること

相談したい人や場所については、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が47.8%と最も高く、次いで「相手が同世代である」が37.7%、「無料で相談できる」が28.2%となっている。一方で、「誰にも相談したくない」は10.3%で約1割となっています。

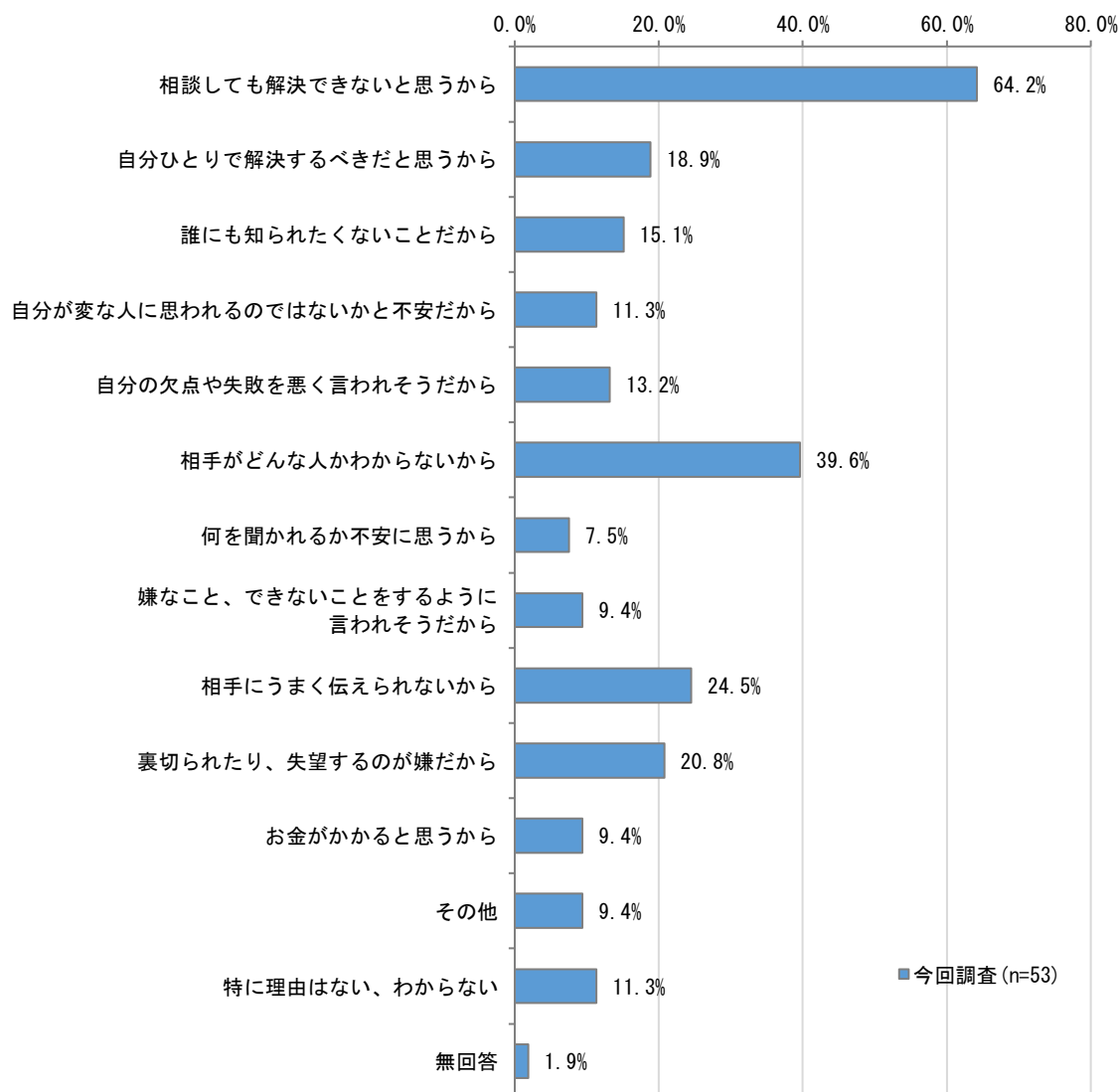
年齢別にみると、20歳～24歳では、「相手が同世代である」が42.0%と最も高くなっている。それ以外の年齢では、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が最も高くなっています。



②相談したくないと思う理由

「誰にも相談したくない」と答えた者（53人）が、その理由にあげているものについてみると、「相談しても解決できないと思うから」が64.2%と最も高く、次いで「相手がどんな人かわからないから」が39.6%、「相手にうまく伝えられないから」が24.5%となっています。

年齢別にみると、すべての年齢で、「相談しても解決できないと思うから」が最も高くなっています。

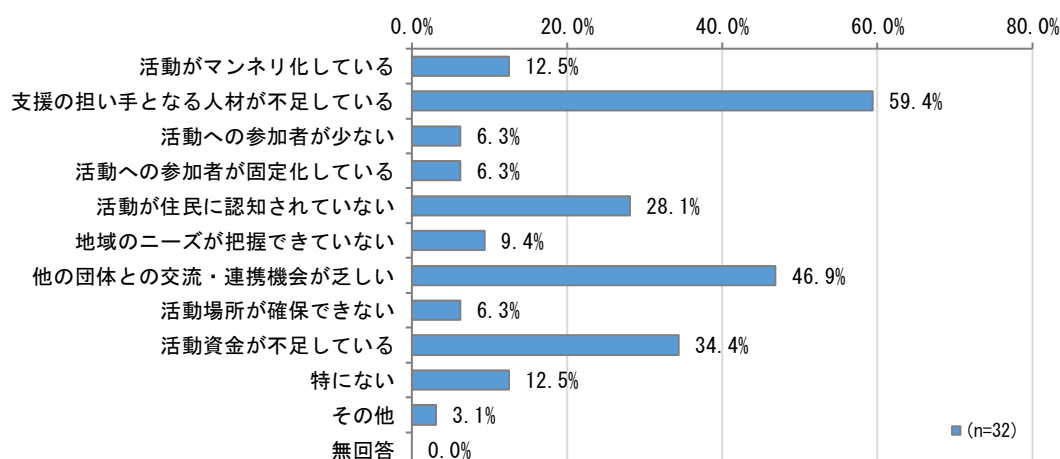


(6) 事業所アンケート調査結果

【事業所の活動状況】

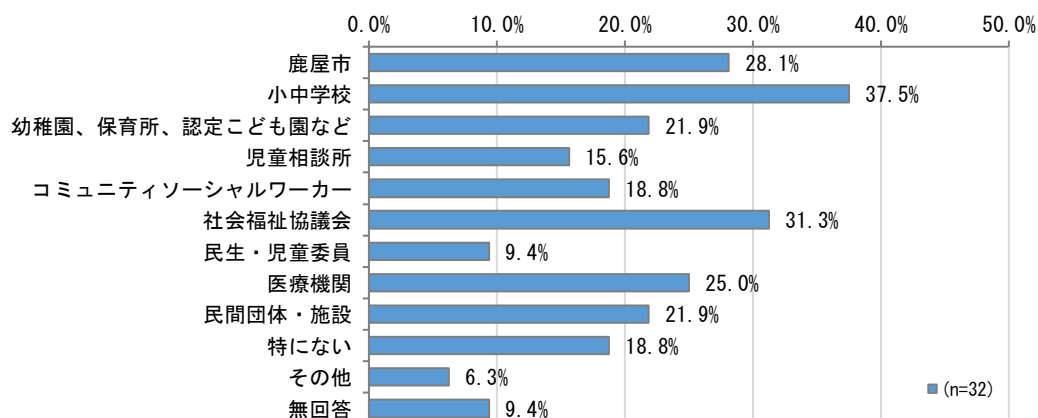
①現在、活動している中で困っていること

活動している中で困っていることについては、「支援の担い手となる人材が不足している」が59.4%と最も高く、次いで「他の団体との交流・連携機会が乏しい」が46.9%、「活動資金が不足している」が34.4%となっています。



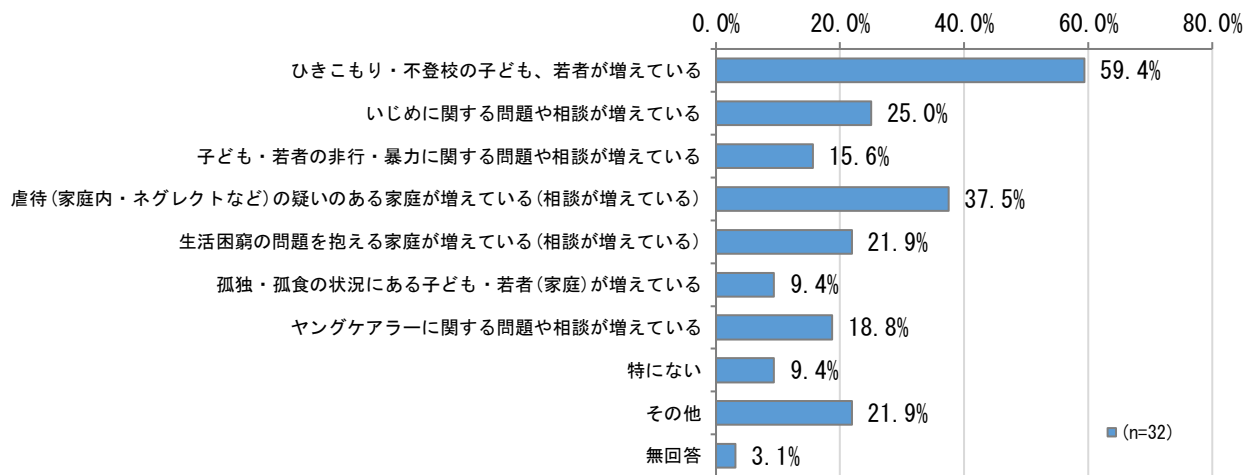
②今後、連携したい機関

今後連携したい機関については、「小中学校」が37.5%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が31.3%、「鹿屋市」が28.1%となっています。



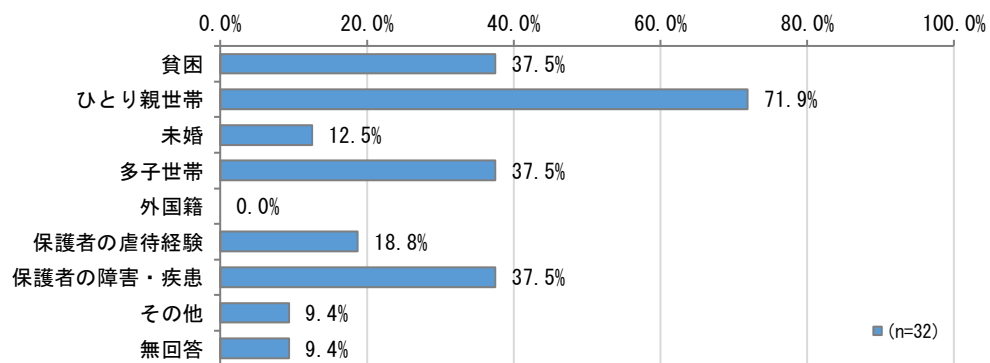
③活動を通してのこども・若者の課題

こども・若者の課題については、「ひきこもり・不登校の子ども、若者が増えている」が59.4%と最も高く、次いで「虐待（家庭内・ネグレクトなど）の疑いのある家庭が増えている（相談が増えている）」が37.5%、「いじめに関する問題や相談が増えている」が25.0%となっています。



④困難を抱える家庭の背景や特徴

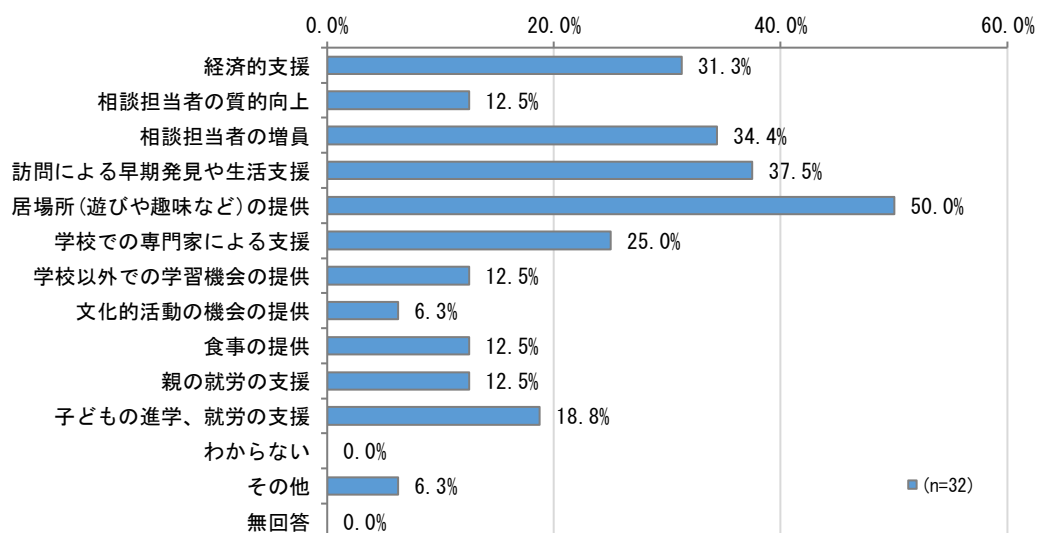
困難を抱える家庭の背景や特徴については、「ひとり親世帯」が71.9%と最も高く、次いで「貧困」、「多子世帯」、「保護者の障害・疾患」がいずれも37.5%、「保護者の虐待経験」が18.8%となっています。



【鹿屋市に求める支援策】

①必要だと思う支援

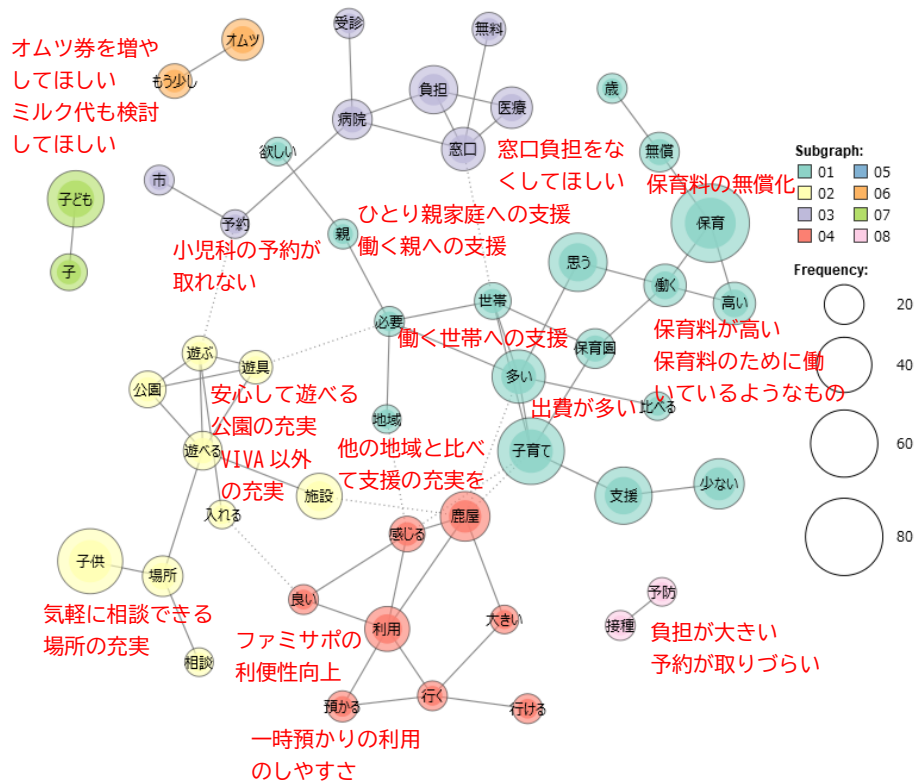
必要だと思う支援については、「居場所（遊びや趣味など）の提供」が50.0%と最も高く、次いで「訪問による早期発見や生活支援」が37.5%、「相談担当者の増員」が34.4%となっています。



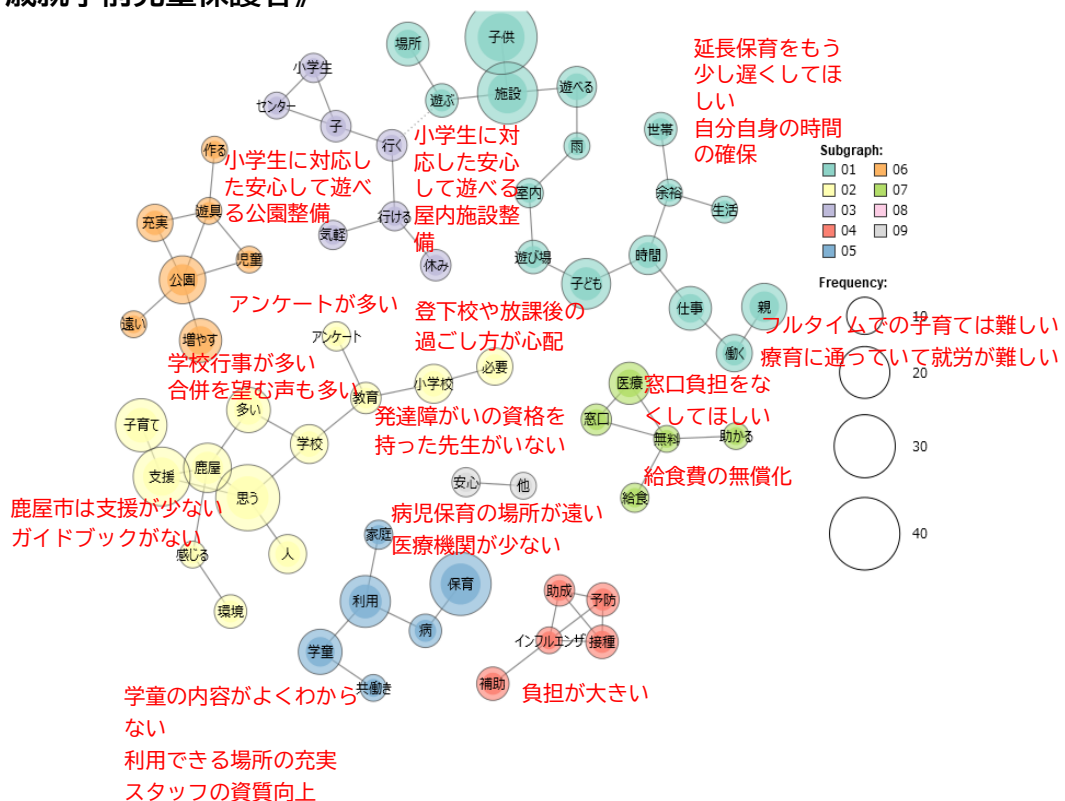
（7）各種調査における自由回答意見の整理

各調査において「子育ての環境や支援への満足度（低い）」と回答した方の自由意見をテキストマイニングにて整理を行いました。

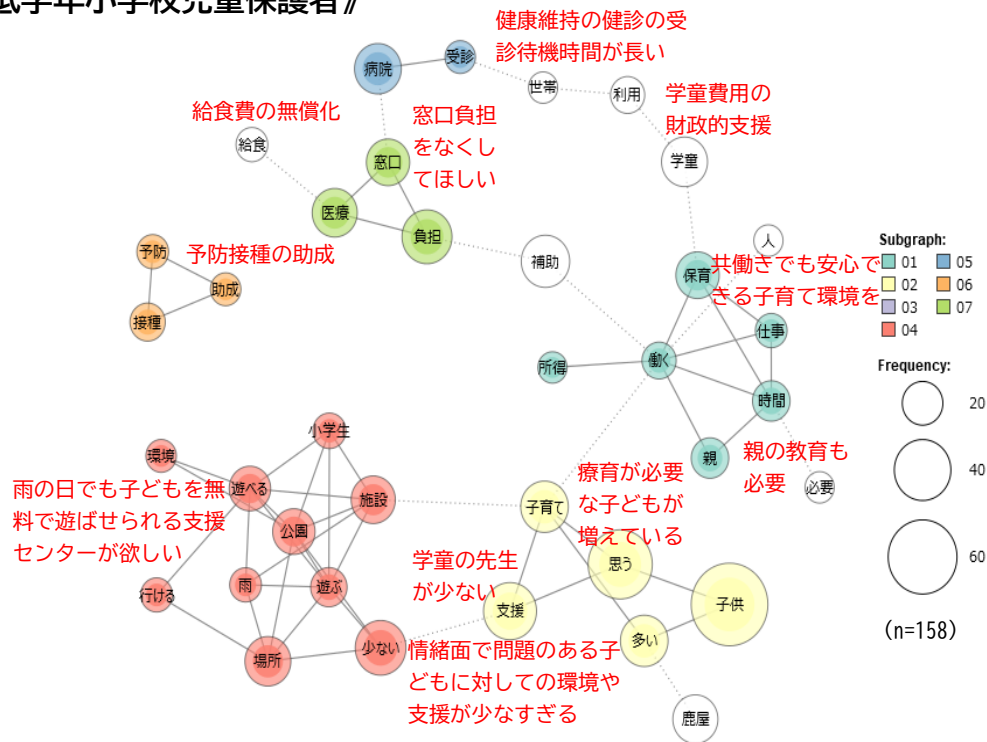
《0～2歳就学前児童保護者》



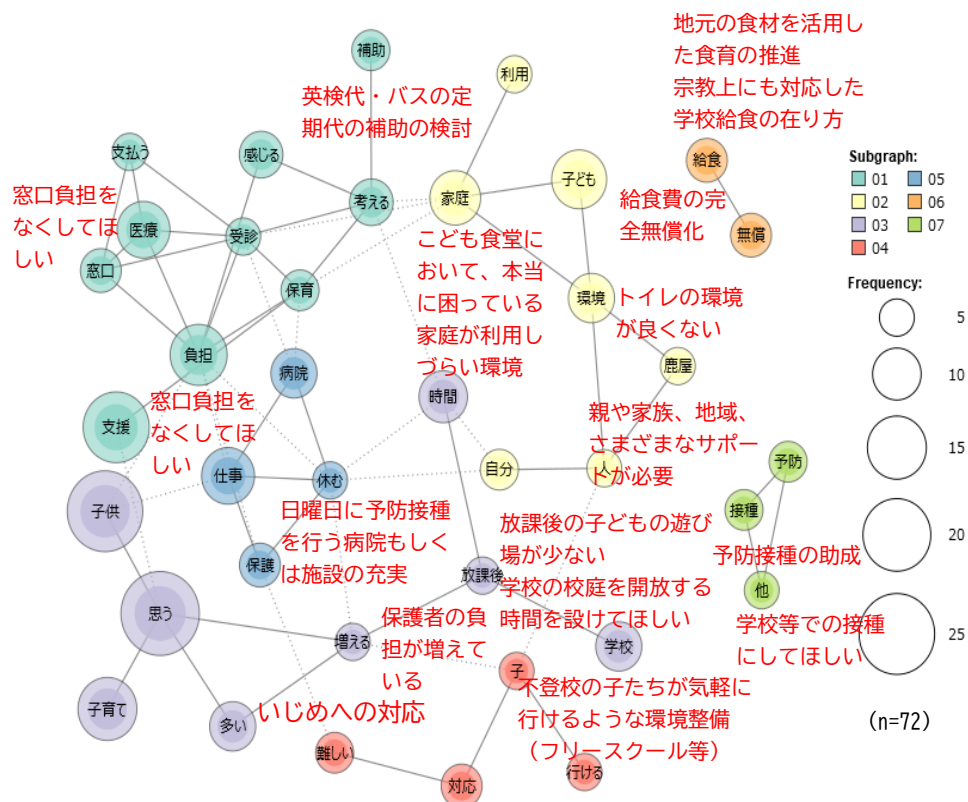
《3～6歳就学前児童保護者》



《低学年小学校児童保護者》



《高学年小学校児童保護者》



3 本市におけるこども・若者の主な課題



こども大綱に掲げられている事項や、こども・若者に関するデータ及びアンケート調査の結果等から、本市におけるこども・若者の主な課題を抽出し整理しました。

○ 少子化対策

- ◆本市の出生数は減少傾向です。合計特殊出生率は、国や県より高い値ではあるものの令和4年度で1.74となっており、少子化の進行は今後も進むものと予想されます。母親の年齢階級別出生数は30～34歳が最も多くなっていますが、女性の就業率は25歳以降8割を超えており、仕事と子育ての両立は重要な課題と考えられます。

○ 幼児期までのこどもの育ちの支援

- ◆アンケート調査結果では、母親における「フルタイム」「パート・アルバイト等」での就労意向の高まりが伺えます。今後も共働きやひとり親家庭における保育需要が見込まれますが、少子化に伴う利用児童数の減少なども踏まえて、保育・教育ニーズの変化に柔軟に対応していくことが求められます。また、放課後児童健全育成事業の利用者も増加傾向にあることから、適切な遊び及び生活の場を提供できる環境が必要です。
- ◆多くの家庭は、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に親族にみてもらえる状況にありますが、こどもをみてもらえる親族・知人がいない保護者も1割以上存在します。仕事等の理由で、こどもを自宅でみることのできない場面も増えています。また、子どもに関して、「病気や発達」「教育」に関して支援を期待しています。こうした家庭が、子育てに対して孤立感や負担感が増すことのないよう、相談体制や地域子育て支援の体制を充実させていくことが大切です。
- ◆国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、こどもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生のスタートを切るために重要な時期です。すべてのこどもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

○ 質の高い教育・保育の総合的な提供

- ◆アンケート調査結果（小学生5年）では、授業の理解度については『わかる』（「いつもわかる」＋「だいたいわかる」）は63.1%を占めています。将来の進学については「まだわからない」が約3割とする一方で、「大学または大学院まで」約2割と将来への進学希望の高さが伺えます。こどもの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育みながら、未来を担う人づくりに向けた教育活動と教育環境の充実が求められます。

○ 若者の自立と社会参加の支援

- ◆アンケート調査結果から、今の幸福感について否定的な回答（希望がない）は1割強となっています。また、将来に関しても、2割強が自身の将来への希望について否定的な認識を示していることから、若者が自信を持って、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けていくための支援が求められます。

- ◆将来、結婚については、若者の4人に1人が『結婚したくない』（どちらかといえば結婚したくない）＋「結婚したくない」と回答し、その理由では「自分の自由な時間が減るから」、「自分の趣味や仕事を優先させたいから」がいずれも5割を超え、「自由になるお金が減るから」が約4割、「経済的に不安があるから」が約3割となっています。仕事や就労に関する支援など、結婚を望む若者が自らの結婚に関する希望をかなえることができる環境が求められています。

○ 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援

- ◆本市では、約7割が認可保育所や幼稚園などの教育・保育事業を利用していますが、事業を利用していない方における子育てに対する育児疲れや孤独感などの不安解消に向けた支援やアプローチも重要です。母親にとって、妊娠・出産期は身体の変化により不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期です。核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、関係機関の連携のもと、子どもとの接し方等への不安や悩みへの対応など、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。
- ◆アンケート調査結果では、「かのやライフ（アプリ）」や「子育て支援アプリ“かのや育memo。（かのやはぐめも）”」などの利用割合、また利用意向が高くなっています。これらの効果的な事業の周知を行うとともに、SNS やインターネット上での子育てに関する情報の交流も踏まえつつ、必要な人に必要な情報を確実に届け、こども・子育て支援へのアクセスを向上させていく視点・工夫が求められています。
- ◆お子さんが放課後に過ごす今後の利用希望については、「自宅」が41.8%で最も多く、次いで「塾・習い事（スポーツ少年団含む）」が21.6%、「祖父母宅」10.2%となっています。子育てに関する取組では、「経済的支援」「窓口負担軽減」や、預かり、遊び場などの「環境整備」を充実してほしいとの意見が多く挙げられています。

○ 仕事と子育ての両立支援

- ◆こどもを健やかに産み育てるために期待することについては、若者の約4割が「育児休業などの家庭と仕事を両立できるような雇用環境の整備」や「保育サービスの充実」を挙げています。子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、社会の理解も十分に進んでいないことから、企業へのワーク・ライフ・バランスなどの意識啓発を進め、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた暮らしに向けて、必要な情報を発信していくとともに、社会全体で子育てを支援していくための意識醸成が必要となります。

○ 困難を抱える子育て家庭への支援

- ◆支援の必要なこどもが増加している中、就学前の保育・教育体制の整備や療育に携わる施設の質の維持・向上が、課題となってきます。早期発見が難しく支援の取組が遅れがちな、学習障害、注意欠陥・多動性障害など、発達障害のあるこどもとその家庭への支援の充実が求められています。
- ◆こどもが家事やきょうだい等の世話を担っているヤングケアラーなどについては、家庭内での問題や、本人や家族に自覚がない、誰にも相談できないといった理由から、支援

につながりにくい場合があることから、困難を抱えているこどもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていくことを考える必要があります。

- ◆家庭の経済状況は、こども・若者の進路選択にも影響を及ぼしている可能性があります。それぞれの世帯に寄り添い相談支援を行いながら、生活支援や就労支援などにつなげていく必要があります。

○ 児童虐待防止対策支援

- ◆児童虐待相談対応は91件にのぼっており、相談内容は複雑化しており、長期にわたる支援を必要とすることもあり、専門性の向上や虐待の発生を予防するための支援の強化、関係機関による支援体制の確立など、すべてのこどもとその家庭を対象に母子保健と児童福祉が一体となって、児童虐待の防止に取り組む必要があります。

○ こども・若者や子育て世帯の意見反映

- ◆「子ども政策に関し自身の意見が聴いてもらえるか」では、『思わない』（「どちらかというと思わない」＋「思わない」）は61.8%を占めています。また、こどもからの直接の意見では、録音機や広報紙、アンケートに答えるなどの方法において意見を伝えやすいとの発表がありました。
- ◆こども基本法において、こどもの意見表明と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。こうした状況を踏まえ、施策に関するこどもの意見聴取と反映については、全庁的に取り組む必要があります。

○ こども・若者の安全・安心の確保

- ◆昨今、こどもを巻き込んだ事故、犯罪の発生により、保護者の安全・安心に子育てできる環境への意識が高まっていることが考えられます。こどもの安全を確保するため、地域全体での見守り体制の充実や、道路や公園、関係施設設備の点検等が必要です。
- ◆アンケート調査結果では、「子どもが安全で安心して遊べる公園等の整備」など遊び場の充実を求める声が多くなっており、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間などの取組が求められています。

○ 地域でこども・若者を育てる環境整備

- ◆事業所調査結果では、育成方法などのスキルアップ、関係機関との連携等を期待する意見が挙げられています。ニーズが多様化する中、専門的知識・技術を有する人材の育成、確保も課題となっています。こどもの健やかな育成のためには、こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。
- ◆子育てに関しては家庭や地域での支え合いが必要ですが、適切な相談やアウトリーチ型の支援を積極的に活用した体制づくりが求められます。総合的・包括的支援の推進には、行政だけではなく、NPO、ボランティア団体など地域の多様な主体等による「地域づくり」と、関係機関等による「本人・家族支援」のより一層の充実を進める必要があります。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会とされています。

本計画では、第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の将来像を引き継ぎながら、国の基本指針及び「こどもまんなか社会」の基本的方針を踏まえ、「こども・若者がいかなる環境や家庭状況にあっても、分け隔てなく大切に育まれ、笑顔で暮らせる地域社会」「希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる地域社会」の実現に向け、基本理念を以下のとおり定めます。

すべてのこども・若者がたくましく育ち未来を拓くまち かのや

一人ひとりのこども・若者の立場に立ち、こどもの権利を尊重しつつ、切れ目のない支援をとおして、地域社会全体でこどもや子育て家庭に寄り添いながら、地域や企業・民間団体等も含めた社会全体から必要な支援を受けられることにより、やさしく地域とともに支え合える地域共生社会づくりを推進することができる持続可能なまちづくりを目指します。

2 基本目標



本計画で目指す基本理念の実現に向け、基本目標を次のとおり掲げます。

基本目標1 こども・若者が生き生きと育つまちづくり

こどもは生まれながらにして権利を持つ主体であり、意見の尊重及び表明を考慮した権利が等しく保障されるとともに心身ともに健やかに成長し、こども・若者が本来もっている力を最大限に発揮できるよう、様々な体験や教育・保育、社会的活動への参画、また、希望に応じて出会い・結婚への支援、多様な価値観が尊重されながら、すべてのこども・若者が豊かな心とたくましく生きる力、自己肯定感を育みながら成長できるまちを目指します。

基本目標2 すべての家庭が安心して子育てができるまちづくり

こどもが健やかに生まれ、安心して育てることができる環境の実現に向けて、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援により、家庭や子育てに夢を持ち、子育てを通じて喜びを実感できるまちを目指します。また、こどもの発達など、支援を必要とするこどもたちへの支援の充実を図り、親と子が心身ともに健やかに暮らせるまちを目指します。

基本目標3 こども・若者の成長を地域全体で育むまちづくり

こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、こども・若者・子育て家庭に関心を持ち、地域住民や、子育て支援団体などが見守り支援するなど、地域全体で支え合う仕組みを構築し、地域・社会全体で育ちを支え、地域がつながり、のびのびと安全安心に暮らせるまちを目指します。

3 成果指標の設定



本計画においては、計画策定のために実施した市民アンケートの結果を踏まえ、成果指標（5年後に達成すべき目標）を設定します。

基本目標1 こども・若者が生き生きと育つまちづくり

成果指標	現状	目標
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	24.3%	70.0%
「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	56.1%	65.0%
「社会・日常生活を円滑に送ることができる」と思う人の割合	51.8%	70.0%
将来の夢や目標をもっていると答える児童・生徒の割合	83.1%	87.0%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う人の割合	14.6%	70.0%

基本目標2 すべての家庭が安心して子育てができるまちづくり

成果指標	現状	目標
子育てに対する環境や支援に満足している市民の割合	69.5%	75.0%
理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	72.6%	60.0%
「経済的な理由により子どもの進路に不安をいだいたことがある」人の割合	62.2%	57.0%
「子育てに関する相談で頼れる人がいる」人の割合	84.4%	90.0%
「障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思う人の割合	29.5%	35.0%

基本目標3 こども・若者の成長を地域全体で育むまちづくり

成果指標	現状	目標
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	96.5%	96.5%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	28.5%	70.0%
「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	28.3%	35.0%
社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに「誰にも相談したくない」と思う人の割合	10.3%	7.0%
「将来も鹿屋市に住んでいたい」と思う人の割合	44.7%	55.0%

4 計画の横断的な視点



本計画においては、こども大綱の「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえ、以下の4つの横断的な視点により、施策を推進します。

- ① 未来を担うこども・若者の視点や権利を尊重し、施策を推進します。
- ② こども・若者や子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応します。
- ③ 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、きめ細かい支援を行います。
- ④ 本人の希望に応じた結婚、妊娠・出産、子育ての支援を行うとともに、共働き・共育てを推進します。

鹿 屋 市 こどもまんなか 応援サポーター宣言

- I こどもまんなかの趣旨に賛同します
- II こどもまんなかの取組(こどもまんなかアクション)を推進します
- III こどもまんなかの取組を発信・参加をよびかけます

令和6年 11 月3日



5 施策体系図



基本理念	基本目標	基本施策	具体的施策
すべてのこども・若者がたくましく育ち未来を拓くまちかのや	基本目標 1 こども・若者が生き生きと育つまちづくり	基本施策 1 こどもの権利の尊重	①こどもの権利に関する理解の促進
			②こども・若者の意見表明・参加の促進
			③こども・若者の居場所・活動の充実
			④こどもの権利侵害の防止、相談支援
		基本施策 2 質の高い教育・保育の総合的な提供	①乳幼児期の教育・保育の充実
			②学校における教育環境の充実
		基本施策 3 若者の自立と社会参加の支援	①未来へ踏み出す若者応援
			②若者の社会的参加に向けた支援
			③出会いや結婚への支援
	基本目標 2 すべての家庭が安心して子育てができるまちづくり	基本施策 4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①親と子の健康づくりに向けた支援
			②子育て家庭の負担の軽減に向けた支援
			③子育てを応援する環境づくり
			④妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実
		基本施策 5 困難を抱える子育て家庭への支援	①生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援
			②特別な支援を必要とする子育て家庭などへの支援
	基本目標 3 こども・若者の成長を地域全体で育むまちづくり	基本施策 6 こども・子育てにやさしい地域環境の整備	①子育てしやすい環境の推進
			②こどもの安全・安心な生活環境の確保
		基本施策 7 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり	①子育て関連団体の活動促進
			②地域における子育て支援ネットワークの強化

本計画においては、第2章の本市の実情や、国のこども大綱を勘案し、妊娠・出産・子育ての一連のステージにおいて、子どもや子育て世帯に対する切れ目のない支援により、3つの包括的重点プロジェクトを展開します。

推進にあたっては、他の分野別計画と連動しながら推進していくこととします。

重点プロジェクト1 こども・若者の主体性(こどもの生きる力)を育む、こどもまんなか応援プロジェクト

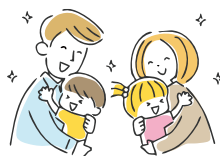
国においては、こどもたちが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組がスタートしています。本市では、こどもにとっての最善を第一に考える「こどもまんなか」の趣旨に賛同します。こどもは未来を支える存在であり、こどもや若者を地域全体で支えるまちづくりを、市民や団体、企業との協働により「こどもまんなか」の観点を取り入れて推進することで、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成します。



- 1 「こどもまんなか応援サポーター」への市長の就任
- 2 こどもの意見表明や、主体的に社会参加する人材の育成
- 3 こども・若者・子育て家庭の意見聴取
- 4 「こどもまんなか」の取組への参加の呼びかけ

重点プロジェクト2 幼児期までの子どもの育ちを支える生育環境(子育て家庭を支える基盤整備)プロジェクト

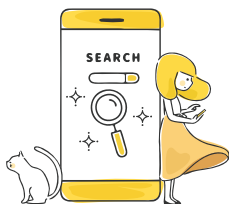
国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」においては、幼児期までこそ生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要とされています。本市においても、こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」において、母子への切れ目のない相談支援や、多様な保育・教育資源を活用した地域子ども・子育ての支援など、各場面に応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。



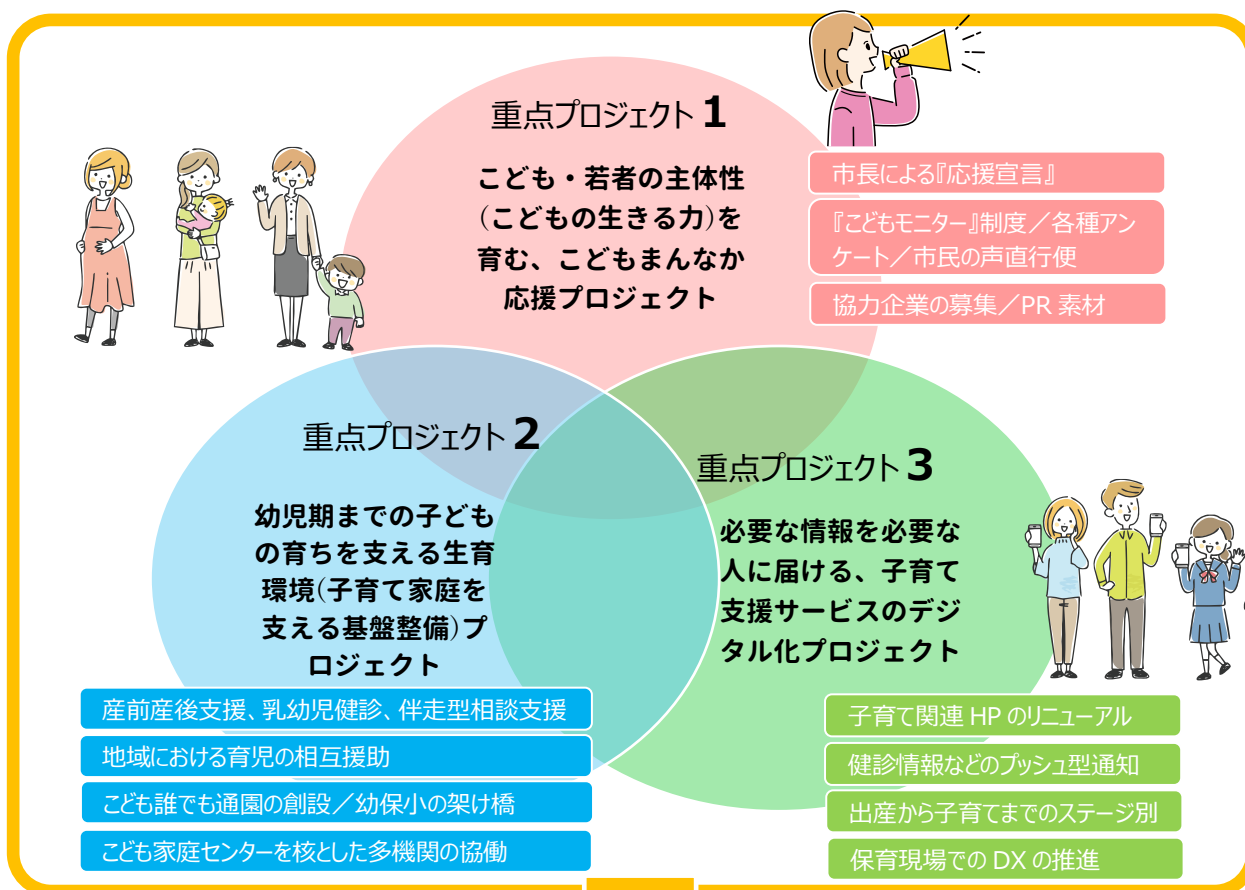
- 1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実
- 2 地域の子ども子育て支援の推進
- 3 幼児教育・保育の充実
- 4 児童虐待の未然防止と対応の強化

重点プロジェクト3 必要な情報を必要な人に届ける、子育て支援サービスのデジタル化プロジェクト

子育てに必要な情報がこどもの成長にあわせて届く仕組みを検討していくとともに、市民の利便性向上や行政サービスの効率化を図るため、子育て支援関連サービスにICTを活用する取組を関係部署が連携して推進します。必要な情報に簡単にアクセスでき、手続をスムーズに行うことができる環境を整備することで、子育て家庭の負担を少しでも軽減し、こどもと向き合う時間を増やしていくことができるよう取り組みます。



- 1 必要な情報(知りたい情報)に簡単にアクセス
- 2 必要な支援を必要な人に届ける仕組みづくり
- 3 電子申請やアプリなどの積極的な利用
- 4 保育施設等での事務負担軽減



すべてのこども・若者がたくましく育ち未来を拓くまち かのや

基本施策1 こどもの権利の尊重

- ① こどもの権利に関する理解の促進
- ② こども・若者の意見表明・参加の促進
- ③ こども・若者の居場所・活動の充実
- ④ こどもの権利侵害の防止、相談支援

基本施策2 質の高い教育・保育の総合的な提供

- ① 乳幼児期の教育・保育の充実
- ② 学校における教育環境の充実

基本施策3 若者の自立と社会参加の支援

- ① 未来へ踏み出す若者応援
- ② 若者の社会的参加に向けた支援
- ③ 出会いや結婚への支援

基本施策4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

- ① 親と子の健康づくりに向けた支援
- ② 子育て家庭の負担の軽減に向けた支援
- ③ 子育てを応援する環境づくり
- ④ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

基本施策5 困難を抱える子育て家庭への支援

- ① 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援
- ② 特別な支援を必要とする子育て家庭などへの支援

基本施策6 こども・子育てにやさしい地域環境の整備

- ① 子育てしやすい環境の推進
- ② こどもの安全・安心な生活環境の確保

基本施策7 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

- ① 子育て関連団体の活動促進
- ② 地域における子育て支援ネットワークの強化

6 基本施策の進捗状況確認



本計画においては、7つの基本施策の現状等の把握及び基本目標の成果指標を達成するために指標を設定し、計画の進捗状況を確認します。

基本施策-No.	確認指標	現状 (R5年度)	目標 (R11年度)
1-1	「鹿屋っ子ボランティアクラブ」活動回数	25回	30回
1-2	「地域自殺対策強化事業（いのちの授業）」実施校数	28校	36校
1-3	こどもの居場所の充足率（小学校区）	30%	60%
1-4	鹿屋市要保護児童対策地域協議会登録者のケース会議開催率	42%	100%
1-5	1,000人当たりの不登校児童生徒の在籍数	23.7人	20人
1-6	人権問題講演会において理解が深まった人の割合	—	100%
2-1	潜在的待機児童数（保育所等）	79人	20人
2-2	保育施設等への実地指導（計画に基づく実施率）	100%	100%
2-3	ブックスタート事業における配本率	100%	100%
2-4	ICTを活用し自分のペースで理解しながら学習を進められる児童の割合（小学校）	83.5%	95%
2-5	ICTを活用し自分のペースで理解しながら学習を進められる生徒の割合（中学校）	85.4%	95%
2-6	CEFR A1レベル(英検3級相当)の英語力のある生徒の割合(中学3年生)	38.3%	50%
3-1	合同企業説明会での雇用マッチング数（公務員を除く）	36人	40人
3-2	ワーク・ライフ・バランスセミナーの研修内容の理解度	70%	100%
3-3	婚姻数	485件	500件
4-1	妊婦健康診査受診率（初回）	99.7%	100%
4-2	出産後アンケートにおける子どもと過ごす時の肯定的な気持ちの割合	81%	85%
4-3	食育推進事業の教室（食育教室、こども料理教室）参加者数	248人	364人
4-4	スポーツ実施率	54.1%	85%
4-5	子ども医療費助成資格申請者認定率	100%	100%
4-6	鹿屋市奨学資金新規貸付者数	25人	40人
4-7	かのや育 memo 登録者数	1,350人	1,750人
5-1	児童扶養手当対象者の認定率	100%	100%
5-2	生活保護受給者（就労支援プログラム参加者）の自立率	20%	45%
5-3	生活困窮者の支援プラン件数	23件	33件
5-4	寺子屋の活動に対する満足度	—	90%
5-5	特別支援教育支援員数の充足率	73%	95%
6-1	「鹿屋市赤ちゃんの駅」登録施設数	63か所	70か所
6-2	チャイルドシート無料貸出件数	302件	310件
6-3	通学路危険箇所対策件数（交通安全施設整備事業）	21か所	20か所
6-4	通学路合同点検	12か所	12か所
7-1	ファミリー・サポート・センター事業サポート会員数	320人	350人
7-2	小学生の子ども会の加入率	46.5%	60%
7-3	子ども・子育て会議の開催数	3回	3回

第4章 施策の展開

基本施策 1 こどもの権利の尊重



現状・課題

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況等を踏まえ、令和6年4月に「鹿屋市こども家庭センター」を設置し、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行いました。引き続き、要保護児童対策地域協議会や個別ケース検討会議を開催するなど、児童虐待の発生予防、早期発見に努める必要があります。
- いじめや不登校等の対応に当たって、学校の教育相談体制の充実を図るため「心の架け橋プロジェクト」事業を実施しています。市内小・中学校における不登校及びその傾向にある児童生徒は、全国や県同様、増加しており、要因も複雑化・多様化していることから相談体制の充実が求められています。
- こどもの居場所においては、利用意向が高くなっており、放課後児童健全育成事業の利用者数は、低学年・高学年ともに増加傾向にあります。国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえながら、こどもの安全かつ安心な居場所の確保が求められています。
- アンケートでの「子ども政策に関し自身の意見が聴いてもらえるか」では、『思わない』（「どちらかというと思わない」＋「思わない」）は61.8%を占めています。こども基本法においても、こどもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。
- こども大綱では、こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言える環境づくりを求めています。また、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことを求めています。

鹿屋市が目指す方向性

- こどもが権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、こどもの権利の啓発による意識の醸成や、理解の促進を社会全体で図り、こども・若者や子育て世帯の意見を聴きながら施策に反映させる取組を進めるとともに、こども家庭センターを中心とした、相談体制の充実を図ります。
- 安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、様々な学びや、地域・社会への参加・参画の機会、自己実現の場や、文化・読書・野外活動体験機会などの取組を進めるとして、こどもの成長と活動を応援していきます。

具体的施策① こどもの権利に関する理解の促進

すべてのこども・若者が希望を持って健やかに育つことができるよう、こども・若者や、関わるすべての大人に向けて、こどもの権利に関する理解を深めていきます。

(主な取組)



●こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもや若者が人権問題への理解を深め、人権意識を高められるよう、こども基本法、こども大綱、本計画など、様々な機会・媒体を活用して、こども・若者の権利について、周知・啓発を推進します。

●人権啓発活動の推進

すべての市民が平等で、人として尊重され、生涯にわたって生きがいや自信を持って暮らせる地域社会づくりに当たって、講演会や、人権標語・ポスターコンクール等を開催し、人権問題に対する正しい理解と認識を深める人権教育学習の機会に取り組みます。

●豊かな心を育む教育の推進

いじめや不登校等の対応に当たって、学校の教育相談体制を図るとともに、何らかの理由で学校に行けない児童生徒に対して、保護者や学校、関係機関等と連携した支援や指導の充実を図ります。

●いのちと心を支える活動と安全教育の推進

小中高生・保護者・教職員を対象に、いのちの大切さや自己肯定感を高めることをテーマにしたいのちの授業を実施することで、思春期から「いのちの大切さ」や「自己肯定感」について学ぶ機会を重ね、こころの健康づくりや自殺予防に関する周知・啓発を行いながら、自殺総合対策大綱等に基づく総合的な取組を進めます。

また、家庭との連携を図り、道徳教育や性に関する指導等を充実させ、生命（いのち）を大切にしたい教育活動の推進に今後も取り組んでいきます。

コラム



「こどもたちの権利」を知っていますか？

すべての子どもは、健やかに成長するための権利を持っています。平成元年に「こどもの権利条約」が採択されました。この条約では、子どもの権利を4つに分け、すべての子どもの権利を守るよう定めています。✧

生きる

すべての子どもの命が守られること

育つ

能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること

守られる

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



具体的施策② こども・若者の意見表明・参加の促進

こどもが 必要な情報や正しい知識を学び、こども・若者に関する施策を策定・実施などの際には、当事者であるこども・若者等の意見を取り入れるとともに、こどもが意見や考えを表明できるようサポートする取組を進めます。

(主な取組)



●こども・若者や子育て世帯の意見聴取

こども施策を進めるに当たり、こども・若者や子育て世帯の声を聴く方法について検討を進めるとともに、こどもの意見表明の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。

●教育施設における意見形成・表明に関する支援

教育・保育施設や学校での活動において、こどもの意見表明・参加を促進できるよう、こどもの権利条約の考え方を含め、こども基本法などの趣旨や内容を説明した媒体を配布し、こども、親・保護者等の意見を聴く機会を設ける取組を推進します。

●学校における主権者教育の推進

社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を、発達の段階に応じた身に付けるとともに主権者として求められる力について、総合的な学習（探究）や、特別活動等における模擬投票などの体験型学習や出前授業の実施をとおして、教科横断的な視点から関連する教科等において指導の充実を図ります。

●こども・若者の意見表明・参加

こどもや若者の生活や将来に影響を及ぼす計画などを審議する際には、ワークショップを活用するなど、こどもや若者が学び、意見表明する機会を創出するとともに、参加しづらいこどもにも配慮した取組に努めます。



かのやっ子委員会



鹿屋市子ども・子育て会議

具体的施策③ こども・若者の居場所・活動の充実

こども・若者の健やかな成長の原点である遊びや体験活動について、地域資源を生かした「遊びや体験の場」、「放課後児童クラブ」などの充実を図り、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、市有施設の活用とともに、民間や地域団体などの居場所づくりの取組を支援「こどもまんなか」の居場所づくりの実現と体験活動等の充実を目指します。

(主な取組)



●体験活動、交流活動の充実

創造力や好奇心などを育むため、民間団体、民間企業等と連携・協働して、自然体験、職業体験、環境体験など多様な体験活動の機会に取り組めます。また、家庭、地域、行政が一体となり、青少年育成団体等とより一層の連携を図り、社会活動や公民館の子ども向けの短期講座など青少年の体験活動、交流活動等を充実させ、青少年の健やかな育ちを支援します。



鹿屋寺子屋事業

●こどもの居場所づくり

こどもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「こどもの居場所」づくりを推進します。この居場所が地域の核となり、行政、NPO、市民、企業等と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティにつなげます。

●放課後児童クラブの充実

小学生の放課後の居場所に関しては、国では「放課後児童対策パッケージ」が示されています。保護者が就労等により昼間家にいない小学生を対象とした放課後児童クラブのニーズに対応できるよう充実を図ります。

「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」の実施については、福祉部局と教育委員会部局が協議しながら、こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境づくりに努めます。

●公共施設等の利活用

中高生の居場所づくりに関しては、既存の公共施設の利用実態を踏まえ、通信等の環境面に配慮しつつ、こども・若者が安全、安心にリラックスして過ごせる、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めます。

具体的施策④ こどもの権利侵害の防止、相談支援

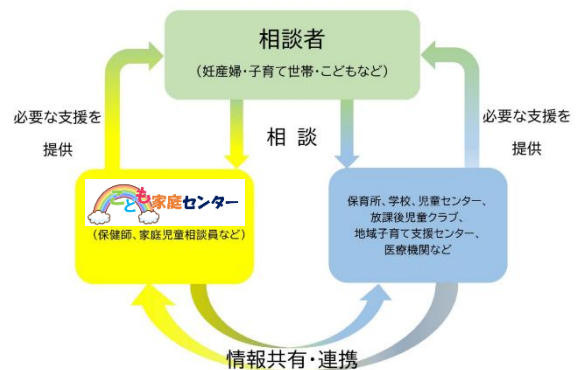
児童虐待を受けたこどもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要なこどもや家庭に寄り添いながら、「こども家庭センター」を中心に、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

(主な取組)



●こども家庭センターの機能強化

「こども家庭センター（こども家庭課）」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、これまで以上に関係機関との連携の充実を図りつつ、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。



鹿屋市こども家庭センターにおける支援体系

●児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「鹿屋市要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

●ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー¹における問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

●教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないように、「鹿屋市心の架け橋プロジェクト」事業に継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

¹ ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと

基本施策 2 質の高い教育・保育の総合的な提供



現状・課題

- 本市における待機児童は発生していませんが、特定の施設への入所を希望する潜在的待機児童(空き待ち児童)は一定数存在しています。一時預かり事業については、利用児童数が減少していますが、今後も共働きや保育ニーズの多様化等により、一定の需要が見込まれるなど、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、保育教諭等が自ら専門的な知識を深め、日々の教育・保育に活かせるよう、教育・保育のさらなる質の向上が求められています。
- 幼児教育・保育施設はこどもが日々多くの時間を過ごすため、質の高い乳幼児教育を提供していくことが必要です。また、幼児期に培った育ちを踏まえ、小学校でも自分の力を発揮できるよう、小学校への円滑な接続を進めていく必要があります。
- 本市の教育では、PDCA サイクルや、小中一貫教育、共通実践事項の設定などにより授業改善、個別指導等に取り組んでおり、児童生徒の学力は向上していますが、学年が上がるにつれ、学力が低下する傾向にあります。また児童生徒の家庭での1か月間の不読率は小学生 9.0%、中学生 32.3%、高校生 53.6%となっています(R3)。年齢が上がるにつれ、習い事、塾等で本と触れ合う機会が減り読書離れが進んでいる状況があります。
- 令和2年度「GIGA スクール構想」による1人1台端末の学校における活用は充実しており、活用頻度については全国より高水準となっています。複数の要因がからんだ不登校児童数は増加傾向にあり、どこにいても学べる環境を充実させていく必要があります。
- GLOCAL 人材の育成では、グローバルイングリッシュデイキャンプや、台湾の小中学校との協定に伴うリモート授業及び対面授業、ホームステイ等の「グローバル教育推進事業」を推進していますが、JTE（日本人英語指導講師）や ALT 等のさらなる人材確保に努める必要があります。
- こども大綱では、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていくことを求めています。

鹿屋市が目指す方向性

- こどもが心豊かに成長できるよう、質の高い教育・保育の提供体制・人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上を図ります。
- 学校教育の充実により、児童生徒の学力の向上や、心身の育成、社会性の涵養などを図るとともに、生涯学習の充実を通して未来を創る心豊かでたくましい人づくりを進めます。

具体的施策① 乳幼児期の教育・保育の充実

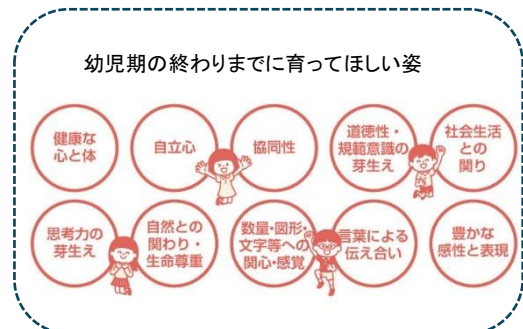
乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心してこどもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(主な取組)



●生きる力を育む幼児教育・保育の推進

こどもの主体的な活動を大切に、指針等に基づく教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づいた教育・保育を尊重しながら、質の向上が図られるよう指導監査を通じて適切な助言・指導を行います。また、小学校、家庭や地域との連携を深め円滑な接続によるこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。



●多様化する教育・保育ニーズへの対応

働き方やライフスタイルが多様化する中、子育て家庭がこどもの特性やニーズに沿った教育・保育等を選択できるよう、認定こども園への移行を推進するとともに、一時預かり事業、延長保育や休日保育等の充実に向けた取組を支援するとともに、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施について検討を進め、本格実施します。

●こども・子育てを支える人材の確保・育成

保育士等を安定的に確保するため、潜在保育士等の掘り起こしや新規卒業者の確保、就業中である保育士等への負担軽減や、処遇改善、職員配置基準の改善による就業継続の支援を図るとともに、中高生等に対して保育士の魅力を発信するなど次世代の人材の育成に努めます。



●こどもが健やかに育つ環境づくり

乳幼児と保護者が絵本を通して心ふれ合うひとときを持つきっかけを作ったり、スキンシップを介したコミュニケーションを通して、親と子の心がふれあう活動を推進します。また、保護者への各種相談や教室等を通じてこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。



図書館まつり(おはなし会)

具体的施策② 学校における教育環境の充実

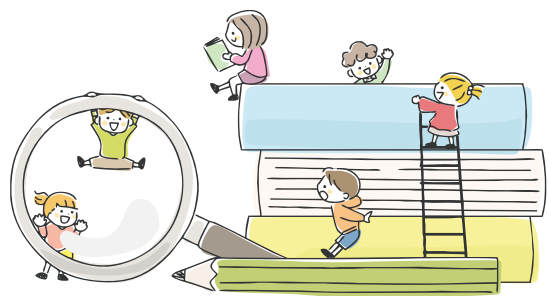
こどもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう、技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、すべてのこどもに学びの機会を確保することで、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

(主な取組)



●次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人ひとりの資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育及び小中一貫教育の推進、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。



●安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、適正規模と適正配置の推進や、学校施設の長寿命化を推進します。

●情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。また、学校教育を通じてプログラミング教育等による情報活用能力の育成を図ります。



学校でのICT活用学習

●すべてのこどもの学びの保障

経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高校生や大学生に対する奨学資金貸付制度の継続に努めます。

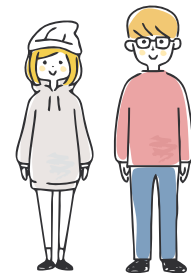
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、県総合教育センターにおける相談支援体制による学習環境の維持確立に努めます。

基本施策 3 若者の自立と社会参加の支援



現状・課題

- 地元高校生の3割が就職しており、就職者のうち市内就職率は16.9%、県外就職率は52.6%であり若者の多くが市外に流出しています。企業説明会等の参加対象は主に高校生以上となっており、子どもたちが地元企業を知る機会は少ない状況です。
- 若年層の女性人口の減少、就業を取り巻く環境の変化、こども・若者が性別にかかわらず様々な可能性を広げる価値観やライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境は変化しており、社会の活力を維持していくためには女性の参画拡大や、男女平等の理念を推進していくことが求められています。
- 結婚応援事業(若者向け出会いイベント)を実施しており、こうしたイベント等を通じてパートナーを見つけた人の割合は、年々上昇しています。
- 「子育てや教育にお金がかかる」という経済的負担感や社会との関わりの希薄化による孤立をはじめとした子育ての精神的負担から、若い世代が仕事と子育ての両立に対してネガティブなイメージを持つことにつながっています。
- アンケート調査から、「家族・親族」、「学校で出会った友人」については関わり方が深い一方、「職場・アルバイト関係」、「地域の人」、「インターネット上での他者」は関わりの希薄が伺えます。
- こども大綱では、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすることを求めています。



鹿屋市が目指す方向性

- 若者一人ひとりの状況に寄り添った就職や自立支援を行うとともに、若者が自らの主体的な選択により、結婚、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望がかなえられるよう、多様な価値観を尊重し、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。
- 悩みや不安を抱える若者が、社会と自分の距離感でつながりを育んでいけるよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

具体的施策① 未来へ踏み出す若者応援

ワークショップやセミナー等を開催し、若者のキャリア形成を図り、新たなことにチャレンジしていけるよう応援します。また、誰もがその個性と能力を発揮して未来を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出し、若者の可能性を高めます。

(主な取組)



●若者のキャリア形成

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや鹿児島県との連携により、若者を対象とした合同企業説明会やセミナーなどを開催します。地元企業などと連携し、児童・生徒向けの職業体験や企業見学会などの地元企業を知る機会を提供するとともに、「未来につながる健康都市かのや」推進事業（かのや女性会議）をはじめ、地域課題やまちづくりをテーマとした情報提供や生涯学習講座の開催など、キャリア支援を行い、地域における若者の雇用機会の創出を推進します。また、新たに整備したコワーキング施設（RINA BASE+）を活用した各種セミナー等を通じて、多様な働き方の支援や起業しやすい環境を整備します。



かのや女性会議

●青少年の健全育成

若者が安心感や生きやすさを得られるよう、青少年育成センター育成指導員等による巡回指導や環境浄化活動と、教育相談員による教育相談活動を行います。また、インターネットやSNSに起因する問題への対応など、若者が巻き込まれやすいトラブルの防止を目的とした情報等を分かりやすく周知します。

●性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発

こども・若者が、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮して様々な可能性を広げ、一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合うために「鹿屋市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。今後も性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

●こどもを産み育てる準備への普及啓発

若い世代の男女に向け、男女を問わず、性と妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来こどもを産み育てる準備として健康管理を行えるよう、プレコンセプションケアの啓発を行うとともに、不妊治療に関する支援を行います。

具体的施策② 若者の社会的参加に向けた支援

悩みや不安を抱える若者やその家族が、気軽に相談できるよう、相談窓口情報の提供や支援体制の充実を図ります。

また、若者がライフデザインについて学べる機会づくりを行うとともに、自らのペースで歩みを進めながら社会活動に参画していくことができるよう、支援を行います。



(主な取組)

●気軽に相談できる窓口の情報提供

若者の悩みや不安を受け止める県の「かごしま子ども・若者総合相談センター」や、「鹿児島県男女共同参画センター」などの相談窓口の情報発信を図るとともに、身体とこころの健康に関する支援を行います。

●困難を抱える若者や家族への支援

様々な課題を抱える若者のそれぞれの状況に応じて、関係機関が連携して包括的な支援を提供していくことにより、本人やその家族へのアウトリーチによる取組を推進するなど、相談しやすい体制づくりに努めます。

●ライフデザイン教育の推進

仕事や結婚、子育てなどの自らの将来について考え、必要な知識や情報を学ぶとともに、将来について考える機会を提供し、希望を叶えられるように支援します。

●若者による社会活動の促進

ボランティアについての啓発講座や、社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、若者へ積極的に周知するとともに若者が参加しやすい活動の充実を図ります。

コラム



「ライフデザイン」ってなに？

ライフデザインとは、自分の人生を意図的に計画し、目標を設定し、それに向かって行動するプロセスを指します。これは、個人の価値観やライフスタイル、目標に基づいて、自分自身の人生をどのように形作っていくかを考えることを含みます。

ライフデザインを実践することで、自分の人生に対する主体性が高まり、より充実した生活を送ることができるようになります。また、目標に向かって計画的に行動することで、達成感や満足感を得ることができ、自己成長にもつながります。



具体的施策③ 出会いや結婚への支援

若者が自らのライフデザインについて考えるきっかけづくりを行うとともに、結婚や出産、育児をしたい若者が希望を叶えられよう、出会いの機会づくりや結婚支援の取組を推進します。

(主な取組)

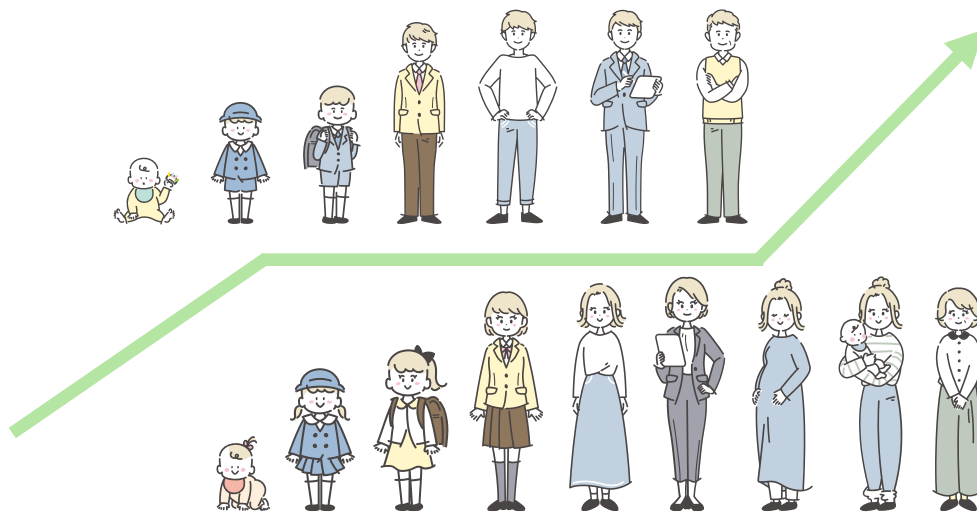


●多様な出会いの機会の提供

「ふるさとかのや未来デザイン事業（若者向け出会いイベント、結婚新生活支援事業）」等により、交流会など出会いの機会を提供することや、スキルアップセミナーの開催に取り組みます。

●ライフデザインを考えるきっかけづくり

仕事や働き方、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフステージごとの様々な情報を総合的に提供するセミナーやシンポジウムを実施するなど、若者が人生設計を考える機会を設け、ライフデザインを考えるきっかけづくりに取り組みます。



出会いイベント



ライフデザインセミナー

基本施策 4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援



現状・課題

- 妊娠届出数は減少傾向にありますが、若年妊婦、高齢初産等の何らかのリスクや複雑な背景をもつ妊婦は横ばいの状態にあります。妊婦健診費用助成の拡充や、妊娠期からの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない継続支援を通じて、不安や経済的負担の軽減を図っています。より多くの人が妊娠・出産・育児に関する教室等に参加できるよう、周知方法を工夫する必要があります。
- 子どもの医療費助成は、令和3年度より対象者を拡充し、医療機関などにおいて保険診療に係る自己負担分を全額助成するとともに、令和6年度から就学等で親元を離れている児童・生徒まで拡充しています。また、市立小・中学校の学校給食費の全額を支援するなど、子育て家庭の負担の軽減を図っていますが、充実してほしい子育て支援サービスは、「子育て世帯への経済的援助の拡大」が多くなっています。
- 食育への関心は高まりつつあるものの、20～40歳代を中心とする子育て世代などでは、朝食欠食率（H30年23.4%→R4年25.6% 鹿屋市健康づくり市民意識調査より）が高くなっており正しい食習慣への意識が薄れつつあります。食の大切さを再認識し、正しい食習慣を身につけることは生涯にわたり健全な生活を送るための基礎作りとなります。家庭や地域、関係機関と連携し、健康や食に関心の低い人たちも、健全な生活を送ることができるような食育を推進します。
- 地域の相互援助活動である、ファミリー・サポート・センター事業は、1箇所でこどもの預かりや送迎のほか、産前産後期における家事支援を実施しています。サポート会員の不足等、人材確保に関する課題がみられます。
- 今後の利用意向として「かのやライフ（アプリ）」や「子育て支援アプリ “かのや育memo。（かのやはぐめも）”」などのスマートフォンによる割合が半数を占めています。効果的な事業の周知を行うとともに、SNSやインターネット上での子育てに関する情報の交流も踏まえつつ、必要な人に必要な情報を確実に届け、子ども・子育て支援へのアクセスを向上させていく視点・工夫が求められています。
- こども大綱では、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化や、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の構築を求めています。

鹿屋市が目指す方向性

- 希望に応じて、安心してこどもを産み育てられる健康や環境づくりを進め、妊娠から子育てにわたるまでのライフステージに応じて包括的な切れ目のない支援を推進します。
- 保護者が気軽に子育て相談できる居場所の確保や、デジタル技術を活用した情報提供に努めるとともに、幼児教育・保育の無償化や、こどもの医療費の無償化をはじめとして、効果的な子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。

具体的施策① 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後までこどもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保、「健やか親子21」の普及啓発に取り組みます。また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

(主な取組)



●母子の健康管理

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、出産前後の家庭の育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図りつつ、妊産婦健診及び妊婦歯科健診や予防接種、新生児訪問などの実施により、母子の健康管理を推進していきます。



●乳幼児健康診査等の充実

乳幼児の適切な保健指導と病気や発達の遅れの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。乳幼児健診後、支援の必要なこどもへの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。また、乳幼児期から歯や口腔機能の発達を促すこと等の歯科指導やむし歯予防に取り組みます。

●産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、すべての赤ちゃんを対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、出産後に家族からの支援が受けられない等の家庭については、一定期間の宿泊等による母子への心身のケア・育児指導等の支援を行います。

●小児医療体制の確保

小児医療体制の確保や切れ目のない支援に向けて連携強化を図るとともに、こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発に努めます。急な発熱等の診療時間外の急患に対応するため、休日は当番医、夜間は大隅広域夜間急病センターにおいて小児の診療体制の維持に努めます。

●食育の推進

幼い頃からの健全な食習慣や食に関する知識を身につける「食育教室」や食べる楽しさや食に対する感謝の気持ちなど豊かな心を持つことができるよう「こども料理教室」、「市民ふれあい農園」等の食と農の体験活動を通じて子育て世代への食育を推進します。また、これらの取組を通じて、市民に農業の魅力や価値を知ってもらい「農のまちかのや」への理解や愛着心の醸成に努めます。

●みんなで楽しむスポーツライフ

年齢や性別に関わらず、市民がそれぞれのライフステージ・ライフスタイルに合わせて、生涯にわたって日常的にスポーツや運動に親しむことができる機会を創出し、スポーツ実施率の向上に努めます。

具体的施策② 子育て家庭の負担の軽減に向けた支援

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化や学校給食費の負担軽減など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。



(主な取組)

● 出産・子育て応援給付支援

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と経済的支援として「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせて実施することにより、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出(母子健康手帳交付)や出生届出を行った妊産婦等に対し面談等による情報提供や相談支援を行うとともに、出産育児関連用品の購入や、子育て支援サービスの利用等にかかる負担の軽減を図る経済支援を行います。

● 児童手当の支給拡大

国の「こども未来戦略」に基づき、令和6年10月分から高校生の年代まで支給期間を延長するとともに、所得制限を撤廃し、多子加算の増額などの拡充を行います。

● こども医療費助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳～18歳の医療費の全額支援（無償化）を継続します。

● 学校給食費助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市立小・中学校の学校給食費の全額支援（無償化）を継続します。



● 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

● 地域における子育て支援の充実

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応すべく、また、一時預かり事業については、保育所から認定こども園へ移行する施設が増えることから、利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施に取り組みます。病児保育事業については、安心して子育てができる環境整備を促し、児童の福祉の向上を図ります。また、利用促進のための広報等の推進に取り組みます。ファミリー・サポート・センター事業については、サポート会員、利用会員の増加を図り、引き続き、子育ての援助を受けたい人が必要ときに安心して利用できる体制整備を進めます。

具体的施策③ 子育てを応援する環境づくり

共働き・共育での推進に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。



（主な取組）

●仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

また、男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、関係機関や企業等との連携を通じて、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を推進します。

●男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことをなくし、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

●一時的な子育て関連サービスの提供

保育所等における一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センターなど、家庭保育等が一時的に困難となった際に子どもを一時的に預けられるサービスについて、利用者ニーズを踏まえて環境を整備します。また、月一定時間までの枠内で、就労条件を問わず柔軟に保育所などを利用できる「子ども誰でも通園制度」について、令和8年度から本格実施します。



コラム

子ども誰でも通園制度の3つのポイント

1

子ども誰でも通園制度って??

- ふだん、保育所などに通っていない子どもが対象です。
- 月10時間まで保育所などを定期的に利用でき、集団生活を通じて成長を促す制度です。
- 保護者を対象にした子育て支援もおこないます。

2

どんなことができるの?

- 園の活動を子どもに体験させることで、成長や発達に刺激をもらうことができます。
- こどもの発達や離乳食などに不安がある場合に、経験豊富な保育士から、具体的な育児のアドバイスを受けることができます。
- 毎日の育児でたまった疲れを癒すための時間が確保できます。

誰でも通園を利用するとこんなことができます!!

3

「一時保育」との違いって??

- 一時保育には就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要ですが、子ども誰でも通園制度では理由は問いません。
- 月あたりの利用日数の上限や利用料も異なります。
- 対象年齢が異なることや、子ども誰でも通園制度では認定の申請が必要になります。

子ども誰でも通園制度

具体的施策④ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、家庭の状況に応じた相談窓口が選択できるよう、窓口の体制強化と、SNS やアプリ等も活用しながら、子育てに関する情報の周知啓発、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組めます。



(主な取組)

●家庭教育への支援

こどもが基本的な生活習慣等を身につけられるよう、妊娠・出産・育児についての勉強会や講演会、イベントを行い、親同士が子育てについて楽しく学び、情報交換ができる機会を提供するとともに、相談体制の整備を図りながら、家庭教育に関する情報提供を行い、家庭における教育力の醸成を支援します。

●子育てひろばの充実

つどいの広場や子育て支援センターの地域子育て支援拠点や、幼稚園や保育所・認定こども園の各種行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。



子育てひろば

●子育て支援情報の発信

本市の子育て関連情報を一元化して発信する子育て応援アプリ「かのやライフ（アプリ）」や「子育て支援アプリ“かのや育 memo。（かのやはぐめも）”」、子育てに関する情報を分かりやすく集約した「鹿屋市パパ・ママ・子どもの便利帳」の内容の充実を図り、多様な媒体により情報提供を行います。子育て応援アプリについては、プッシュ型の積極的な情報発信を進めながら、理解しやすい情報発信に取り組めます。また、母子健康手帳交付時や妊婦教室開催時に妊娠・出産に関する冊子、パンフレットなどを配布するとともに、広報等を活用し、妊娠・出産・子育てに関する情報、相談窓口等をお知らせします。

●子育て世帯の交流、情報交換の機会の提供

楽しみながら子育てを行うきっかけ作りができるよう、親子だけでなく子育て世帯の交流の場を提供し、不安解消を図るとともに、自由な交流の促進を図ります。子どもを遊ばせながら、親同士の情報交換・育児相談・地域の子育て支援サービスの情報を得ることができるなど、子育て家庭を支援します。

基本施策 5 困難を抱える子育て家庭への支援



現状・課題

- 児童扶養手当の認定を受けている世帯及び受給している世帯については、年々減少傾向にあります。ひとり親家庭の多くは、子育てと生計の役割をひとりで担っており、子育ての悩み、生活や就学費用、就労、親子関係など複合的な課題を抱えています。
- 子どもの貧困対策では、世帯全体が抱える困難の解消に向け、母子父子自立支援員を配置し、生活・経済的、養育費確保、就労等の支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の活用や、生活保護世帯のこども・若者の進学支援等を行ってきました。小学生がいる家庭アンケートでは、過去1年間の経験で、必要とする食料品が買えなかった経験のある人が1割程度、学習意欲に応えられなかった家庭が約3割程度おり、それぞれの世帯が抱える課題やニーズをくみ取り、必要な支援につなげていく必要があります。
- 不登校の原因は、「無気力」「友人関係」「学業不振」が大半を占めますが、多くは複数の要因が絡んでいます。すべてのこどもの教育を受ける機会を確保するため、学校以外の居場所の充実や、こどもやその保護者に寄り添った相談・学習支援を行う必要があります。また、特別支援学級在籍者数についても、小学生・中学生ともに増加しています。
- 小中学校に在籍し家族の世話をしているヤングケアラーと考えられる児童生徒が一定数おり、こどもとその家庭等の相談に専門的に応じ、継続的な支援を行っています。実態の把握が難しく、周りの人も気づきにくい状況があることから、家族の理解を深め、できるだけ早期に発見し、こどもの健やかな育成・教育に向けた支援につなげる必要があります。
- 障がい児に対しては、「障がい（児）福祉計画」に基づき、施策を展開しています。療育手帳所持者は年々増加傾向にあり、放課後等デイサービスの利用増が顕著となっています。また、こどもへの支援では「病気や発育・発達に関すること」が4割を占めています。乳幼児健診や児童発達支援事業所、保育所等、学校との連携を進め、インクルーシブ教育・保育の充実が求められます。
- こども大綱では、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障することが掲げられており、虐待や貧困など家庭の状況、障がい等の事情により、社会的な支援の必要性が高いこどもやその家庭を含め、それぞれの事情・状況に応じた適切な支援が求められます。

鹿屋市が目指す方向性

- 本市のこども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、こども・若者の貧困対策に取り組めます。
- こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

具体的施策① 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。



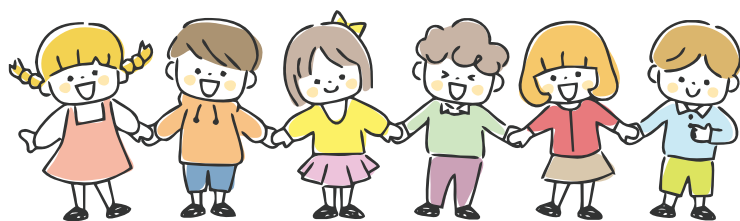
(主な取組)

●こどもの貧困対策の推進

学ぶ環境が十分に整っていないこどもについては、身近な場所での地域と連携した学習支援や児童健全育成活動、こども食堂、幼児教育・保育の無償化、就学援助支援などの負担軽減を受けながら、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカー、要保護児童対策地域協議会などが連携して包括的な支援を行います。

保護者が出産と子育てに不安を感じることをないよう、妊娠・出産期、こどもの乳幼児期にかけての伴走型支援の充実を図るとともに、社会的養育が必要なこどもへの生活支援の適切な実施など、こどもが心身ともに健やかに成長していけるよう支援に努めます。

保護者が経済的に自立できるよう、準備段階も含めた就労支援を実施するとともに、地域での居場所やつながりづくりなど、家族が安定した生活を継続していくために必要な支援を行います。さらには、各種手当や貸付等支援制度の情報が必要な家庭に確実に届く周知徹底を図るとともに、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて、子育て家庭の実態に即し、こどもの養育など、経済的支援を実施します。



●ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える、子育てをはじめとした生活及び就労等に関する様々な悩みについて、母子父子自立支援員を配置し、生活・経済的、養育費確保、就労支援等に対する情報を提供するとともに、支援機関等につなぐ相談機能の充実に努めます。

低所得のひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付等により、ひとり親世帯の経済的自立を支援します。

主体的な能力開発の取組を支援するため自立支援教育訓練給付金を支給、母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ります。

具体的施策② 特別な支援を必要とする子育て家庭などへの支援

様々な支援が必要なこどもに対し、成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図りながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進し、様々な困難を抱えているこども・若者・家庭を支援します。

(主な取組)

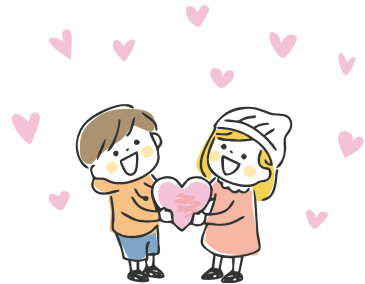


●障がいや発達に特性のあるこどもへの支援

障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこどもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。こどもの成長に不安を感じる家族に対しては、「気軽に相談できる窓口」を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。障がい児に対しては、令和6年3月に策定の「障がい者基本計画(第3期)」に基づき、施策を展開します。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのあるこどもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図りながら受入れ体制の充実に努めます。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。



●いじめや不登校のこどもへの支援

いじめや不登校等の支援については、マイフレンド相談員やマイフレンド指導員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、県総合教育センターによる教育相談支援体制を整えます。保護者や学校、関係機関と連携して学習支援や生活支援を行うとともに、学校以外の居場所の充実を図りながら、自発性や社会性、社会への適応力を育みます。

●ヤングケアラーへの支援

こども家庭センター、学校、保健所等で構成される「鹿屋市要保護児童対策地域協議会」の活用等により、関係機関の連携のもと、ヤングケアラーを早期発見・把握するとともに、適切な支援につなげます。

●外国人への支援

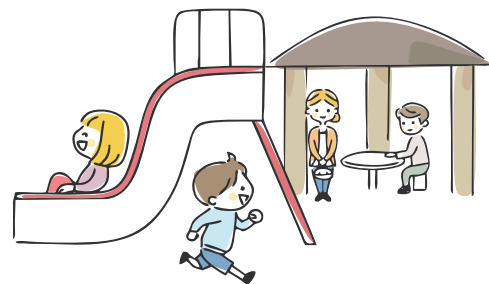
県の外国人総合相談窓口等と連携を図りながら、子育てをする外国人の親のために多言語に対応したパンフレットを作成するなど、異文化との共生と尊重を柱とする啓発に努めます。

基本施策 6 こども・子育てにやさしい地域環境の整備



現状・課題

- 乳幼児を抱える保護者が気軽に外出できるように、授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録しています。
- 世代間で支え合いながら生活する三世代同居家族の形成や子育てしやすい環境づくり、安全で快適な住まいづくりを応援しています。桜ヶ丘子育て支援住宅（ハグ・テラス）が平成29年度に完成し、現在、全40戸に子育て世帯や新婚世帯が入居しています。この住宅は、床のバリアフリー化はもとより、玄関やトイレを広くするなど、子育てにやさしい住環境となっています。
- 公園のトイレの洋式化や段差解消等のバリアフリー化を行い、こどもや親子連れが利用しやすい公園づくりに取り組んでいます。アンケート調査結果では、「子どもが安全で安心して遊べる公園等の整備」など遊び場の充実を求める声が多くなっています。
- 全国的にこどもを巻き込んだ事故、犯罪の発生により、保護者の安全・安心に子育てができる環境への意識が高まっています。こどもの安全を確保するため、地域全体での見守り体制の充実や、道路や公園、関係施設設備の維持点検や、こどもの安全な歩行空間の確保が必要となっています。
- こども大綱では、こども・若者の自殺対策、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども・若者の性犯罪・性暴力対策、犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備の充実を求めています。



鹿屋市が目指す方向性

- 歩道や道路の段差の解消や住宅環境の整備、こどもや親子連れが利用しやすい公園の環境整備を図りながら、こども・若者・子育て世帯にやさしいまちづくりを推進します。
- 事故防止等の交通安全対策や、防犯や犯罪被害に遭わないための取組と、地域の見守りなどの人材の確保に努め、すべてのこどもが健やかに育つことができるよう、関係団体・機関と連携しながら、継続して安全・安心な環境づくりを進めていきます。

具体的施策① 子育てしやすい環境の推進

子育て家庭向けの賃貸住宅の提供や、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現などの安全で快適な住宅を確保するとともに、親同士・地域住民との交流機会を創出する公園の環境整備など、こどもを生み育てやすい住環境づくりを進めます。

(主な取組)



●子育てにやさしい環境の推進

乳幼児を抱える保護者が気軽に外出できるように、授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができるような施設「赤ちゃんの駅」の登録数を増やすとともに、設置場所等を情報誌やホームページに掲載し、安心して外出するための情報を提供します。

また、図書館などの公共施設において、こどもや乳幼児連れの方を含め、誰もが気兼ねなく心地よい雰囲気の中で過ごせる空間づくりを推進します。

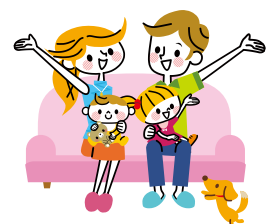


●公園の整備

こどもが安心して遊べる安全で快適な公園を維持しながら、身近な遊び場の確保を図り、親同士・地域住民の交流機会を創出します。また、バリアフリー化を行い、こどもや親子連れが利用しやすく、のびのびと遊べる環境となるよう、魅力ある環境整備に取り組みます。

●子育てに適した居住空間の創出・確保

快適な生活環境を確保するために、安全性・快適性に配慮しながら生活基盤の整備を支援し、住環境の整備・充実を図るとともに、世代間で支え合いながら生活する三世代同居家族の形成や子育てしやすい環境づくり、安全で快適な住まいづくりを応援します。



桜ヶ丘子育て支援住宅(ハグ・テラス)

具体的施策② こどもの安全・安心な生活環境の確保

こどもの安全な通行を確保するため、通学路の定期的な点検や、法定外表示など、道路交通環境の整備と、交通安全教育を進めます。また、家庭・地域・行政が連携し見守り活動に取り組むとともに、地域との情報共有や連携をとおして、地域ぐるみで安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。



(主な取組)

●こどもの交通事故防止

生涯にわたる交通安全教育を育成するため、鹿屋市交通安全協会の実施する交通安全教室や鹿児島県警察のひまわり号を活用し、正しい道路横断の方法など、交通安全に対する意識の高揚を図ります。

登下校中の児童などが、安全に安心して通学・通行できる環境を整えるため、定期的な点検の実施や、道路交通安全対策を推進します。

自転車の安全利用の観点から、児童・生徒に正しい乗車方法の教育や乗車する際のヘルメットの着用、自転車利用のルール周知とマナー向上啓発を推進します。

また、乳幼児の安全確保及びチャイルドシートの活用意識の高揚を図るため、出生から満1歳までのこどものいる保護者や、帰省中の保護者等に対してチャイルドシートの貸し出しを行います。



スクールガード

●こどもの犯罪被害防止

行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換を推進し、こどもへの犯罪被害の防止を図ります。

こどもの犯罪被害対策等に関する啓発活動を推進し、青少年育成センター育成指導員等による巡回指導を実施します。

警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、こどもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、スクールガード等による活動の充実を図り、こどもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

人気がなく暗い通学路や、生活道路での犯罪を防止するために設置する、防犯灯の整備を推進します。

安全・安心なまちづくりに向けた道路、公園等の既存施設の構造・設備の維持を推進するとともに、こどもを犯罪等から守るための広報啓発活動を展開します。

各地域の町内会等や、有志で構成される自主防犯組織による防犯啓発やパトロール活動を推進します。

基本施策 7 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり



現状・課題

- 事業調査結果から、人材確保や育成方法などのスキルアップを望む意見や、他機関との連携等やバックアップを期待する意見が挙げられています。支援を必要とするこどもやその家庭のニーズが多様化する中で、専門的知識・技術を有する人材など、必要な社会資源が充足していないことも要因と考えられ、人材の育成、確保が課題となっています。
- こども・若者の健やかな育成のためには、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。
- 地域におけるこどもの居場所として、11団体のこども食堂（令和7年2月末現在）が登録されています。定期的にこども食堂を実施している団体やこどもの居場所を提供する団体の活動に対し、協力・支援を行うことでこどもの居場所づくり事業を実施しています。
- 少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化が進む中で、こどもの健やかな育ちを実現するために、社会全体で子育て家庭の状況に理解を示すことが望まれています。また、地域における交流の機会等が減少する中で、まち全体でこどもを見守り、育てていくという意識の醸成が必要です。
- 市民からの公募や各団体等で構成する子ども・子育て会議を実施し、市民及び専門的な見地から様々な意見を子育て支援施策等に反映しています。
- こども大綱では、教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築・強化を求めています。

鹿屋市が目指す方向性

- 子育ては保護者のみならず、地域とのつながりの中で、地域ぐるみで取り組むことが必要です。地域コミュニティの多様な人材、資源を活用して、地域住民が主体となったこどもの活動支援や見守り活動が促進されるよう、関係機関・団体の支援を市民との協働により推進します。
- 子育てを地域社会全体で支えていくためには、地域の関係機関や市民との連携が必要です。保護者同士や相談支援員のネットワーク、行政や関係機関とのあらゆるネットワークを有機的につなげることで、地域全体の子育て力の向上を図ります。

具体的施策① 子育て関連団体の活動促進

こども食堂や子ども会、子育てサークルなどへの支援を行い、それぞれの居場所から地域とのつながりが広がるよう、子育て関連団体活動の促進を図ります。

(主な取組)



●こども食堂への支援

こどもと地域住民とがつながり、こどもも大人も安心して過ごせる居場所となることができるこども食堂を支援し、こどもの居場所として定着を図ります。



こども食堂

●子ども会への支援

町内会や校区単位で構成された子ども会が、地域の中心となって地域のつながりを創造する活動が行われるよう、子ども会育成連絡協議会を介して支援を行います。



子ども会活動

●子育てサークルなどの活動支援

子育てサークルなどの活動支援を行うとともに、ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援により、地域ぐるみで子育てを考え、サポートできる取組を進めます。

●地域の子育てサポーター等との連携

地域全体で子育てに取り組んでいくため、妊娠、出産、子育て期において、お母さんと行政とのパイプ役である鹿屋市母子保健推進員などと母子保健の課題や子育てに関する情報を共有しながら、必要な方へ支援ができるように連携を図っていきます。

また、子育ての援助を受けたい人が必要なときに安心して利用できる、ファミリー・サポート・センター事業については、サポート会員、利用会員の増加を図ります。

具体的施策② 地域における子育て支援ネットワークの強化

地域の人々をはじめ社会を構成する様々な団体や企業等が協力し、関係機関のネットワークづくりを推進することにより、「こどもまんなか社会」を目標に、子育てを社会全体で支える機運の醸成などにより、保護者に寄り添い一体となって子育てやこどもの育ちを支援できる環境づくりを進めます。



(主な取組)

●地域における包括的な支援体制（重層的支援体制）の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関との「横のネットワーク」と、出生、幼稚園や保育園入園、学校入学、進学、就職など、こどものライフステージの移行期に切れ目なく支援を繋ぐ「縦のネットワーク」について、情報交換や共通理解の場を設けるなど、地域における包括的な支援体制の構築を進め、切れ目ない支援に努めます。

また、地域と行政が一体となって子育て家庭や子ども・若者を支援するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、町内会などとの連携を図りながら、地域のネットワークづくりを推進します。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。



●地域子育て支援拠点の充実

子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、

「子育て親子に交流の場の提供及び交流の促進」、「子育てなどに関する相談・援助の実施」、「地域の子育て関連情報の提供」等の地域子育て支援拠点の充実を図り、地域における子育て支援ネットワークのハブ機能としての役割強化を目指します。

●こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めるとともに、こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組みます。

地域における身近な大人や若者など、ボランティアなどができる人材など多様な人材を確保・育成を推進します。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。



第5章 第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画

1 「教育・保育提供区域」の設定



(1) 提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を設定するとともに、需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備し推進していくこととされています。

(2) 第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画における提供区域について

第1期、第2期計画と同様、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に捉える必要があります。地域子ども・子育て支援事業においては、細やかな区域設定がなじまなく、市内全域を対象とする事業が多いこと、保育所等の入所希望も実家や勤務先の近くの施設に預ける傾向があることなどから、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、提供区域を全市1地区として設定します。



「鹿屋市全域」を1区域として設定

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて



(1) 将来人口推計

計画期間中の児童数について、令和3年（2021年）から令和6年（2024年）の1歳年齢ごと男女別人口を基に、コーホート変化率法を用いて推計しました。

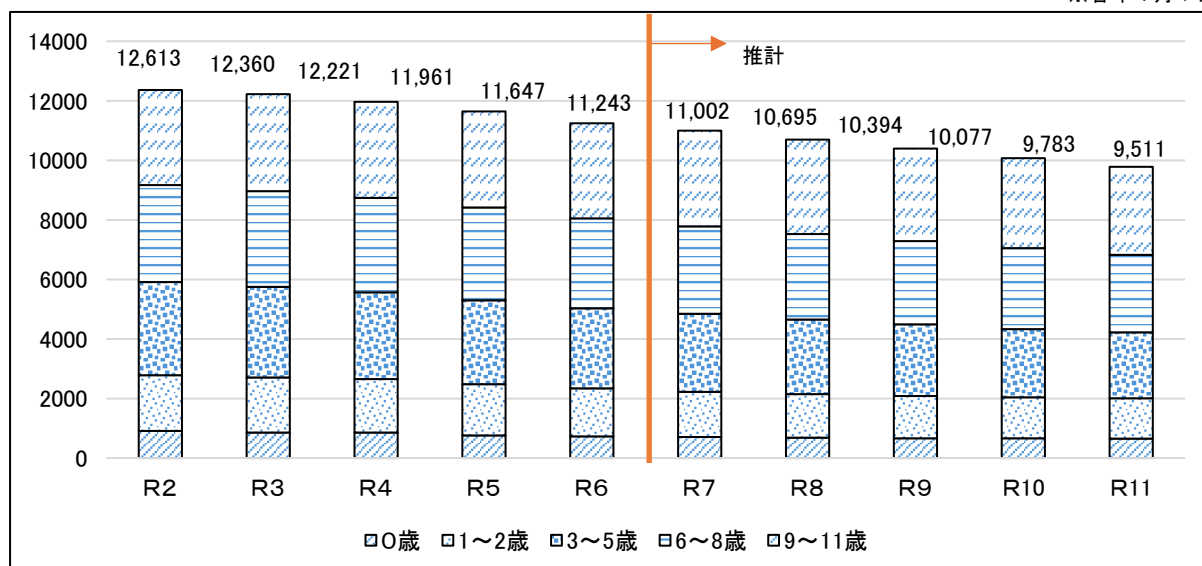
※ 0歳児は、15歳から49歳の女性の人口動態と年齢別の出生状況を踏まえて推計。

※ コーホート変化率法とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

（単位：人）

	実績					推計				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	913	855	861	766	731	703	684	668	660	654
1歳	913	928	869	852	777	745	716	697	681	673
2歳	961	927	922	862	831	781	749	720	701	685
3歳	1,005	960	925	916	853	833	783	751	722	703
4歳	1,060	1,025	971	937	911	873	852	801	768	738
5歳	1,059	1,051	1,019	961	922	909	872	851	800	766
就学前	5,911	5,746	5,567	5,294	5,025	4,844	4,656	4,488	4,332	4,219
6歳	1,074	1,060	1,043	1,014	969	943	930	893	871	819
7歳	1,069	1,091	1,045	1,051	1,001	976	950	937	900	878
8歳	1,115	1,064	1,086	1,057	1,053	1,019	993	966	953	915
9歳	1,064	1,106	1,052	1,089	1,060	1,065	1,031	1,004	976	963
10歳	1,093	1,061	1,099	1,046	1,085	1,060	1,065	1,031	1,004	976
11歳	1,034	1,093	1,069	1,096	1,050	1,095	1,070	1,075	1,041	1,013
就学	6,449	6,475	6,394	6,353	6,218	6,158	6,039	5,906	5,745	5,564

※各年4月1日



(2) 教育・保育事業の「量の見込み」と「確保方策」について

(保育の必要性の認定区分)

保護者の就労状況等に応じた保育の必要性により、教育・保育を利用することにもついて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、利用する教育・保育施設・事業が決定します。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定(教育希望が強い)		あり	幼稚園・認定こども園
2号認定(保育希望が強い)			保育園・認定こども園 等
3号認定	満3歳未満	あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業 等

(就学前児童数)

(単位:人)

	実績					推計				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	913	855	861	766	731	703	684	668	660	654
1～2歳	1,874	1,855	1,791	1,714	1,608	1,526	1,465	1,417	1,382	1,358
3～5歳	3,124	3,036	2,915	2,814	2,686	2,615	2,507	2,403	2,290	2,207

(量の見込み及び確保方策)

国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」等（以下、「国の手引き」という。）に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び各園の定員等を勘案した、認定区分ごとの確保方策を以下のとおり設定します。

- ① 1号認定児童＋2号認定（教育希望が強い）児童（満3歳以上で、保育の必要性がないこども／満3歳以上で、保育の必要性はあるが、教育を希望するこども）

【『実績』第2期計画における量の見込み・確保方策】

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,365	1,324	1,279	969	934
	確保方策	1,471	1,481	1,496	1,545	1,555
実績	利用者数	1,241	1,149	1,002	1,019	986
	利用定員数	1,507	1,515	1,565	1,530	1,445

【第3期計画における量の見込み】

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		971	930	892	850	819
	1号認定	752	720	690	658	634
	2号認定(教育希望)	219	210	202	192	185
確保方策②		1,300	1,295	1,280	1,270	1,260
②-①過不足		329	365	388	420	441

②2号認定児童（満3歳以上で、保護者の労働、疾病等により、保育の必要性があるこども）

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	1,752	1,699	1,642	1,740	1,677
	確保方策	1,573	1,584	1,584	1,572	1,572
実 績	利用者数	1,755	1,750	1,732	1,706	1,617
	利用定員数	1,538	1,517	1,503	1,558	1,545

【第3期計画における量の見込み】

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		1,585	1,520	1,457	1,388	1,338
確保方策②		1,499	1,445	1,423	1,409	1,398
②-①過不足		▲86	▲75	▲34	21	60

※不足が生じる年度については、定員の弾力化による対応を行うとともに、事業者と連携し利用定員の確保に努めます。

③3号認定児童（満3歳未満で、保護者の労働、疾病等により、保育の必要性があるこども）

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	1,539	1,525	1,482	1,333	1,318
	確保方策	1,477	1,476	1,476	1,492	1,492
実 績	利用者数	1,364	1,374	1,375	1,297	1,272
	利用定員数	1,542	1,546	1,540	1,535	1,522

【第3期計画における量の見込み】

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(0歳)①		155	151	147	146	144
確保方策(0歳)②		383	363	360	360	360
②-①過不足		228	212	213	214	216
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(1歳)①		514	494	481	470	465
確保方策(1歳)②		529	519	510	507	506
②-①過不足		15	25	29	37	41
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(2歳)①		568	545	524	510	498
確保方策(2歳)②		606	595	585	583	582
②-①過不足		38	50	61	73	84
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(0～2歳)①		1,237	1,190	1,152	1,126	1,107
確保方策(0～2歳)②		1,518	1,477	1,455	1,450	1,448
②-①過不足		281	287	303	324	341

（保育の必要性の認定区分）

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

【保育利用率の目標設定】

（単位：％）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	54.5	53.1	53.9	54.5	55.0
1歳	71.0	72.5	73.2	74.4	75.2
2歳	77.6	79.4	81.3	83.2	85.0
0～2歳	68.1	68.7	69.8	71.0	72.0

保育利用率：各確保方策(各利用定員数)／各年齢の推計人口

(3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」について

※地域子ども・子育て支援事業については、「国の手引き」に基づき、
年間実人数を「人」、年間延べ人数を「人日/年」、月間延べ人数を「人日/月」と表記しています。

①利用者支援事業

事業概要	令和6年4月に設置した『こども家庭センター』を拠点として、こども家庭支援員や保健師・助産師等による妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援や、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援など、関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を行います。
対象者	妊産婦及び乳幼児、子育て世帯全般
量の見込みの算出の考え方	こども家庭センターで事業を実施することから、設置数を見込量とし、今後も支援体制を維持します。
確保の方策及び今後の方向性	従来の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の機能は維持した上で、令和6年4月に『こども家庭センター』を新たに設置し、母子保健機能と児童福祉機能と連携を図りながら支援を行っています。子育て家庭のニーズに対応した新たな支援メニューの創設や、複雑・多様化する相談支援業務に精通する専門の資格を持った職員の確保と育成を行い、子育てに困難を抱える家庭への支援体制の充実・強化を図ります。

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
実績	利用者数(人日/年)	1,913	1,924	2,037	2,017	1,822

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児から小学3年生までの児童及びその保護者が気軽に集い、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについて相談を行います。
対象者	つどいの広場 ⇒ 概ね3歳未満の児童とその保護者 子育て交流プラザ ⇒ 小学3年生までの児童とその保護者
量の見込みの算出の考え方	令和6年度までの実績をもとに、今後5年間の推計人口を踏まえ算出した数値と「国の手引き」に基づいて算出した数値を比較した上での見込み量となります。
確保の方策及び今後の方向性	現在、本市では、9箇所において実施しており、今後も同様に実施し、見込量に対応できるよう取り組みます。 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み(人日/月)	1,421	1,378	1,337	1,903	1,903
	確 保 方 策(人日/月)	1,421	1,378	1,337	1,903	1,903
実 績	利 用 者 数(人日/月)	906	1,554	2,187	3,145	3,382
	施 設 数(箇所)	8	8	8	9	9

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/月)	3,280	3,182	3,087	2,994	2,904
確 保 方 策(人日/月)	3,280	3,182	3,087	2,994	2,904
確保方策(施設数:箇所)	9	9	9	9	9

③妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
対象者	妊娠届出をした妊婦（母子手帳を交付された者）
量の見込みの算出の考え方	令和6年度までの実績をもとに、今後5年間の推計人口を踏まえ算出しています。
確保の方策及び今後の方向性	県内医療機関等へ委託し、母子手帳交付時等機会あるごとに周知及び受診勧奨を行い、健診未受診者に対しては医療機関と連携を図りながら、見込量に対応できるよう取り組みます。

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み(人日/年)	10,924	10,622	9,463	9,703	9,573
	確 保 方 策(人日/年)	10,924	10,622	9,463	9,703	9,573
実 績	受 診 人 数(人日/年)	10,786	10,723	9,232	8,903	7,886

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	7,259	7,039	6,854	6,762	6,692
確 保 方 策(人日/年)	7,259	7,039	6,854	6,762	6,692

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後2か月から4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけます。
対象者	乳児家庭
量の見込みの算出の考え方	令和6年度までの実績をもとに、今後5年間の推計人口を踏まえ算出しています。
確保の方策及び今後の方向性	鹿屋市保健相談センターにおいて、母子保健推進員、保健師等による訪問を行い、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に取り組みます。

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(人)	713	693	710	681	672
	確保方策(人)	713	693	710	681	672
実績	訪問人数(人)	687	728	686	643	583

【第3期計画における量の見込み】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み(人)	582	566	553	546	542
	確保方策(人)	582	566	553	546	542

⑤養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

○養育支援訪問事業

事業概要	妊娠・出産・子育てに対して、不安や孤立感を抱える家庭に対し、保健師やヘルパー等が自宅を訪問し、相談や指導、家事や育児の支援を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
------	--

【確保の方策及び今後の方向性】

本市では、計画期間中に実施の予定はありませんが、養育環境に課題があるなど支援が必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携した支援を行うとともに、必要に応じて子育て世帯訪問支援事業の家事支援や育児支援とあわせて保健師等が同行し相談支援等を行います。

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図ります。
------	---

【確保の方策及び今後の方向性】

本市では、計画期間中に実施の予定はありませんが、引き続き要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化に努めるとともに、利用者支援事業の資格取得支援等の事業を活用し、職員等の専門性を高めていきます。

⑥子育て短期支援事業

事業概要	保護者が疾病、出産、看護、事故、災害等の社会的事由により家庭で一時的に児童の養育が困難となった場合や、経済的な理由等により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う短期入所生活援助（ショートステイ）を行います。
対象者	18歳未満又は親子
量の見込みの算出の考え方	利用日数を量の見込みとし、令和6年度までの実績をもとに児童家庭相談の増加に伴う利用の増を見込んでいます。
確保の方策及び今後の方向性	保護者の育児疲れや育児不安等による相談が増加しており、家庭環境を整えるためのショートステイのニーズが高まっていることから、市外施設の利用など、支援体制の整備を行います。

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(人日/年)	70	70	70	59	59
	確保方策(人日/年)	70	70	70	59	59
実績	利用者数(人日/年)	24	31	20	35	50
	施設数(箇所)	2	2	2	2	2

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	65	65	65	65	65
確保方策(人日/年)	65	65	65	65	65
確保方策(施設数:箇所)	3	3	3	3	3

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	地域において育児又は家事の援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、会員同士が育児等に関する相互援助活動を行うことにより、労働者の福祉増進及び児童福祉の向上を図ります。
対象者	原則として小学生以下 ※障がいのあるこどもにあっては18歳まで
量の見込みの算出の考え方	令和6年度までの実績をもとに算出した数値と「国の手引き」に基づいて算出した数値を比較した上での見込み量となります。
確保の方策及び今後の方向性	現在、本市では1箇所設置しており、今後も同様の実施に取り組みます。相互援助活動の調整を行うとともに、より安全な援助活動を行うため、提供会員の知識及び技能の向上を支援します。

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(人日/年)	400	400	400	450	450
	確保方策(人日/年)	400	400	400	450	450
実績	利用者数(人日/年)	400	503	647	572	498
	施設数(箇所)	1	1	1	1	1

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	500	500	500	500	500
確保方策(人日/年)	500	500	500	500	500
確保方策(施設数:箇所)	1	1	1	1	1

⑧一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、幼稚園において、一時的に預かります。
対象者	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児
量の見込みの算出の考え方	令和6年度までの実績をもとに、今後5年間の推計人口を踏まえ算出した数値と「国の手引き」に基づいて算出した数値を比較した上での見込み量となります。
確保の方策及び今後の方向性	【幼稚園型】 現在、本市では幼稚園型 35 箇所実施しており、今後も同様の実施に取り組めます。保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園などで保育に取り組めます。 【一般型】 現在、本市では幼稚園型を除く一時預かりは9箇所において実施しており、今後も同様の実施に取り組めます。保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、保育所などで保育に取り組めます。

○幼稚園型(認定こども園、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み(人日/年)	108,702	150,822	153,252	107,439	111,472
	確 保 方 策(人日/年)	108,702	150,822	153,252	107,439	111,472
	施 設 数(箇所)	29	33	34	30	32
実 績	利 用 者 数(人日/年)	120,964	98,135	82,386	92,679	91,990
	施 設 数(人日/年)	27	28	27	29	29

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	96,000	96,000	99,200	99,200	99,200
1号認定(人日/年)	7,296	7,296	7,539	7,539	7,539
2号認定(人日/年)	88,704	88,704	91,661	91,661	91,661
確保方策(人日/年)	96,000	96,000	99,200	99,200	99,200
確保方策(施設数:箇所)	30	30	31	31	31

○一般型(幼稚園を除く)

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み(人日/年)	6,190	6,054	5,867	967	941
	確 保 方 策(人日/年)	6,190	6,054	5,867	967	941
	施 設 数(箇所)	7	7	7	9	9
実 績	利 用 者 数(人日/年)	1,540	1,193	1,240	1,208	1,211
	施 設 数(箇所)	7	8	9	12	13

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	1,157	1,112	1,072	1,035	1,008
確 保 方 策(人日/年)	1,157	1,112	1,072	1,035	1,008
確 保 方 策(施設数:箇所)	13	13	13	13	13

⑨延長保育事業

事業概要	保育認定(2号・3号)を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。
対象者	保育認定(2号・3号)を受けたこども
量の見込みの算出の考え方	令和6年度までの実績をもとに、今後5年間の推計人口を踏まえ算出した数値と「国の手引き」に基づいて算出した数値を比較した上での見込み量となります。
確保の方策及び今後の方向性	本市では、29箇所の施設において事業を実施しており、今後も同様の実施に取り組みます。 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育に取り組みます。

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み(人)	1,282	1,257	1,232	900	810
	確 保 方 策(人)	1,282	1,257	1,232	900	810
	施 設 数(箇所)	27	27	27	25	25
実 績	利 用 者 数(人)	461	623	629	654	624
	施 設 数(箇所)	27	25	25	29	29

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	794	738	686	638	593
確保方策(人)	794	738	686	638	593
確保方策(施設数:箇所)	29	29	29	29	29

⑩病児保育事業

事業概要	病気によって保育所等に預けられない児童を、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができない場合に、病院に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
対象者	生後6か月以上の乳児、幼児、小学校に就学している児童
量の見込みの算出の考え方	令和6年度までの実績をもとに算出した数値と「国の手引き」に基づいて算出した数値を比較した上での見込み量となります。
確保の方策及び今後の方向性	現在、本市では1箇所において実施しており、今後も同様の実施に取り組めます。 市が委託した機関で一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図ります。

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み(人)	901	901	901	901	901
	確保方策(人)	901	901	901	901	901
	施設数(箇所)	1	1	1	1	1
実績	利用者数(人)	461	623	629	654	624
	施設数(箇所)	1	1	1	1	1

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	635	635	635	635	635
確保方策(人)	635	635	635	635	635
確保方策(施設数:箇所)	1	1	1	1	1

⑪放課後児童健全育成事業

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。
対象者	小学校に就学している児童（小学6年まで）
量の見込みの算出の考え方	令和6年度までの実績をもとに、今後5年間の推計人口を踏まえ算出した数値と「国の手引き」に基づいて算出した数値を比較した上での見込み量となります。
確保の方策及び今後の方向性	現在、本市では35箇所事業を実施していますが、近年登録者数が増加傾向にある一方、小学生人口の減少も見込まれます。そのため、現状と同数である35箇所を維持しつつ、需要過多地域や未設置校区への対策を行うとともに、有資格者の増加による施設の受入負担減を計ります。

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み(人)	1,895	2,038	2,197	2,110	2,110
	確 保 方 策(人)	1,895	2,038	2,197	2,110	2,110
	施 設 数(箇所)	32	33	34	34	34
実 績	利 用 者 数(人)	2,083	2,192	2,067	1,969	2,088
	施 設 数(箇所)	32	32	33	35	35

【第3期計画における量の見込み】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		2,100	2,057	2,004	1,951	1,884
	低学年(人)	1,387	1,357	1,320	1,285	1,232
	高学年(人)	713	700	684	666	652
確保方策(人)		2,100	2,057	2,004	1,951	1,884
確保方策(施設数:箇所)		35	36	37	37	37

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度未移行幼稚園に対して保護者が支払うべき、給食(副食材料費)の提供に要する費用を助成(年収360万円未満の世帯及び第3子以降の児童が対象)します。
対象者	幼稚園入所児童[第1階層から第3階層/全階層の第3子]
量の見込みの算出の考え方	今後の新制度未移行幼稚園の認定こども園移行を考慮し、見込み量を算出しています。
確保の方策及び今後の方向性	施設(新制度未移行幼稚園)の代理受領により、毎月、助成を行っている。計画値以上に対象者の実績が減少傾向にあります。

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み(人)	260	179	179	120	120
	確 保 方 策(人)	260	179	179	120	120
実 績	利 用 者 数(人)	191	168	164	98	81

【第3期計画における量の見込み】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		98	69	69	69	69
確 保 方 策(人)		98	69	69	69	69

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。
------	--

【確保の方策及び今後の方向性】

本市では、計画期間中に実施の予定はありませんが、今後の国の指針や本市の取組状況や必要性等を踏まえながら検討していきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
対象者	0～18歳の児童がいる家庭のうち ・家事や育児等に対し不安・負担を抱えた要保護、要支援の家庭 ・ヤングケアラー等が過度な家事や育児等のケアを担っている家庭
量の見込みの算出の考え方	利用日数を量の見込みとし、要保護・要支援児童の世帯数をもとに、支援ニーズを算出しました。
確保の方策及び今後の方向性	訪問支援員が訪問し、家事や育児の支援を行うほか、子育てに関するさまざまな不安や悩みを聞き、必要な情報提供に取り組みます。

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	960	960	960	960	960
確保方策(人日/年)	960	960	960	960	960

⑮児童育成拠点事業

事業概要	養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの健全な育成を図ります。
------	--

【確保の方策及び今後の方向性】

本市では、計画期間中に実施の予定はありませんが、養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対するこどもの居場所づくりは必要であることから、こども食堂への支援など、多様なこどもの居場所づくりを行います。

⑩親子関係形成支援事業

事業概要	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等その他必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。
------	---

【確保の方策及び今後の方向性】

本市では、計画期間中に実施の予定はありませんが、子育てに関する各種教室や乳幼児とその保護者が相互に交流する場など、あらゆる相談機関の利用を促進することで、必要な支援につなげていきます。

⑪妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と、妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行います。
対象者	妊産婦及び乳幼児
量の見込みの算出の考え方	妊娠届出時等の面談実施を量の見込みとし、令和6年度までの実績をもとに、今後5年間の推計人口を踏まえ算出しました。
確保の方策及び今後の方向性	妊娠・出生届出時の給付金の支給にあわせて、妊娠期から出産・子育て期まで身近な支援者として相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなげます。

【第3期計画における量の見込み】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数(人)	684	668	660	654	650
	1組当たり面談等回数(回)	3	3	3	3	3
	面談等実施合計回数(回)	1,524	1,486	1,460	1,445	1,434
確保方策	面談等実施合計回数(回)	1,524	1,486	1,460	1,445	1,434

⑱産後ケア事業

事業概要	出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供します。
対象者	出産後1年未満の母子
量の見込みの算出の考え方	利用人数を量の見込みとし、令和6年度までの実績をもとに、今後の利用ニーズの増加を勘案して算出しました。
確保の方策及び今後の方向性	現在、本市では、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」の3種類の支援方法を実施しており、母子の状況に合わせた支援を選択して利用いただいています。今後も支援を必要とするすべての産婦が利用できるよう、計画的な支援体制の整備に取り組みます。

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	100	105	110	120	130
確保方策(人日/年)	100	105	110	120	130
確保方策(施設数:箇所)	11	12	13	14	15

⑲乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要	保育所等に通園していないこどもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなどを行い、こどもの良質な成育環境を支援します。なお、令和8年度から本格実施の事業になります。
対象者	0歳6カ月～満3歳未満のこども
量の見込みの算出の考え方	対象年齢の未就園児数を算定し、「国の手引き」に基づいて算出した数値を量の見込み量としています。
確保の方策及び今後の方向性	実施施設や保育士等の負担を考慮し、制度の開始にあわせ実施保育所等の確保に向け、制度の周知を図りながら、全てのこどもの育ちを応援するとともに、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援につなげます。

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/月)	44	41	41	40	40
0歳児(人日/月)	20	19	19	18	18
1歳児(人日/月)	13	12	12	12	12
2歳児(人日/月)	11	10	10	10	10
確保方策(人日/月)	51	51	51	51	51
0歳児(人日/月)	21	21	21	21	21
1歳児(人日/月)	18	18	18	18	18
2歳児(人日/月)	12	12	12	12	12

3 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策



保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべてのこどもの健やかな成長を実現するため、あらゆる分野に関係する方が役割を果たすことが求められています。こうした中、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、教育・保育施設や地域型保育事業等と相まって、安心してこどもを生み育てられる環境づくりの役割を担います。

本市において、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に取り組みます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

こどもの生活や学びの連続性を確保することを目指し、就学前後の不安を軽減するための幼児と児童の交流活動や、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教職員等が相互理解を深めるための活動により、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

これらを推進していくため、小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・保育所・認定こども園における行事等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教職員等による相互授業・保育参観や合同研修会等の実施、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有しての意見交換などの保育・教育内容等の検討などに取り組めます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保



子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。この改正により、従来より「子どものための教育・保育給付」として給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されたほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度未移行幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

今後においても、本市では子育てのための施設等利用給付の給付申請について、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

5 その他の推進方策



（１）産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子育て期の家庭において、０歳児のこどもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらう、取得中の育児休業期間の短縮ということがある中で、育児休業期間満了時からの保育所等の利用を希望する保護者が、１歳から保育を円滑に利用できるような環境の整備が求められています。

このことを踏まえ、本市では、育児休業の期間満了時においても、新年度途中からの入所希望に対する入所決定を行っています。

今後も、産後の休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の充実を図るとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、必要な情報の提供や相談支援を行う体制を強化するほか、当該保護者の円滑な利用に向けた仕組みづくりを検討していきます。

（２）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続します。

共に働き・共に育てるなど、みんなで子育てをし、喜びを感じることができるよう、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に取り組みます。

（３）国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組について

本市においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小１の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月策定）に基づき、放課後児童対策を推し進めてきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和 5 年度までで終了し、引き続き令和 6 年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本市においても国の動向を踏まえながら、本市の実態に即した放課後児童健全育成事業に取り組みます。

なお、放課後児童健全育成の推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施について検討するにあたり、小学校の余裕教室の活用等も踏まえつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して協議していきます。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

（放課後児童クラブ）

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う放課後児童クラブのニーズに対応する体制の確保に取り組みます。放課後児童クラブについては、令和6年度現在、市内35箇所で行っており、放課後児童クラブ未設置の小学校区においては、教育委員会とともに連携し、地域におけるニーズなどを注視しながら、事業実施の必要性を判断していきます。

（放課後子ども教室）

放課後児童クラブが未設置の小学校区について、地域の実情に合わせ、放課後子ども教室の実施等や小学校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように検討します。

②放課後子ども教室の実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子ども教室の実施について検討します。

③放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後も保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が図れる体制の整備を検討します。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

各種会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行ないます。

本市においては、放課後児童クラブの事業は子育て支援課、放課後子ども教室の事業は教育委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

⑤特別な配慮を必要とする児童や家庭への対応に関する方策

一人ひとりのこどもたちの困りごとや配慮を要する内容について把握し、関係機関との切れ目のない支援を通して、相互の理解に努めながら、連携して取り組みます。

第 6 章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制



こども大綱に基づく、すべてのこども・若者のウェルビーイングの向上は、福祉分野に限らず、保健、医療、教育、商工労働、防災・防犯、まちづくり分野など広範囲にわたります。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策などの新たな課題に対する施策においても、行政のみならず、教育・保育事業者、学校、事業所、市民のそれぞれとの連携が重要です。

本人、家庭や地域、教育、保育関係機関、NPOや市民活動団体、企業、行政それぞれが、こどもの健全育成、若者の自立支援、子育て支援に対し、果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、「こどもまんなか社会」に向けて、様々な施策を計画的、総合的に推進します。また、こども、若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加、参画を推進します。

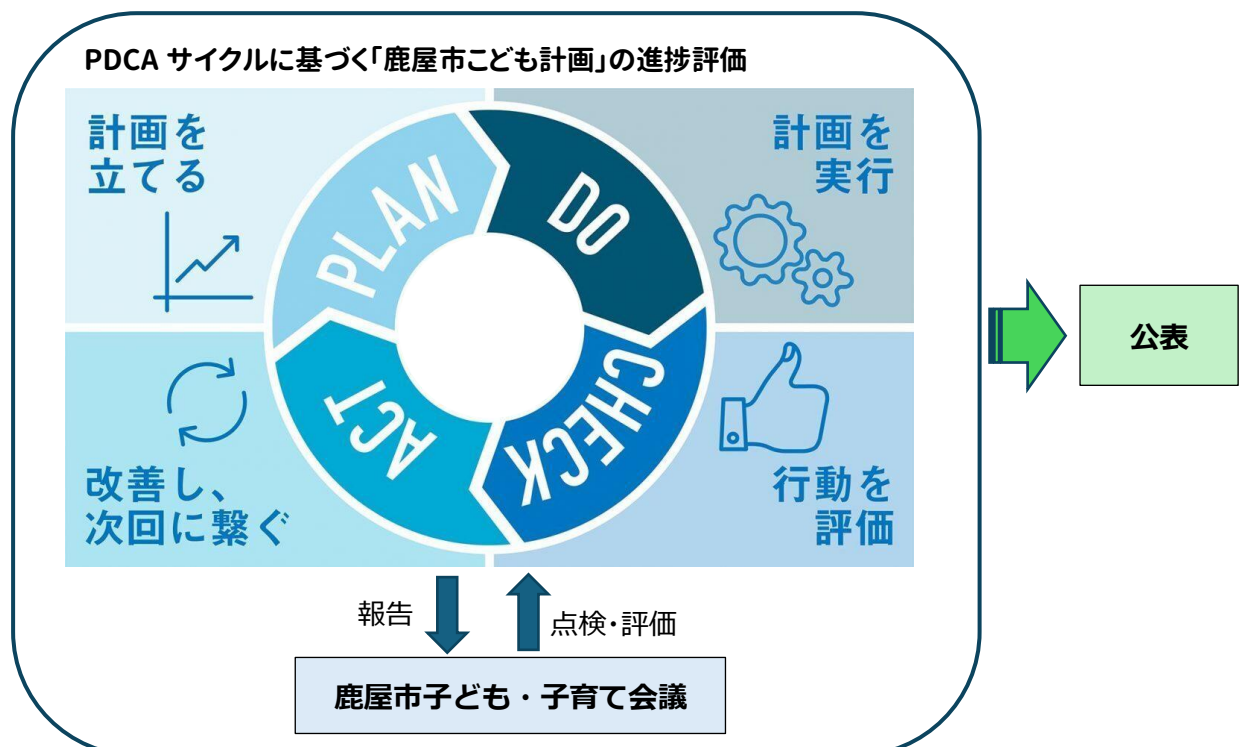
2 計画の進捗管理



本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。「第4章 施策の展開」に記載された「基本施策」に基づいた『6 基本施策の進捗状況確認（第3章に掲載）』を毎年度、確認することで進捗確認を行います。

進捗を確認するに当たっては「鹿屋市子ども・子育て会議」で点検・評価を行うとともに、結果においては、市ホームページ等で公開する等、当事者であるこども・若者及び子育て世帯への情報提供に努めます。

こども計画の内容については、市民ニーズや社会情勢、国における制度改革等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。



第 7 章 資料編

1 計画の策定経過

年月日	項目	概要
令和5年度		
10月 7日	鹿屋市子ども・子育て会議	・次期計画の基本的な考え方について ・計画策定に向けた調査について
11月 15日	鹿屋市こども計画（仮称） 策定委員会（以下「策定委員会」） 及び作業部会（以下「作業部会」）	・計画策定の基本的な考え方について ・作業部会の作業内容について
12月	アンケート調査	・就学前児童保護者（4,017件配布） ・小学校児童保護者（4,574件配布） ・小学5年生及び小学5年生保護者（各1,033件配布）
2月 5日	作業部会の書面審議	・施策に関連する取組の整理 ・年齢階層ごとの支援制度の整理
2月 20日	鹿屋市子ども・子育て会議	・アンケート調査の中間集計について ・こども大綱の閣議決定について
2月	アンケート調査	・若者《15歳～39歳》（2,500件配布） ・事業所（89件配布）
3月 18日	策定委員会	・施策体系について ・アンケート調査の中間集計について
令和6年度		
5月 24日	鹿屋市子ども・子育て会議	・アンケート調査の結果について
5月 30日	作業部会	・アンケート調査の結果について ・施策体系の整理について ・具体的施策事業について
6月 5日	策定委員会	
7月 19日	作業部会	・骨子（案）について
7月 29日	策定委員会	
8月 9日	鹿屋市子ども・子育て会議	・こども直接の意見聴取について ・骨子（案）について
9月 30日	鹿屋市子ども・子育て会議	・第3期子ども・子育て支援事業計画について（量の見込みと確保方策） ・計画の構成内容について
10月 15日	作業部会	・素案について
10月 23日	策定委員会	
11月 8日	鹿屋市子ども・子育て会議	・素案について
12月 12日	市議会文教福祉委員会	・素案について
1月 16日	作業部会	・計画書について ・表紙絵及び名称の選考について
1月 22日	策定委員会	
2月 12日	鹿屋市子ども・子育て会議	・計画書について ・表紙絵及び名称の選考について
3月 11日	市議会文教福祉委員会	・計画書について
3月 末		・計画の完成及び公表

2 鹿屋市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	エルメス 恵子	市民委員	
2		蜂谷 友香	市民委員	
3		橘 拓真	市民委員	
4		阿蘇品 伸三	市民委員	
5		竹中 愛美	市民委員	
6		柿迫 愛美	市民委員	
7	第2号委員 学識経験者	矢野 常広	鹿屋市医師会	
8		安樂 博史	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己	国立大学法人鹿屋体育大学	会長
10		角ノ上 琢	鹿児島県大隅児童相談所	
11		泊 浩太郎	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		下村 尚	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第3号委員 子ども・子育て 支援に関する事業に 従事する者	藤井 光晴	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 恒	鹿屋乳児院	
15		吉井 健	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信	鹿屋市保育会	
17		有川 文人	鹿屋市学童保育連絡会	
18		曽原 真維子	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
19		豎山 恵美	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ（母親クラブ）	
20		指宿 章子	障がい児福祉支援事務所	
21	第4号委員 その他市長が 必要と認める 者	橋元 直也	鹿屋特別支援学校PTA	
22		川崎 大輔	鹿屋市PTA連絡協議会	
23		渡邊 正人	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長
24		川添 みや子	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎	鹿屋市町内会連絡協議会	
26		鹿倉 李恵	鹿屋商工会議所	

【委嘱期間：令和6年5月1日～令和8年4月30日（2年間）】

(2) 条例

鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及び第3項並びにこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、支援法第72条第1項各号に掲げる事務、市町村こども計画（基本法第10条第2項に規定する計画をいう。）の策定及び変更に関する事項並びにこども施策（基本法第2条第2項に規定する施策をいう。）の推進に関する事項を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

3 こども基本法

(目的)

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- (3) 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- (2) 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- (3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) こども施策に関する基本的な方針
- (2) こども施策に関する重要事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- (3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第12条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第13条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第14条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第15条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第16条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置及び所掌事務等）

第17条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）こども大綱の案を作成すること。

（2）前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

（3）こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

（4）前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第18条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

（2）会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第19条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第20条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第2条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 用語集

頁	用語	解説
2	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
2	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に幸せな状態。
62	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
63	こども家庭センター	こどもや子育て家庭、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う機関のこと。 （従来の市町村には、母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」があったが、令和6年4月施行の改正児童福祉法により、二つの機能を統合した「こども家庭センター」が新設された）
66	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき設置。要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。
72	こども誰でも通園制度	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。
73	スクールカウンセラー	児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための仲立ち的な役割を果たす者。臨床心理士等の資格認定を請け、子どもの臨床心理に関して高度に専門的な知識と経験を有する者。
73	スクールソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくもの
74	ライフデザイン	自分の価値観に基づいて、人生の生き方の構想を描くこと。
75	性的指向	人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念。
75	ジェンダーアイデンティティ	恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。
75	プレコンセプションケア	コンセプション（Conception）は受精で、おなかの中に新しい命をさすことをいう。プレコンセプションケア（Preconception care）とは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことをいう。
85	医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこどもたち。



鹿 屋 市 こ ど も 計 画

発行年月 令和7年3月

編集・発行 鹿屋市保健福祉部子育て支援課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

TEL : 0994-31-1134 / FAX : 0994-44-2494